

# 官報

号外 昭和二十四年四月二十九日

## 第五回 参議院會議錄第二十号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)午前十時三十分開議

議事日程 第十九号

昭和二十四年四月二十八日

午前十時開議

第一 健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 厚生年金保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 米國対日援助見返資金特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 國營競馬特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第八 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第九 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出)

(委員長報告)

第一〇 刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一一 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一二 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一三 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一四 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一五 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一六 医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一七 六・三教育制度完全実施に関する決議案(田中耕太郎君外十一名発議)(委員会審査省略要求事件)

(委員長報告)

第一八 伊予大島に船だまり築設の請願

(委員長報告)

第一九 政治泊港船入ま築設に関する請願

(委員長報告)

第二〇 野田漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第二一 越喜來灣崎浜船だまり築設に関する請願

(委員長報告)

第二二 瀬崎漁港に船だまり築設の請願

(委員長報告)

第二三 通山漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第二四 羽幌漁港築設促進に関する請願

(委員長報告)

第二五 假屋漁港製品加工場の完備等に関する請願

(委員長報告)

第二六 名護屋漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第二七 第二水産講習所を農林省所管の水産科大学に昇格の請願

(委員長報告)

第二八 和田漁港船だまり築設に関する請願

(委員長報告)

第二九 かき養殖業者の動力船用燃料リント制復活に関する請願

(委員長報告)

第三〇 水橋町漁港改修工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三一 漁業災害補償制度設定に関する請願

(委員長報告)

第三二 ウトロ漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第三三 久慈漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第三四 漁船保險に関する請願

(委員長報告)

第三五 沿岸漁業用資金融通に関する請願

(委員長報告)

第三六 漁業用リント物資の割当等完全実施に関する請願

(委員長報告)

第三七 漁港、船だまり修築費國庫補助増額等に関する請願

(委員長報告)

第三八 漁港法制定に関する請願

(委員長報告)

第三九 長江漁港船だまり築設に関する請願

(委員長報告)

第四〇 丸山漁港築設に関する陳情

(委員長報告)

第四一 水産業金融対策に関する陳情

(委員長報告)

第四二 日立漁港築設に関する陳情

(委員長報告)

○議長(松平健雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十六日内閣から左の議案を提出した。

油糧配給公團法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

國營競馬特別會計法案

郵便法等の一部を改正する法律案

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

人権擁護委員法案

犯罪者予防更生法案

犯罪者予防更生法施行法案

造船法案

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

油糧配給公團法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

國營競馬特別會計法案

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

犯罪者予防更生法案

犯罪者予防更生法施行法案

造船法案

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣、外務大臣及び厚生大臣宛左の決議を送付した。海外現習同胞引揚促進に関する決議

同日議員から左の質問主意書を撤回した。同日議長から左の報告書を提出した。

同日議長から左の報告書を提出した。同日議長から左の報告書を提出した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(特別調達連絡庶務部長) 岩永 賢一君

(労働省職業安定局長) 亀井 光君

(地方財政委員) 山村 章君

(大臣官房文書課) 森田 孝君

同日内閣総理大臣から(特別調達連絡庶務部長) 總理庶務官岩永賢一君外三名(前議長承認の通り)を第五回閣會議府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣から左の答弁書を受領した。参議院議員池田恒雄君提出開拓事業に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出食糧確保臨時措置法の運用に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出各種協同組合に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出施政の理想目標に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出開拓協会に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤森泰治君提出社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

参議院議員堀井伊介君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

同日田中耕太郎君外十一名から左の議案につき委員会の審査省略の要求書を提出した。

六・三教育制度完全実施に関する決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国立学校設置法案

水先法案

煙草専賣法案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

飲食営業臨時規整法案(星島二郎君外六名提出)

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

煙草専賣法案

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律案

国立学校設置法案

児童福祉法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を地方行政委員会に付託した。

飲食営業臨時規整法案(星島二郎君外六名提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

病院改称に関する質問主意書(堀井伊介君提出)

農林漁業復興資金融通に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

税制機構問題についての質問主意書(川上嘉君提出)

同日委員から左の報告書を提出した。

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案可決報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案可決報告書

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案可決報告書

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

米穀対日援助見返資金特別会計法案可決報告書

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

企業再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書

医療法の一部を改正する法律案可決報告書

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案可決報告書

建設委員会請願審査報告書第四号

建設委員会請願特別報告第四号

建設委員会陳情審査報告書第二号

建設委員会陳情特別報告第二号

(第十五号参照)

海上保安廳職員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月五日

小林 勝馬

参議院議長松平恒雄殿

海上保安廳は其の名称の示す如く海上の保安業務に従事することは言を俟たない事であるが、陸上と海上に亘り特殊の関係も多い事と思ふが、海上経験者(実務者)が非常に少く、陸上経験者の如きは(船舶を除く)、大多数の人々が、海上経験なき様に思われるが、順次海上経験者として入替える意志ありや。なお又現在の海上実務者数及び割合(同別)を、速かに書類をもつて答弁ありたい。

内閣参事第五号

昭和二十四年四月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小林勝馬君提出海上保安廳職員に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出海上保安廳職員に関する質問に対する答弁書

海上保安廳の所掌事務は、海上に

おける治安の維持と航海の安全の確保とに大別され、その業務内容は何れも海上の保安に関するものであるが、その所掌事務のすべてが海上において執行するものとは限らず、又海上実務者を必要とするもののみではない。例えば灯台局関係では、航路標識の建設保守、運用等の業務は陸上において行い、その方面の専門技術者であれば必ずしも海上実務者であることを要しない。水路関係では、水路測量原図の調整、潮汐潮流諸元の推算、天文諸元の推算等は専門の物理学者でなければ研究処理し得ないものである。

保安局関係においても、船舶検査は必ずしも乗船検査者に限定すべきではなく船舶工学に通じた専門技術者の技術的検査も必要であり又巡視船の設計等についても造船又は機関工学の専門家を必要とする。逮捕した犯人の処置については、司法警察事務に通じた法律家であれば必ずしも海上経験者であることは必要でない。

以上の如く海上保安業務を遂行する上において海上実務を有することは一面絶対必要とする部面があることは勿論であるが、全般的に見ると、海事に関する知識は必要として、必ずしも海上実務を必要としな

い職域が相当ある。陸上職員の内海上実務者の占める割合を示すと別紙のとおりで、中央では六〇地方では二二%合計すれば一六%となつて居るが、前述の事情を参酌すれば、陸上職員に対する海

上実務者の比率は左程低いとは言えないと思う。しかしながら地方の人員配置を検討した結果、海上実務者を必要とする部署にこれを欠いてゐるものが見受けられる。この点は至急改善したいと考えている。

これを要するに海上保安廳は海上勤務者と陸上勤務者、海上実務者ある者と海事行政経験ある者とが海事に関する知識と経験と理解とを持ち寄つて建設すべき新制度であり、全職員が機会均等に発展してゆく組織としなければならぬと考えている。

陸上職員中海上実務者の占める割合

部局別	陸上職員数	内海上実務者数	(1)に対する割合	(2)の割合	(3)の割合	備考
(中) 中央	一、五三八	九〇	五・九	(四・四)	(二・八)	(内は海抜免状受有者を示す)
長官官房	二〇三	一	五・一	(五)	五・四	
保安局	三二八	二二	六・七	(四・九)	一四・九	
水路局	七九五	二六	三・四	(二・二)	二・八	
燈台局	二二二	二	〇・九	(〇・八)	三・八	
(地方)	二、五八一	五七六	二二・〇	(二二・〇)	二二・〇	
横 浜	二九二	四一	一三・〇	(四・一)	三・八	
名 古 屋	一三六	一四	一〇・三	(八)	一〇・三	
神 戸	三三三	八三	二五・七	(四・八)	二五・七	
廣 島	三八〇	九二	二四・二	(二・八)	二四・二	
門 司	八一九	七五	九・一	(二・九)	二六・七	
舞 鶴	一一〇	三五	三一・八	(二・五)	三一・八	
新 潟	九四	三三	三・一	(三)	三・一	
塩 釜	一八〇	一〇	六・一	(一〇)	六・一	
小 樽	二四七	九	三・六	(九)	三・六	
合 計	四、一九	六六六	一六・〇	(二七・四)	一六・〇	

(参考)

区 別	全 職 員	陸上職員	海上職員	海上実務者の合計	全職員に対する比
中央	一、六六三	九〇	二、九〇二	一四・一三	
地方	五、五〇四	五七六	三、四七八	六三・一九	
計	七、一六七	六六六	三、〇四七	五一・八〇	

肥料プール制改正に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。  
昭和二十四年四月六日、  
小川 友三  
参議院議長松平恒雄殿

肥料プール制改正に関する質問主意書  
政府は、原價の安くつく肥料会社より安く買い上げ、高くつく会社より高く買上げておつて一定の買上價がないプール制であるが、これを一律に一定の値に買上げることが正しいと思つて、現行制度を改める意思ありや。  
右質問に対し御答弁を要求する。  
内閣参甲第五四号  
昭和二十四年四月十五日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員小川友三君提出肥料プール制改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出肥料プール制改正に関する質問に対する答弁書  
一、食糧増産上必須である化学肥料の生産確保のため、各工場別價

格制をとつたことは、戦災、轉換、主要原料價格のアンバランス換率の不均一等の状況下では、止むを得ない措置であつた。  
二、しかし、九原則、三原則が嚴格に勵行される現在及び、今後の経済情勢は、当然一物一價主義を要求する。  
三、従つて、前二者の相矛盾せる要請を調和させるため、四月十二日より次のような措置をとることとした。  
1 硫安  
製法、復旧度及び操業度等の生産諸條件を勘案し、三本建集團價格をとつた。  
2 石灰窒素  
原則的に一本建價格とし、轉換工場を金利、償却の点で例外とした。  
3 過燐酸石灰については、従来とも單一價格制である。  
四、以上の過度的措置は、機を見て一物一價の原則に戻らせる意向である。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。  
この際お諮りいたします。遠山内市君より法務委員を、水久保重作君より建設委員を、安達良助君及び小林勝馬君

より予算委員を、鬼丸義齋君より圖書館運営委員を、それ／＼辞任の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として、法務委員に水久保彦作君を、建設委員に遠山丙市君を、予算委員に小杉繁安君及び小畑哲夫君を、図書館運営委員に小林勝馬君を指名いたします。

○岡部常君 本員は、この際、選挙法の改正に関する調査のため、選挙法改正に関する特別委員会を設置いたします。その委員数を二十七名とし、その指名を議長に一任するの動議を提出いたします。

○原虎一君 只今岡部常君から提出になつた動議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 只今の岡部君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて選挙法改正に関する特別委員会を設置することに決しました。参事を以て議長を指名いたしました特別委員の氏名を朗読いたします。

〔岡部参事朗読〕

選挙法改正に関する特別委員

- 岡本 愛祐君 小野 哲君
- 柏木 庫治君 西郷吉之助君
- 島村 軍次君 新谷寅三郎君
- 鈴木 直人君 北條 秀一君
- 小串 清一君 北村 一男君
- 城 義臣君 遠山 丙市君
- 藤井 新一君 伊東 隆治君
- 鬼丸 義齋君 木内 四郎君

- 佐々木龍藏君 鈴木 順一君
- 天田 勝正君 大野 幸一君
- 大島健夫雄君 吉川末次郎君
- 太田 敏兄君 川上 嘉君
- 小川 久義君 兼岩 傳一君
- 小川 友三君

○議長(松平恒雄君) この際、日程第一、健康保険法の一部を改正する法律案、日程第二、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事今泉政喜君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

健康保険法の一部を改正する法律案

昭和二十四年四月二十三日 内閣総理大臣 吉田 茂

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。第二條第一項但書を次のように改める。

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	標準報酬日額	報 酬 月 額
第一級	二,000圓	七圓	二,300圓未満
第二級	二,500圓	八圓	二,500圓以上 二,700圓未満
第三級	三,000圓	一〇圓	二,700圓以上 三,300圓未満
第四級	三,500圓	一三圓	三,300圓以上 三,700圓未満
第五級	四,000圓	一五圓	三,700圓以上 四,300圓未満
第六級	四,500圓	一七圓	四,300圓以上 四,700圓未満
第七級	五,000圓	一七圓	四,700圓以上 五,300圓未満
第八級	六,000圓	二〇圓	五,300圓以上 六,300圓未満
第九級	七,000圓	二三圓	六,300圓以上 七,300圓未満
第一〇級	八,000圓	二七圓	七,300圓以上 八,300圓未満
第一級	九,000圓	三〇圓	八,300圓以上 九,300圓未満
第二級	一〇,000圓	三三圓	九,300圓以上 一〇,300圓未満
第三級	一三,000圓	四〇圓	一〇,300圓以上 一三,000圓未満
第四級	一六,000圓	四七圓	一三,000圓以上 一六,000圓未満
第五級	一八,000圓	五〇圓	一六,000圓以上 一七,000圓未満
第六級	二〇,000圓	五三圓	一七,000圓以上 一九,000圓未満
第七級	二二,000圓	五六圓	一九,000圓以上 二二,000圓未満
第八級	二四,000圓	五九圓	二二,000圓以上 二四,000圓未満
第九級	二六,000圓	六二圓	二四,000圓以上 二六,000圓以上

第六條の次に次の一條を加える。第六條ノ二 健康保険組合ガ其ノ事務所若ハ第二十三條ノ規定ニ依ルニ施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ。第十一條第三項本文中「五錢」を「二十錢」に、同項第一号中「百圓」を

二千圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。第十一條ノ二第一項本文中「財産ノ在ル市町村」の下に「(東京都ノ區ノ存スル區域並ニ地方自治法第五百五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下ニ同ジ)」を加え、同條第四項を削る。

第二十二條中第二項から第四項までを削る。

第四十二條ノ二第五項中「第二十三條」を「第六條、第六條ノ二、第二十三條」に改める。

第四十三條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三條ノ六第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル初診料ノ額ニ相當スル額ヲ一部負擔金トシテ支拂フベシ但シ健康保険組合ハ其ノ規約ヲ以テ組合ノ指定スル者ニ就キ給付ヲ受クル者ニ付テハ一部負擔金ニ相當スル額ヲ限度トシテ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得。第四十三條ノ三第一項中「保險醫又ハ保險藥劑師ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第四十三條ノ四第一項中「保險醫及保險藥劑師ハ」の下に「厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

厚生大臣前項ノ定ヲ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ。

第四十三條ノ六第一項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負

延滞金ヲ計算スルニ當リ徴收金額

療金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十四條ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十九條第一項但書を削る。

第五十條第一項但書を削る。

第五十條ノ二第一項中「百圓」を「二百圓」に改め、同條第二項を削る。

第五十九條ノ二第五項中「第四十三條ノ二」を「第四十三條ノ二第一項」に改める。

第五十九條ノ三中「千圓」を「二千圓」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「五百圓」を「千圓」に、同條第三項中「五十條ノ二第一項」を「第五十條ノ二及第五十五條」に改める。

第六十二條第三項中「第四十六條及第五十一條第二項」を「第四十六條及第五十一條第二項及第三項」に改める。

第六十九條ノ二中「第六十二條第一項及第二項」を「第六十一條、第六十二條第一項及第二項、第六十三條」に改める。

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ四十」を「千分ノ五十」に、同條第二項中「千分ノ三十六乃至千分ノ四十四」を「千分ノ四十五乃至千分ノ五十五」に、「健康保險委員會」を「健康保險審議會」に改める。

第七十五條ノ二中「千分ノ二十五」を「千分ノ三十」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第七十九條ノ二の次に、次の一章を加える。

第六章 健康保險審議會

第七十九條ノ三 政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲、厚生省ニ健康保險審議會(以下審議會ト稱ス)ヲ置ク

第七十九條ノ四 審議會ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付、厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ニ付テハ企業、立法又ハ實施ノ大綱ニ關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムルモノトス

第七十九條ノ五 審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第七十九條ノ六 委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半数ヲ命ズ

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七十九條ノ七 審議會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長專断アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第七十九條ノ八 厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ健康保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第七十九條ノ九 審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除ク外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第七十九條ノ十 審議會ハ會長之ヲ召集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ召集スベシ

第七十九條ノ十一 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第七十九條ノ十二 審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第七十九條ノ十三 審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十四條ノ二の次に次の二條を加える。

第八十四條ノ三 健康保險審査會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ健康保險審査會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第八十四條ノ四 健康保險審査會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十七條第一項中「六月」を「一年」に、「五千圓」を「三萬圓」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 被保險者ヲ使用スル事業主故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ

二 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨若ハ忌避シタルトキ

三 第七十七條本文ニ規定スル保險料ヲ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ

第八十八條ノ二を次のように改める。

第八十八條ノ二 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ保險料ヲ受クベキモノ其ノ他ノ關係者故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本法ノ規定ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ爲サズ、虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ若ハ出頭セズ又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ

二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏職員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若

ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨若ハ忌避シタルトキ

第八十八條ノ三を削る。

第九十一條中「第八十七條第三項若ハ第四項」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第七十一條の四第一項の改正規定は、昭和二十四年四月一日から適用する。

2 この法律の施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

3 この法律施行の日前に督促狀を發した保險料に對する延滞金については、なお従前の例による。

4 この法律施行の日において現に健康保險委員會の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ健康保險審議會の委員、幹事、又は書記を命ぜられたものとみなす。

但し、委員の任期は、その者が健康保險委員會の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案

閣会に提出する。

昭和二十四年四月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案  
厚生年金保險法等の一部を改正する法律

第一條 厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條 第二項から第四項までを削る。

第三條 第一項但書を次のように改める。  
但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	二、〇〇〇圓	二、二五〇圓未満
第二級	二、五〇〇圓	二、二五〇圓以上二、七五〇圓未満
第三級	三、〇〇〇圓	二、七五〇圓以上三、二五〇圓未満
第四級	三、五〇〇圓	三、二五〇圓以上三、七五〇圓未満
第五級	四、〇〇〇圓	三、七五〇圓以上四、二五〇圓未満
第六級	四、五〇〇圓	四、二五〇圓以上四、七五〇圓未満
第七級	五、〇〇〇圓	四、七五〇圓以上五、〇〇〇圓未満
第八級	六、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓以上六、五〇〇圓未満
第九級	七、〇〇〇圓	六、五〇〇圓以上七、五〇〇圓未満
第一〇級	八、〇〇〇圓	七、五〇〇圓以上

第四條 第四項を次のように改め、同條第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同條第一項及び第五項を削る。  
被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ

第三條 第二項中「行政廳」を「都道府縣知事」に改め、同條同項に次の但書を加える。  
但シ被保險者ガ健康保險組合ノ組合員ニシテ其ノ健康保險組合ガ健康保險法第二條第三項ノ規定ニ依リ定ラザル場合ニ於テハ其ノ者ニ關スル報酬ノ額額ハ其ノ定ニ依リテ定ム

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リテ定ム

其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ標準報酬ヲ變更ス  
第四條ノ二第二項に次の但書を加ふる。  
但シ被保險者ガ健康保險組合ノ組合員ナル場合ニ於テハ其ノ者

ノ報酬月額ハ其ノ健康保險組合ガ健康保險法第三條ノ二第三項ノ規定ニ依リ定メタル算定方法ニ依リテ算定ス  
第十一條を次のように改める。  
第十一條 保險料ヲ滞納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ  
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントストキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ  
前項ノ督促狀ハ納付義務者ガ健康保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受ケタル者ナルトキハ同法同條ノ規定ニ依リ督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得  
行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス但シ前項ノ規定ニ依リ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ之ヲ徴收セズ

第二項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日二十錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認めル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額千圓未満ナルトキ  
二 納期ヲ繰上げ徴收ヲ爲ストキ  
三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲  
公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滞金ヲ計算スルニ當リ徴收金額二千圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス  
督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十圓未満ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ延滞金ノ金額二十圓未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ  
第十一條ノ二を次のように改める。  
第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依リ徴收金ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ區ノ存スル區域及地方自治法第二百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同ジ）ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政廳ハ徴收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ  
第二十六條ノ六の次に次の二條を加ふる。

第二十六條ノ七 前五條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クベキ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保險給付ハ其ノ人數ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス  
第二十六條ノ八 遺族年金又ハ遺兒年金ヲ受ケル同順位者中一人ガ其ノ年金ヲ受ケル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ仍同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ遺族年金又ハ遺兒年金ハ其ノ人數ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス  
第三十七條ノ二を次のように改める。  
第三十七條ノ二 別表第一ニ定ムル發疾ノ程度一級ニ該當スルニ因リ障害年金ヲ受ケル者ノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ヲ受ケル者ガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノアルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受ケル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ勞動能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス  
第二十六條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受ケル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス  
第四十六條ノ二に次の一項を加ふる。

第二十六條ノ八ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金ヲ同順位者ニ轉給スル場合ニ之ヲ準用ス  
第五十八條に次の三項を加ふる。  
保險料額ハ第二十四條第一項（第二十五條ノ二に於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス  
第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者ノ其ノ被保險者ト爲リタル月ノ保險料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ規定ニ依リ徵收スル保  
險料ノ保險料率ハ左ノ如シ  
一 坑内夫タル被保險者ニ付テ  
ハ千分ノ百二十三

二 坑内夫タル被保險者以外ノ  
男子タル被保險者ニ付テハ千  
分ノ九十四

三 女子タル被保險者ニ付テハ  
千分ノ五十五

四 第二十二條ノ規定ニ依ル被  
保險者ニ付テハ千分ノ七十八  
第五十八條ノ二を削る。

第六章を第七章とし、第五章を  
第六章とし、第六十一條ノ次に次  
ノ一章を加える。

第五節 厚生年金保險審議  
會  
第六十一條ノ二 厚生年金保險事  
業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議ス  
ル爲メ厚生省ニ厚生年金保險審議  
會(以下審議會ト稱ス)ヲ置ク

第六十一條ノ三 審議會ハ厚生年  
金保險事業ノ運営ニ關スル事項  
ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議  
シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自  
ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文  
書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ厚生年金保險事業ニ  
付テノ企畫、立法又ハ實施ノ大  
綱ニ關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求  
ムルモノトス

第六十一條ノ四 審議會ハ被保險  
者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代  
表スル委員及公益ヲ代表スル委  
員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十一條ノ五 委員ノ任期ハ二  
年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ新

ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前  
任者ノ殘任期間トス  
第六十一條ノ六 審議會ニ公益ヲ  
代表スル委員中ヨリ委員ヲ選舉  
セル會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代  
表ス  
會長事故アルトキハ第一項ノ規  
定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ  
職務ヲ代理ス

第六十一條ノ七 厚生大臣ハ審議  
會ノ要求アリタルトキハ厚生年  
金保險事業ニ關スル資料及情報  
ヲ提供スベシ

第六十一條ノ八 審議會ハ必要ニ  
應ジ開クモノトス但シ正當ナル  
理由アル場合ヲ除クノ外少ク  
モ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十一條ノ九 審議會ハ會長之  
ヲ召集ス  
會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタル  
トキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ  
要求アリタルトキハ二週間以内  
ニ審議會ヲ召集スベシ

第六十一條ノ十 審議會ハ毎會計  
年度經過後六十日以内ニ其ノ年  
度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、  
審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書  
ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第六十一條ノ十一 審議會ニ幹事  
八人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又  
ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之  
ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキ  
ハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及  
事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十一條ノ十二 審議會ニ書記  
五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ  
就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ  
從事ス  
第六十三條中「第十一條」を「第  
十一條ノ二」に改める。

第六十五條ノ十五を第六十五條  
ノ十七とし、第六十五條ノ十四の  
次に次の二條を加える。

第六十五條ノ十五 厚生年金保險  
審査會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚  
生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ  
命ズ

幹事ハ厚生年金保險審査會ノ委  
員ノ要求アリタルトキハ常ニ之  
ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ  
援助ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十六 厚生年金保險  
審査會ニ書記五人以内ヲ置キ厚  
生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ  
命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ  
從事ス  
第六十七條中「事業主」を「被  
保險者ヲ使用スル事業主故ナク」  
に、「トキハ一萬圓」を「場合ニ於  
テハ六月以下ノ徵收又ハ三萬圓」  
に、同條第一号中「提出」を「提示」  
に改め、同條に次の一號を加える。

三 第六十條本文ニ規定スル保  
險料ヲ督促狀ニ指定シタル期  
限迄ニ納付セザルトキ

第六十八條中「事業主」を「前條  
ニ規定スル者」に、「左ノ各號ノ一  
ニ該當スルトキハ五千圓」を故チ  
ク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ  
於テハ六月以下ノ徵收又ハ一萬  
圓」に、同條第一号中「又ハ出頭セ  
ザルトキ」を「若ハ出頭セズ又ハ醫  
師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ」に改め  
る。

第二條 厚生年金保險法等の一部を  
改正する法律(昭和二十三年法律  
第二百二十七號)の一部を次のよう  
に改正する。

附則第五條第二項を次のように  
改める。

2 厚生年金保險法施行令(昭和  
十六年勅令第二百五十號)別  
表第一の定による癩疾の程度一  
級(労働者年金保險法施行令中  
改正の件(昭和十九年勅令第三  
百六十三號)別表第一の定によ  
る癩疾の程度一級から三級まで  
を含む)に該当したことによつ  
て障害年金を受ける者の配偶者  
又は十六歳未満の子であつて、  
障害年金を受ける者が癩疾にな  
つた當時その者によつて生計を  
維持していたものがあるときは  
は、その配偶者又は子一人につ  
いて二千四百円を前項の金額に  
加給する。但し、障害年金を受  
ける者が癩疾になつた當時から  
引き続き不具癩疾のため労働  
能力のない子については、十六  
歳以上であつても、これを加給  
する。

附則第五條に次の一項を加え  
る。

3 厚生年金保險法第二十六條第  
二項の規定は、障害年金を受け  
る者が癩疾になつた當時胎兒で  
あつた子について、これを準用  
する。

附則第十一條を次のように改め  
る。

第十一條 厚生年金保險法第五十  
八條第四項の規定による保險料  
率は、當分の間、同條同項の規

定にかかわらず、これを同條同  
項第一号の被保險者について  
は、千分の三十五、同條同項第  
二号の被保險者については、千  
分の三十、同條同項第三号の被  
保險者については、千分の三十  
とする。

附則  
1 この法律は、昭和二十四年五月  
一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保險者  
の資格を取得して、この法律施行  
の日まで引き続き被保險者の資  
格のある者の標準報酬について  
は、第四條の改正規定の適用につ  
いては、その者が同日において被  
保險者の資格を取得したものとみ  
なす。

3 この法律施行の日前に督促狀を  
発した保險料に対する延滞金につ  
いては、なお従前の例による。

4 この法律施行の日において、障  
害年金を受ける権利のある者に支  
給する障害年金(厚生年金保險法  
等の一部を改正する法律(昭和二  
十三年法律第二百二十七號)附則第  
五條第一項又は附則第八條の規定  
によつて増額した障害年金を除  
く)のうち、厚生年金保險法等の  
一部を改正する法律施行の日前の  
標準報酬のみに基いてその額を算  
定した障害年金の額は、厚生年金  
保險法第三十七條第一項又は健康  
保險法の一部を改正する等の法律  
(昭和二十二年法律第四十五號)附  
則第四條若しくは附則第五條の規  
定にかかわらず、従前の障害年金  
の額の五倍に相當する額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に適用する。

6 この法律施行の日の翌日以後において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行の日前の標準報酬のみに基いてその額を算定する障害年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八條の規定によつて増額する障害年金を除く)を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、第四項の規定を適用する。

7 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に適用する。

8 この法律施行の日において、現に厚生年金保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ厚生年金保険審議会の委員、幹事又は書記を命ぜられたものとみなす。

9 前項の規定によつて、厚生年金保険審議会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が厚生年金保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

10 厚生年金保険法第五十七條第一項の規定は、第四項(第六項の規定によつて適用する場合を含む)の規定によつて、増額せられる障害年金のその増額せられる部分については、適用しない。

○今泉政喜君 只今議題となりました

健康保険法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に関する厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。健康保険制度におきましては、第二回國會において法律が改正され、又社会保険診療報酬支拂基金法が制定されました。保険診療の円滑化が図られ、それ以來、被保険者の経済生活の逼迫と、他面において診療担当者の全面的協力等によりまして、保険診療の件数及び金額の異常な上昇を來し、保険経済の危機を招いておる現状であります。このにおきまして、保険経済の收支の均衡を図るために保険料の率を千分の四十九から千分の五十に引上げ、保険料収入の増大を図りますと共に、一面被保険者の療養の給付について、一部負担金として初診料に相当する額を負担させることとしたしまして、保険経済の收支の均衡を図ることにしたのであります。又被保険者の標準報酬を給與の実情に合せまして最低二千円から最高二万四千円までの十九等級に整備いたしましたと共に、健康保険委員会を健康保険審議会と改め、その組織権限等を明確にし、又被保険者の負担すべき保険料の納期を過ぎても納付しない事業主に対しては一定の罰則を認める等の改正を図つておるのであります。以上が本法案の提出理由の大要であります。

本委員会においては、本法案は本院先議でありまして、四月二十三日、本審査付託となり、本法案の保険経済に及ぼす「元氣を出せ」と呼ぶ者あり、影響の重大性に鑑み、二十三日以來連日慎重審議をいたしたのであります。その間における政府委員との間における質疑應答の主なるものを二三御紹介申し上げます。

保険医の診療報酬の請求の場合に、事業主との間に連鎖がない。そのため診療報酬の請求は事業主を通じてその承認を得て支拂う組織が必要と認められるが、現行の制度においてこの欠陥があるが如何との質問に対し、政府管掌の場合には、政府が責任を以て審査に當つてゐる。又被保険者証の様式を改正して、不当請求の弊害を防止することにしたい。尙、診療担当者の監査を励行するが、事業主の承認制をとることは重大な問題であるから、慎重に研究したいとの答弁がありました。

又本改正案の一部負担金制度は健康保険制度本来の趣旨に反しては、いらないか。保険料を引上げて初診料を取らないうようにしては如何との質問に対し、一部負担金は健康保険制度本来の趣旨に反するが、現下の運用の上には止むを得ない。又一面、保険料の引上げによつて保険経済の確保を図ることも考えられるが、産業界の現状としては、もはや保険料の引上げは困難と認められるとの答弁がありました。又一部負担金制度を採用した後に、保険経済が安定した場合に、一部負担金制度を廃止するか又は保険料率の引下げと何れを先に行うかとの質問に対しては、勿論一部負担金制度を先に廃止するとの答弁がありました。

府は事務の繁雜を理由として、請求書審査会の一方面的審査を依頼し、診療費の改善のために手段を盡してないが、健康保険の赤字補填は診療費の改善をすればできるのであるから、初診料の一部負担金制度を復活して、被保険者に負担させることは反対である。又健康保険の事務費の政府負担は僅かにその三分の一という少額である。その残余は被保険者及び事業主に負担させておる現状である。政府は一ヶ年二億四千万の支出をして事務費の全額を國庫負担とすべきである。以上の理由を以て本法案に反対するとの意見の陳述があり、又一委員は、一部負担金制度を復活することは健康保険制度の本來の趣旨に鑑み決して望ましいことではないが、現今の保険経済の状況においては、その運営上誠に止むを得ない措置であることは認めるが、社会保障制度を確立するには尙相当期間を要するから、社会保険の具体的にして全面的な改正を要する旨の希望意見を附して本案に賛成するとの意見の陳述がありました。以上のような賛否両論の意見後、採決に入りましたところ、本改正案に対して少数の反対はあつたが、原案通り多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に厚生年金保険法の一部を改正する法律案についてその提出理由を申し上げます。厚生年金保険におきましては、第二回國會において一部改正がなされて、現今に至つておるのであります。が、標準報酬を基準といたしまして、各種の保険給付についても現在支給している障害年金の中には、標準報酬の最高制限額が六百円の低い標準報酬に基いてその額を算定したものであります。そのため経済状態が著しく変つた今日におきましては、その額は余りにも少額でありまして、生活を保障するとは言ひ得ない状態にあります。これを以て得る限り増額いたしまして、実生活に適合した保険給付をしようとするものであります。又標準報酬につきましては、厚生年金保険においてはその最高限を八千円に止め、その区分を健康保険の区分と同様に整理いたしまして、事業主及び被保険者の利便を図らうとするものであります。尙、標準報酬の算定方法及び延滞金の引上げ等につきましては健康保険法と同様にいたしまして、地方廳の事務手続を單一化し、併せて事業主の事務負担を軽減しようとするものであります。以上が本法案の提出理由の大要であります。次いで二三の委員より質疑がありました。これは速記録を御覧頂きたいと存じます。かくして本案は討論を省略して採決に入りましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終ります。

○議員(松平恒雄君) 健康保険法の一部を改正する法律案について討論の通告がござります。三木治朗君。

〔三木治朗君登壇、拍手〕

○三木治朗君 只今委員長の報告にありました健康保険法の一部を改正する法律案に對しまして、社会党を代表いたしまして反対の意見を陳陳いたしました。

御承知の通り健康保険は大正の初めに制定されました。二十数年の間労働階級の福祉のために運営せられて参

つたものであります。創立当初より労働者側の負担は千分の二十、使用者側の負担が千分の二十、合せて千分の四十を以て二十年來經營して参つたものであります。然るに今回この千分の四十を五十にしよといふ案は、いろいろ理由はあるのであります。けれども、これは敗戦後の日本にとつては、あらゆる問題がすべて困難な状態に置かれておる今日、この健康保険法のみが、最も安易な金が足りないが故に掛金を減らすといふ、頗る安易な方法を以てこの経済的な困難を切抜けようとする事は、甚だその意を得ないのであります。成る程今日の医療に従事する方々にとつても、いろいろの苦痛はあるのであります。ところが、一面悪徳の者も相当あるのであります。こういう面におきましてもいろいろの操作を行つたならば、経済的な面に余裕を生ずること亦難くないと信ずるのであります。尚、医薬品その他の操作におきまして、いろいろ工夫をいたしませんならば、この経済的な困難を切抜ける途がないとは申せないと申すのであります。あらゆる操作をいたしまして、然る後に万止むを得ない場合においてのみ、これは掛金の増額も考へ得られるのであります。前申上げました通り、二十数年の間その千分の四十を以てやつて來られ、むしろ創立当初におきましては、保険組合を作りませんならば、春秋二回の健康増進のための運動競技等もその掛金の内部において相当盛大に行われた懸念が数多くあるのであります。私は今日の健康保険が運用の面においてまだまだだいろ／＼改善すべき点があるのであつて、而もこの日本の再建に最も重

要な役割を果すところの労働階級に、一番安易な掛金を増すといふ方法でその負担を過重することは、これは絶対に承服いたしかねる点であります。而も健康保険の性質からいたしまして、これはむしろ予防医学の面から、病気をなくす面に努力をすべきでありまして、病気を治すことよりも、病気を起さない方に重きを置くべきであるにも拘わらず、初診料を取るといふことは、軽微な病いでありますならば、ついで、その四十円なり四十四円なりの初診料を拂ふことのために、医師にかかる期間を延ばす憂いが多分にあるのであります。重くなつてからかかるとするならば、これは非常に医療費を要することは明白な事実であります。かのごときは健康保険法の精神に反すること申すまでもなく、延いてはこれは生産増進の面に重大な影響のあることと信じて疑わないのであります。私共は、かかる見地からいたしまして、今日の日本の労働階級の日本再建に対する重要性から考へまして、日本の労働階級が精神的にも肉体的にも健全なる発達なくしては日本の再建がでないのでありますから、そういう観点からいたしますと、今度の改正はそれに反するすべての影響を考へざるを得ないのであります。精神的に一段左傾し、肉体的にはそういう面から衰えを見るようなことがあつては、日本の再建はできないのであります。こういう観点からいたしまして、眞に日本再建を考へます者といたしましては、かくのごとき悪改正には断乎反対せざるを得ないのであります。何とぞ同僚議員諸君の慎重なる御判断により

まして、この反対意思に御賛成あらんことを切に希望いたしました。私の反対演説を終る次第であります。(拍手)  
○議長(松平恒雄君) これにて討論通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず健康保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。  
〔起立者多数〕  
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。  
○議長(松平恒雄君) 次に厚生年金保険法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。  
〔議員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。  
○議長(松平恒雄君) この際、議事の都合により、日程第三より第六までを後に廻すことに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。  
○議長(松平恒雄君) 日程第七、特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。建設委員会理事島津忠彦君。  
〔報告報告者は都合により第二十三号末尾に掲載〕

特別都市計画法の一部を改正する法律案  
右  
國会に提出する。  
昭和二十四年四月十八日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
特別都市計画法の一部を改正する法律案  
特別都市計画法の一部を改正する法律案  
特別都市計画法(昭和二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。  
「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。  
第十六條を次のように改める。  
第十六條 第五條第一項の土地区劃整理の施行により、土地区劃整理施行地区内における施行後の宅地價格の総額が施行前の宅地價格の総額に比し減少したときは、その減少した額について、土地所有者及び関係者に対して補償金を交付する。前項の土地区劃整理施行後の宅地價格の総額の算定の方法は、政令でこれを定める。  
第一項の土地区劃整理で主務大臣の指定するものについては、その土地区劃整理施行地区を数区に分ち、各区について、前二項の規定を適用する。  
第十八條第五項中「官吏」を「職員」に、「都議會、道府縣會又は市會の議員」を「都道府縣又は市の議会の議員」に、同條第六項中「關係市町村會議員」を「關係市町村の議会の議員」に、改める。  
附則

この法律は、公布の日から施行する。  
〔島津忠彦君登壇、拍手〕  
○島津忠彦君 只今議題となりました特別都市計画法の一部を改正する法律案に關しまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。委員会は去る四月二十二日及び二十六日の二日間に亘り、当局の提案理由説明の後、質疑應答を電報、慎重審議の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。本案提出の理由は、土地区劃整理に伴う補償金に關する規定を整備する等のため提案されたものであります。御承知の通り現行特別都市計画法第十六條の規定によりますと、区劃整理の施行により、地区内の宅地の總地積が施行前の地積より一割五分以上減少するに至つたときは、その一割五分を超える部分について、土地所有者及び関係者に対して、勅令の定めるところにより補償金を交付するのであります。従つて、地積の減少一割五分以下のものに対しては補償をしないのであります。これが区劃整理の結果、宅地として利用價值増進が大なるため、この限度においては補償を要しないとしたものであります。然るに憲法第二十九條の規定によりますと、「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とあります。区劃整理の施行は、宅地地積の減少以上にその利用價值増進が大なることを原則とするのであります。ときに例外を予想し得ないではないのであります。この場合における前に述べまし

た憲法の條章との關係も顧慮して、今回の改正法案にありましては、区画整理の施行の結果、地区内の宅地價格の総額が施行前の宅地價格の総額に比して減少したときは、その減少した額について、土地所有者及び関係者に補償金を交付することとしたのであります。この補償金については、宅地價格の算定方法は政令で定めるのであります。が、政令案によりますると、これには宅地利用の増進率を用いることとなつております。これが今回の特別都市計画法の一部改正の中心点でありまして、その他は地方自治法制定の結果、同法中の字句を整理したものであります。

この改正法案に對しまして、各委員より熱心な質問が多々ありまして、種檢討されたのであります。が、その主なるものは、今後一割五分以下の地積減少に對しても補償することとなるが、これに伴う予算措置如何との質問に對しまして、当局よりは、これまでこの区画整理施行の実績に徴して、地積の減少に十分對應する宅地の利用價值増進がある結果、予算には大いなる影響はない見込であるとの答弁があつたのであります。又今回の改正に關連して、現在宅地建築の重大なる隘路は數地獲得難である。従來区画整理は専ら区画整理のために行い、敷地問題は建築の問題として、その間はらくになつておる傾きはないか。敷地問題解決のために当局は何らかの研究をなしておるかとの質問に對しては、当局としてもできるだけ建築を容易にするため研究中である旨の答弁がありました。又補償金の計上の問題と共に、今回の

改正が新憲法に關連するものとすれば、補償は新憲法施行のときに遡るのを適當としないかとの質問に對しては、区画整理の進捗に伴い來年度以降は補償金を計上する見込である。又補償はこれまで、まだその事例がなく、従つて實際問題は今後改正法によつて処理せらるる問題との答弁でありました。尙この外、区画整理の進捗等につき熱心なる質疑應答があつたのであります。

かくいたしまして、討論に入りましたるところ、本法案は、区画整理が戰災地復興の基盤である重要性を認めると共に、財産権を尊重する趣旨においてこれに賛成する。それと同時に、現下最も重大なる住宅敷地問題解決のため当局は最善の努力を拂われんことを要するとの発言があり、採決の結果、全会一致、原案通り可決いたしました次第であります。右報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第八、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第九、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案、日程第十、刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案、日程第十一、司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案、日程第十二、会

社等臨時措置法等を廢止する政令の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
國會に提出する。  
昭和二十四年四月二十日  
内閣總理大臣 吉田 茂

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

改正する法律

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 執行吏ノ受クベキ恩給年額ハ前條ノ政令ノ定ムル額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。

2 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 前項の恩給については、昭和二十三年十月分以降、その年額を一万五千八百四十四円を俸給年額とみなして算出した年額に改正する。

4 前項の規定によつて恩給年額を改定する場合においては、裁定應給は、受給者の請求を待たずに、これを行う。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

右  
國會に提出する。  
昭和二十四年四月二十三日  
内閣總理大臣 吉田 茂

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第百七十九條、第二百二十六條又は第二百二十七條の規定により裁判官の取り調べた証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に支給すべき旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻譯料及び弁償金の額については、刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)第二條から第五條まで及び訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)第三條の規定を準用する。

2 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又は受託裁判官」とあるのは、「裁判官」と読み替へるものとする。

第二條 刑事訴訟法第二百二十三條の規定により、檢察官若しくは檢察事務官の取り調べた者又は檢察官若しくは檢察事務官から囑託を受けた鑑定人、通訳人若しくは翻譯人には、旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料又は翻譯料を支給し、且つ、立替金の弁償をすることができ。

2 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻譯料及び弁償金の額は、前條第一項の例による。

3 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又は受託裁判官」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案

右  
國會に提出する。  
昭和二十四年四月二十三日  
内閣總理大臣 吉田 茂

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「公判ニ付呼出シタル」を「公判ニ付召喚シタル」に改める。

於テ取調ヘタル」に改める。

第二條及び第三條中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

右  
昭和三十二年四月二十三日  
内閣総理大臣 吉田 茂

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

第一條 司法警察職員等指定懸急措置法（昭和二十三年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第四條 左に掲げる日本國有鐵道の役員又は職員で、運輸大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢察正と協議をして指名したものは、日本國有鐵道の列車又は停車場における現行犯について、第一号に掲げる役員又は職員にあつては刑事訴訟法の規定による司法警察員として、第二号に掲げる職員にあつては同法の規定による司法巡査として職務を行

う。

一 日本國有鐵道の役員、駅長、駅の助役及び車掌区の長並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

二 日本國有鐵道の駅又は車掌区の助役及び車掌並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 海上保安官は、海上における犯罪について、海上保安廳長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

附則  
この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

附則  
この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

附則  
この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

司法警察職員等指定懸急措置法等の一部を改正する法律案

附則  
この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程になりました五法案について、法務委員会においての審議の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。先ず各法案の内容につきまして簡単に申し上げます。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案についてその内容を申し上げますと、本法案は執行吏の恩給について改正を行うものでございます。執行吏の恩給については、執行吏規則により、執行吏が手数料の不足額を國庫から補助を受ける場合の基準額たる六百円を、俸給年額とみなして算定することになつておるのでございます。昭和二十三年法律第九十号恩給法臨時特例の規定により、一般公務員の恩給については、その額の算定につき、俸給額の増加部分を制限することを止めると共に、すでに給與事由の生じた者に対しても相当程度の増額を認めることになりました。従いまして、執行吏の恩給についても、これに準じ、その臨時的特例措置をとる必要があるものでございまして、これが本法案改正の理由でございます。

以下改正の要点を申し上げます。先ず

第一は、執行吏の受くべき恩給年額を定めた政令の額を俸給額とみなして算定しようとするものでございます。

執行吏に対する國庫補助の基準額は、物價の変動に即應するための臨時措置として、訴訟費用等臨時措置法第五條により、その定めを政令に委任していただくことですが、執行吏の受くべき恩給額は、従前の建前から申しましたも、この政令の定める額にスライドせしめることが最も合理的であると考へられますので、第六條を以てこの措置を講ずるとするものでございます。

そうしてこの措置は、昭和二十三年七月一日以降に給與事由の生じたものに適用せんとするものであります。第二は、同年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給については、一般官吏の例に倣ひ、同年九月分までは尙従前通りとし、同年十月以後は、一万五千八百四十円を俸給年額とみなして算出した金額を恩給年額としようとするものでございます。尙この二万五千八百四十円という額は、現在恩給額の算定上執行吏の俸給額とみなされておる六百円という額を、前述の恩給法臨時特例の例に倣つて増額したものであると見られます。附則第二項及び第三項でこれを規定してあります。以上が本改正法案の内容でございます。

次に公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案の内容について申し上げます。本案は、新刑事訴訟法の実施に伴い、旧刑事訴訟法の下に於いて制定されていた大正十三年司法省令第十一号、証人、鑑定人、通事又は翻譯人に旅費、日当、宿泊料給與の件を改

正し、且つ國費支出の根拠を明確にするため立案されたものでございまして、新刑事訴訟法によれば、被告人、被疑者、又は弁護人、若しくは檢察官は、それ／＼／證據保全のため、裁判官に証人尋問等の請求をなすことができることになつております。これらの場合、喚問された証人等は、新刑事訴訟法によつて、旅費等の請求権を有するものと認められておるのでございますが、ただ、その額が法定されていないと解せられますので、本法案第一條の規定によつて、その額につき刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の相当規定を準用することにいたしましたし、又檢察官、檢察事務官が犯罪の捜査をするに於いて、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託した場合、これらの者に対する旅費等については、新刑事訴訟法ではその請求権が認められておりませんが、本法案第二條の規定によつて、檢察官の裁量により、且つその額については、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定に準じて支給することにいたしましたのであります。以上が本法案の内容でございます。

次に刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案でございますが、本法案は、いわゆる在延証人に対しても旅費、日当、宿泊料等を支給すると共に、これを訴訟費用の一部に加えようとするものであります。職権主義を基調とし、且つ起訴と同時に一件捜査記録が裁判所に引継がれることになつておりました旧刑事訴訟法の下におきましては、在延証人の利用は数えるに足らぬ程度で、殆んど問題になることがなかつた

正し、且つ國費支出の根拠を明確にするため立案されたものでございまして、新刑事訴訟法によれば、被告人、被疑者、又は弁護人、若しくは檢察官は、それ／＼／證據保全のため、裁判官に証人尋問等の請求をなすことができることになつております。これらの場合、喚問された証人等は、新刑事訴訟法によつて、旅費等の請求権を有するものと認められておるのでございますが、ただ、その額が法定されていないと解せられますので、本法案第一條の規定によつて、その額につき刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の相当規定を準用することにいたしましたし、又檢察官、檢察事務官が犯罪の捜査をするに於いて、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託した場合、これらの者に対する旅費等については、新刑事訴訟法ではその請求権が認められておりませんが、本法案第二條の規定によつて、檢察官の裁量により、且つその額については、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定に準じて支給することにいたしましたのであります。以上が本法案の内容でございます。

次に刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案でございますが、本法案は、いわゆる在延証人に対しても旅費、日当、宿泊料等を支給すると共に、これを訴訟費用の一部に加えようとするものであります。職権主義を基調とし、且つ起訴と同時に一件捜査記録が裁判所に引継がれることになつておりました旧刑事訴訟法の下におきましては、在延証人の利用は数えるに足らぬ程度で、殆んど問題になることがなかつた

正し、且つ國費支出の根拠を明確にするため立案されたものでございまして、新刑事訴訟法によれば、被告人、被疑者、又は弁護人、若しくは檢察官は、それ／＼／證據保全のため、裁判官に証人尋問等の請求をなすことができることになつております。これらの場合、喚問された証人等は、新刑事訴訟法によつて、旅費等の請求権を有するものと認められておるのでございますが、ただ、その額が法定されていないと解せられますので、本法案第一條の規定によつて、その額につき刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の相当規定を準用することにいたしましたし、又檢察官、檢察事務官が犯罪の捜査をするに於いて、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託した場合、これらの者に対する旅費等については、新刑事訴訟法ではその請求権が認められておりませんが、本法案第二條の規定によつて、檢察官の裁量により、且つその額については、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定に準じて支給することにいたしましたのであります。以上が本法案の内容でございます。

正し、且つ國費支出の根拠を明確にするため立案されたものでございまして、新刑事訴訟法によれば、被告人、被疑者、又は弁護人、若しくは檢察官は、それ／＼／證據保全のため、裁判官に証人尋問等の請求をなすことができることになつております。これらの場合、喚問された証人等は、新刑事訴訟法によつて、旅費等の請求権を有するものと認められておるのでございますが、ただ、その額が法定されていないと解せられますので、本法案第一條の規定によつて、その額につき刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の相当規定を準用することにいたしましたし、又檢察官、檢察事務官が犯罪の捜査をするに於いて、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託した場合、これらの者に対する旅費等については、新刑事訴訟法ではその請求権が認められておりませんが、本法案第二條の規定によつて、檢察官の裁量により、且つその額については、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定に準じて支給することにいたしましたのであります。以上が本法案の内容でございます。

のであります。戦後主義が後退し、多分に当事者主義が採入れられ、且ついわゆる起訴一本主義が採用せられております。新刑事訴訟法になりましてからは、この在廷証人の拘用が従来に比べ著しく活潑になつて来て居るのでございます。これは、証拠は先ず檢察官なり被告人又は弁護人なりの当事者側から提出することにした新刑事訴訟法の当事者主義の構造に悖らず、且つ全体としての審理の促進を図る上からいたしまして当然の傾向と認められるのでございます。かかる在廷証人は当事者の求めにより当該公判期日に出頭して来て居るものでありますから、裁判所において証人として採用され、取調を受けた以上、当初から裁判所が喚問した証人とその取扱を同じうするのが相当と認められるのでござい

して、これらの職員は公法人たる日本國有鉄道の役員又は職員となることとなりまして、これを新たに司法警察職員として指定する必要を生じ、これを司法警察職員等指定應急措置法中に規定することとしたのであります。次は海上保安法第三十一條の改正であります。現在海上保安官につきましては、二級の海上保安官が司法警察員として、三級の海上保安官が司法巡査として職務を行うものとせられておりましたが、二級の海上保安官はその数が比較的少く、そのために司法警察員として捜査事件の処理をいたします際に少なからぬ不便を感じて来たのでございまして、そこで本案におきまして、司法警察員と司法巡査の區別を海上保安廳長官の定めるところによるものといたしまして、その職務の遂行を円滑にすることとしたのであります。以上申し上げましたように、本案は特殊司法警察職員の機能を十分に發揮せしめるため是非とも必要な應急的措置を規定いたしましたのでございまして、

めたものであります。同法が廃止された当時におきましても尙このよきな事情が完全に解消するに至つていないため、これらの規定の効力を尙存続させる必要がありました。と、他面、その一部の規定は会社經營の事情に適するものとして、經濟界からその恒久化が要請されておりますので、これを恒久法とすることの可否を檢討し、必要があれば商法の中に取入れ等の措置を講じなければならぬ関係上、そのときまで、これらの規定の効力を失わしめないで置くのが相当と考えられたからであります。ところで前述の窮迫した社会事情は尙今日完全に復旧しておらず、又恒久立法とすることの可否についても尙檢討を要する状況にありまして、現に効力を有するこれらの規定につき、更に本年十二月三十一日までその効力を存続させる必要がありまして、この法律案が提出されたのであります。ここに有効期間を延長しようとする規定は、先ず会社に關するものとしては、会社等臨時措置法第二條から第三條ノ二まで、及び第五條並びにこれに關連する施行令の諸規定であり、会社以外の法人に關するものとしては、第八條及びこれに關連する施行令の規定であります。尙、敍上の改正に伴い政令中の経過規定に所要の改正を加える必要がありまして、これを附加いたしました。附則第五條の改正がこれでありまして、

上、五件を一括上程、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上簡單ながら御報告を終ります。○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案、刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案、会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案、以上四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を請います。○議員(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。○起立者多数 ○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。○議長(松平恒雄君) 日程第十三、郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。通信委員長大島定吉君。

司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案でありますが、第一は、司法警察職員等指定應急措置法の一部改正でございます。御承知の通り運輸事務官、鉄道手等の國有鉄道の職員につきましては、従来大正十二年勅令第五百二十八号により司法警察官吏の職務を行うものとして指定されておりましたが、改正刑事訴訟法の下におきましても、司法警察職員等指定應急措置法により従来と同様に司法警察職員として指定されて居るのであります。が、

力有することに定められたのであります。これは同法の規定の大部分が、戰爭中の窮迫した社会事情、例へば交通、通信の不便、物資の不足、戦いによる災害等に対処する措置を定

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

第三十一條 小包郵便物の料金は、電量二キログラムまで三十五円、四キログラムまで五十五円とし、四キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

通信大臣は、省令で、都の区の存する区域内、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて発着する小包郵便物及び第十七條第二項の規定により地域を限り取り扱う小包郵便物の料金を前項の料金の百分の三十一の金額まで低減することができる。

第三十四條第三項中「四百円」を「六百円」に改める。

第一項の損害賠償額は、左の通りとする。郵便物の内容たる物が通貨であるとき

郵便物の内容たる物が通貨以外の物であるとき

一 郵便物の内容たる物が通貨である場合

損害賠償額が千円以下であるとき

損害賠償額が千円を超えるとき

二 郵便物の内容たる物が通貨以外の物である場合

損害賠償額が千円以下であるとき

損害賠償額が千円を超えるとき

第六十條第三項中「十五円」を「二十円」に改める。

第六十一條第三項中「三十円」を「四十五円」に改める。

第六十二條第四項及び第六十三條第三項中「三十円」を「四十五円」に改める。

第四十三條第二項中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第四十八條第一項中「千四百四十円」を「二千六百四十円」に、「千二百円」を「千八百円」に、「九百六十円」を「千四百四十円」に、「九十円」を「百三十五円」に改める。

第五十條第二項中「七百二十円」を「千八十円」に、「四百八十円」を「七百二十円」に、「三百円」を「四百五十円」に、同條第三項中「七十二円」を「百八円」に改める。

第五十八條第三項中「二十円」を「三十円」に改める。

第五十九條第三項及び第四項を次のように改める。

五千円以下であつて内容たる通貨の金額を超えない金額

五万円以下であつて内容たる物の時價を超えない金額

七十円

千円を超える千円又はその端数ごとに十円を七十円に加えた金額

三十二円

千円を超える千円又はその端数ごとに二円を三十二円に加えた金額

に、「十五円」を「二十三円」に改める。

第六十四條第三項中「五千円」を「五万円」に、同條第四項中「三十円」を「四十五円」に改める。

第六十六條第三項中「三十円」を「四十五円」に改める。

「四十五円」に改める。第六十八條第二項中「四百円」を「六百円」に改める。

第二條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「四円」を「十円」に改める。

第三條 郵便爲替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「四円」を「十円」に改める。

第四條 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「五円」を「二十円」に改める。

第二十七條第四項中「四円」を「三十五円」に改める。

第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「四円」を「十円」に改める。

附則

昭和二十四年五月一日

この法律は、公布の日から起算し五日を経過した日から施行する。

「大島定吉君登壇、拍手」

○大島定吉君 只今議題となりました郵便法等の一部を改正する法律案について、通信委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその提案理由であります、通信事業は終戦を境といたしまして非常な経営難に陥り、当局者は極力その立ち直りを策して参つたのであります。

又終戦後三度に亘つて料金の引上げを行いましたが、尙收支の均衡を得ることができず、その赤字は一般会計からの繰入金によつて賄つて参つたのであります。我が國の経済的自給能力を速かに確立するためには、特別会計本來の建前であるところの独立採算を確保する必要がありますので、昭和二十四年度郵政予算における歳入三百六十億圓と歳出四百十億圓との差額約五十億圓を賄うためには、各種郵便料金を引上げ、ここに本法案の提出となつた次第であります。

次にその内容の主な点について申し上げます。料金の引上げ程度は原則として五割を限度として行つておりますが、大衆の負担を避ける意味から、郵便物の持つ公共性の点をも考慮いたしまして、郵便爲替については今回は値上げはいたさないこととした。今後は値上げはいたさないこととした。封書については現行の五円を八円に、即ち六割の引上げをいたし、三種郵便物、第五種郵便物については、第四種郵便物のうち通信教育のために差出されるものにつきましては、通信教育の重要な意義に鑑みまして、現行の四円を三円に引下げることとしたのであります。小包郵便物につきましては約七割、速達料は現行の十五円を二十円に、書留料は現行の二十円を三十円にいたしておるのであります。更に郵便物の引上げに伴ひまして、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替に関する料金のうち、郵便によつて書類の送達を必要とする取扱料金をつきましては、所要の郵便料金を上廻る程度に、又加入者に買渡す用紙の代金をその調製原價を考慮して若干の引上げをいたしておるのであります。尙料金の引上げに關連いたしまして、書留郵便物の亡失或いは毀損に對する損害賠償額を現行四百円から六百円に、又通貨以外の保險被郵便物の損害賠償額及び代金引換郵便物の最高制限額を、それ〴〵五千円から五万円に引上げることにいたしておるのであります。

以上が法案の大要であります。本委員会の審議の概要を申し上げます。本委員会におきましては、本法案が付託されました以來、慎重且つ熱心に審議を行い、各委員から詳細な質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願ふことに止めることをお許しを願ひたいと存じます。

先ず一委員より、政府は事業の経営難を打開するために、極力能率の増進、経費の節約に努めたと言ふが、具体的に如何なる方策を講じ、又如何なる効果を收めたかという質問に對しましては、二十四年度予算を二十三年度予算と同じやり方で編成するとすれば、最低約百五十億圓の赤字を生ずる計算であつたが、人件費、物件費の節約によつて、赤字を約五十億圓に縮めたのであると答弁があり、又簡易生命保險及び郵便年金の積立金運用を通信省の手によつて再開することによつて増収となると思ふが、そのようなことを考えたかという質問に對しましては、積立金運用再開によつて増収にはなるが、保險会計の赤字の足しにはなつても、通信会計の足しにはならない

との答弁がありました。又現行の特別会計法を改めて会計手続を現業向きにすべきではないかの質問に對しましては、現行の現金会計主義を止め、民間のそれと同様発生主義をとり、記帳方法その他も改めて、企業的、能率的に改正するつもりであるとの答弁がありました。又郵便事業は、その性質からして、独立採算制をとるのは無理と思ふが、若し独立採算制をとるとすれば、料金値上げは再々行われるであろう。政府は今後赤字を出した場合には、一般会計から補助を貰うか、或いは再値上げをするか。どちらを考へているか。又値上げは國民生活に重大な影響を與えるものであるから、料金決定の場合には一般の声を聴くということ考へておられないかという質問に對しましては、独立採算制を確保すべく努力を傾注してゐる。

〔議長退席、副議長着席〕

従つて只今のところ再値上げは考へていない、又將來料金案を決めるような場合には郵政審議会の議に付するよりにするつもりであるとの答弁がありました。

尙審議の参考とするために、学識経験者、言論界、勤労団体その他から証人の出頭を求めて証言を徴しました。証人六名の証言はそれ／＼傾聴すべきものがありました。結論を申し上げますと、全面反対一名、全面賛成一名、他の四名は止むを得ず賛成というのであります。

委員会における質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の下條委員から、郵政事業は、その性質上独立採算制をとるべきでないこと、及び

止むを得ずここ何年間と期限を切つて独立採算制をとるとしても、歴大なる金額に上る本会計の收支のやりくりによつて、計算上は値上げをしなくても赤字を克服できるものと思ふという趣旨を以て、本法案に反対の討論があり、又無所属憲政会の千葉委員からは、郵政事業の性質から独立採算制を堅持すべきでないこと、行政整理によつて浮いた金は、従業員の福利厚生施設に振り向ける余裕のないこと、又官業における値上げは一般大衆の負担の増大を來し、延いては一般物價の引上げの口実となつて、その心理的影響が甚大である等の趣旨を以て、本法案に反対の討論がありました。かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、多数を以て本法案は衆議院送付の通り可決すべきものと決定したのであります。以上簡潔ではありまするが、委員会審議の経過並びに結果の御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松崎壽作君) 本案に對し討論の通告がございす。千葉信君。

○千葉信君 僕は、只今議題となりました郵便法等の一部を改正する法律案に對し、無所属憲政会を代表いたしまして反対の意見を表明するものでございす。

反対いたしました理由の第一点は、今次値上げの直接原因である郵政部門の独立採算制そのものが、從來の実験に徴しましても計画的にも何ら自信も目算も立つておられないものだと、このことが明白であるからでございす。このことは從來の常任委員会の質疑にもこれを窺ひ知ることができざるばかりで

なく、通信省当局自体においても、電氣通信部門は独立採算が可能であるけれども、郵政部門はこれが不可能であり、二分分割後は当然一般会計からの若干の繰入れを計算に入れたものであるというところは、二省設置立案當時の通信政務次官であつた下條恭平氏が、はつきりと証言しておられるのでございす。然るに政府は、いわゆる素材な意味の独立採算制を確立しようとして今回のこの値上げを計画されしました。由來、郵便事業が一切の企業の中にありまして、特に大きな公共性を持つものでありますだけに、今更事新らしくこの公共性について申上げるまでもないのでございす。この公共性の故に、採算を度外視しても施設の強化拡充を圖らなければならぬ筈でございす。若し採算に縛られて利用度の低い地方村落を等閑に付するということがあることがありましたらば、これこそ地方村落の経済活動を不利にするばかりでなく、文化水準からも当然に閉め出されるという結果を招來するものでございす。文化國家を建設する、経済再建を強力に推進するといふ、この大きな命題の上から言ひましても、その基礎をなすところの郵政事業の独立採算制の強行といふことは、この点から私は反対せざるを得ないと同時に、その独立採算制の維持といふことによつて生じて参りました今次の値上げに對しましては、到底賛同することができないのでございす。

理由の第二点は、通信事業が先に一般会計の影響を離れて、長期に亘る計画の下に事業の発展を企圖いたしました、昭和十二年から特別会計に移行し

たのでございす。当時からずつと継続いたしまして、年額八千二百万円というものを一般会計に繰入れて参つたのでございす。従ひまして、こゝういふ負担のために、今度こそ通信事業は非常に強化発展するであろうという期待が持たれたに拘わらず、この歴大な負担のために、施設の改善は勿論のこと、従業員に對するところの待遇或いは厚生福利の施設におきましても、全く改められるというよりなことがなく、例えば現在におきましても、通信従業員の官舎に例を取つて見ましても、全國に九百九十三戸だけしか通信部内には官舎といふものはないでございす。五百人に對してはたつた一戸、御承知のようにこの数字は北海道における國鉄の場合に比べましても三分の一以下の数字でございす。これらの事実につきましても、つい最近に衆議院の通信委員会におきまして地方の現狀を視察し、そしてその荒廢せる施設と従業員のみじめな状態をよく認識いたしました。どうしてもこれを改善しなければならぬといふために、福利厚生に對する特別小委員会を設けたといふ事実から言ひましても、実情を窺ひ知ることができると思ふのでございす。又事業の施設は戦争中の改善を停止したため、或いは震災における大きな打撃のために、徹底的に荒廢をいたしておりまして、この実態を知らない一般の人々も、なぜ通信事業が復興しないのか、そして更に進んでは従業員のサービスが悪い、一生懸命やつておられない、こゝういふ非難を浴せておるようでも、一例を申上げますならば、東

京中央電話局における施設を採り上げて見ましよう。あの通信機といふものは大体において二十年経てば命数が盡きて、順次取換えて行かなければならぬのでございす。ところが、もはや、あの局舎におけるところの事業施設といふものは、大体において平均十七八年の標準に來ておられて、従つてこの二十年といふ命数を遙かに突破した機器類を駆使して、そして通信の再建に懸々として大多数の従業員は働いてゐるのでございす。通信大臣はこれらの設備の改善或いは厚生施設の拡充といふことに対して、行政整理で節約した金をこれに充てる、こゝういふことを言われておられますが、仮に行政整理を行なつて人員削減を見た場合にありましては、一般の産業の場合におきましては、直ちに企業の能率増大といふものは数字の上に見現れて参りますが、官業の場合には一應その数字は現われて参りません。併し人員を削減したということによつて、他の残留する職員がその事務量を担当して遂行するといふことは、これ即ち能率の増大でございす。従つてこの場合におきましては、現在の賃金三原則の建前から言ひましても、この能率の増大に對しては当然に能率給を加算するといふ用意がなければならぬのでございす。更に又現行の六千三百円ベースは、昨年七月以降のC.P.I.一三%の値上りを基礎として計算されておるのでございす。ところが昨年の七月から本年一月までに、もはや二〇・三%の値上りをしておるのでございす。御承知のように、この数字は架空の数字ではなく、経済安定本部から発表せ

たのでございす。当時からずつと継続いたしまして、年額八千二百万円というものを一般会計に繰入れて参つたのでございす。従ひまして、こゝういふ負担のために、今度こそ通信事業は非常に強化発展するであろうという期待が持たれたに拘わらず、この歴大な負担のために、施設の改善は勿論のこと、従業員に對するところの待遇或いは厚生福利の施設におきましても、全く改められるというよりなことがなく、例えば現在におきましても、通信従業員の官舎に例を取つて見ましても、全國に九百九十三戸だけしか通信部内には官舎といふものはないでございす。五百人に對してはたつた一戸、御承知のようにこの数字は北海道における國鉄の場合に比べましても三分の一以下の数字でございす。これらの事実につきましても、つい最近に衆議院の通信委員会におきまして地方の現狀を視察し、そしてその荒廢せる施設と従業員のみじめな状態をよく認識いたしました。どうしてもこれを改善しなければならぬといふために、福利厚生に對する特別小委員会を設けたといふ事実から言ひましても、実情を窺ひ知ることができると思ふのでございす。又事業の施設は戦争中の改善を停止したため、或いは震災における大きな打撃のために、徹底的に荒廢をいたしておりまして、この実態を知らない一般の人々も、なぜ通信事業が復興しないのか、そして更に進んでは従業員のサービスが悪い、一生懸命やつておられない、こゝういふ非難を浴せておるようでも、一例を申上げますならば、東

京中央電話局における施設を採り上げて見ましよう。あの通信機といふものは大体において二十年経てば命数が盡きて、順次取換えて行かなければならぬのでございす。ところが、もはや、あの局舎におけるところの事業施設といふものは、大体において平均十七八年の標準に來ておられて、従つてこの二十年といふ命数を遙かに突破した機器類を駆使して、そして通信の再建に懸々として大多数の従業員は働いてゐるのでございす。通信大臣はこれらの設備の改善或いは厚生施設の拡充といふことに対して、行政整理で節約した金をこれに充てる、こゝういふことを言われておられますが、仮に行政整理を行なつて人員削減を見た場合にありましては、一般の産業の場合におきましては、直ちに企業の能率増大といふものは数字の上に見現れて参りますが、官業の場合には一應その数字は現われて参りません。併し人員を削減したということによつて、他の残留する職員がその事務量を担当して遂行するといふことは、これ即ち能率の増大でございす。従つてこの場合におきましては、現在の賃金三原則の建前から言ひましても、この能率の増大に對しては当然に能率給を加算するといふ用意がなければならぬのでございす。更に又現行の六千三百円ベースは、昨年七月以降のC.P.I.一三%の値上りを基礎として計算されておるのでございす。ところが昨年の七月から本年一月までに、もはや二〇・三%の値上りをしておるのでございす。御承知のように、この数字は架空の数字ではなく、経済安定本部から発表せ

たのでございす。当時からずつと継続いたしまして、年額八千二百万円というものを一般会計に繰入れて参つたのでございす。従ひまして、こゝういふ負担のために、今度こそ通信事業は非常に強化発展するであろうという期待が持たれたに拘わらず、この歴大な負担のために、施設の改善は勿論のこと、従業員に對するところの待遇或いは厚生福利の施設におきましても、全く改められるというよりなことがなく、例えば現在におきましても、通信従業員の官舎に例を取つて見ましても、全國に九百九十三戸だけしか通信部内には官舎といふものはないでございす。五百人に對してはたつた一戸、御承知のようにこの数字は北海道における國鉄の場合に比べましても三分の一以下の数字でございす。これらの事実につきましても、つい最近に衆議院の通信委員会におきまして地方の現狀を視察し、そしてその荒廢せる施設と従業員のみじめな状態をよく認識いたしました。どうしてもこれを改善しなければならぬといふために、福利厚生に對する特別小委員会を設けたといふ事実から言ひましても、実情を窺ひ知ることができると思ふのでございす。又事業の施設は戦争中の改善を停止したため、或いは震災における大きな打撃のために、徹底的に荒廢をいたしておりまして、この実態を知らない一般の人々も、なぜ通信事業が復興しないのか、そして更に進んでは従業員のサービスが悪い、一生懸命やつておられない、こゝういふ非難を浴せておるようでも、一例を申上げますならば、東

られておる数字でございます。従いま  
して、かかる事實は國家公務員法の  
二十八條を待つまでもなく、五割以上  
の増減があつた場合には、人事院から  
も報告しなければならぬし、政府自  
体もこのことに對しては当然直ちに措  
置をとらなければならぬ筈でござい  
ます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この立  
場から言ひましても、六千三百円の  
ペースは当然更改の時期に到達して  
るのでございませう。この点から大臣の言  
ひ節約額充當云々ということは誠に可  
能性に乏しく、他の省なみの厚生施設  
を若しも本當にやるつもりならば、そ  
うして又公共事業としての要請に應  
じて拡充發展を期するならば、独立採算  
制を固執する限り、ここから無計画  
な、再び料金を値上げするといふ計画  
を接して起るのではないかと。所詮そ  
の本質的な要素において独立採算制の  
とれない。(「簡單々々」と呼ぶ者あり)  
その公共的な要素の故に採算のと  
れない郵政部門の独立採算制とは、昨  
日の証人の喚問における景山氏の証言  
に待つまでもなく、不可能を可能と言  
いくるめたものであり、この際、郵政  
部門の独立採算制を放棄して、本年度  
四十八億の赤字は値上によらずに一般  
會計から繰入れるべきである。

暴というふう／＼たる非難が起るの  
当然であり、二十六日の放逐が多数國  
民の共感を呼んでおるといふことを我  
我は率直に認めざるを得ないのでござ  
います。政府事業のこの種の値上が、そ  
の心理的影響から他の物價に及ぼす  
影響が如何なるものであるかというこ  
とは、改めて申上げるまでもないと思  
うのでございませう。終りに私は、昨年七  
月五日、本議場において現通信委員長  
大島定吉氏が、民主自由党を代表して  
誠に堂々と通信料金の値上に反對せら  
れたことを想起するものでございませ  
う。(拍手)幸にして民主自由党に  
て若しも良心が健在ならば私の意見に  
同調せられんことを切望いたしまし  
て、私の反對討論を終るものでありま  
す。(拍手)

犠牲性といふこともちつとも考へておら  
ん。例の國立病院までも独立採算をす  
る。金のない者は死んで行け。これでは  
文化國家は到底建設できない。かかる  
無能な現内閣のやることは、大方かよ  
うなものかと考へておりましたが、(「そ  
の通り」と呼ぶ者あり)このような法案  
はです、今度のこの法案のときは、國  
民の誰一人だつて賛成しておらんと  
いふことをここに明確に申上げて、社会  
黨の反對理由を申上げます。(拍手)

- 賛成者(白色票)氏名 八十名
- 阿竹齋次郎君 井上なつゑ君
  - 梅原 眞隆君 江藤 哲翁君
  - 加賀 操君 柏木 康治君
  - 河井 彌八君 來馬 琢道君
  - 高良 とみ君 小杉 イ子君
  - 西郷吉之助君 新谷寅三郎君
  - 鈴木 直人君 竹下 豊次君
  - 高瀬莊太郎君 高橋龍太郎君
  - 田中耕太郎君 野田 俊作君
  - 早川 慎一君 久松 定武君
  - 赤木 正雄君 飯田精太郎君
  - 大山 安君 岡部 常君
  - 岡本 愛祐君 尾崎 行輝君
  - 木下 辰雄君 輔見 義男君
  - 山田 佐一君 中山 壽彦君
  - 島津 忠彦君 下條 康廣君
  - 宿谷 榮一君 大野木秀次郎君
  - 遠山 丙市君 田村 文吉君
  - 玉屋 喜章君 松嶋 喜作君
  - 徳川 頼貞君 一松 政二君
  - 岡田喜久治君 團 伊能君
  - 山内 卓郎君 渡邊 甚吉君
  - 北村 一男君 西川 昌夫君
  - 川村 松助君 淺岡 信夫君
  - 池田宇右衛門君 荒井 八郎君
  - 西川甚五郎君 大島 定吉君
  - 黒田 英雄君 寺尾 豊君
  - 柴田 政次君 板谷 順助君
  - 今泉 政喜君 松野 喜内君
  - 大綱 憲二君 深水 六郎君
  - 平岡 市三君 城 義臣君
  - 藤森 眞治君 中川 幸平君
  - 重宗 雄三君 西山 龜七君
  - 橋本萬右衛門君 境野 清雄君
  - 廣瀬與兵衛君 左藤 義詮君
  - 小串 清一君 尾形六郎兵衛君

- 反對者(青色票)氏名 五十四名
- 木内 四郎君 鬼丸 義齋君
  - 櫻内 辰郎君 谷口彌三郎君
  - 星 一君 小畑 哲夫君
  - 入交 大藏君 林屋龜次郎君
  - 小川 友三君 宮城タマヨ君
  - 矢野 西雄君 山崎 恒君
  - 北條 秀一君 深川タメエ君
  - 木内キヤウ君 石川 一衛君
  - 淺井 一郎君 小林 勝馬君
  - 内村 清文君 梅津 錦一君
  - 大隈 信幸君 平野善治郎君
  - 村尾 重雄君 岩木 哲夫君
  - 河野 正夫君 羽生 三七君
  - 山田 節男君 中井 光文君
  - カニニ邦彦君 森下 政一君
  - 島田 千壽君 吉川末次郎君
  - 天田 勝正君 細川 嘉六君
  - 中西 功君 岩間 正男君
  - 兼岩 傳一君 水橋 藤作君
  - 千葉 信君 柳 眞泰君
  - 原口忠次郎君 椎井 康雄君
  - 金子 洋文君 小泉 秀吉君
  - 千田 正君 藤田 芳雄君
  - 伊藤 修君 岩崎正三郎君
  - 河崎 ナツ君 栗山 良夫君
  - 丹羽 五郎君 原 虎一君
  - 島 清君 三好 始君
  - 米倉 龍也君 佐々木良作君
  - 波多野 鼎君 三木 治朗君
  - 木下 源吾君 小川 久義君
  - 鈴木 憲一君 岡村文四郎君

○議長(松平恒雄君) 日程第十四、港  
則法の一部を改正する法律案(内閣提  
出)を議題といたします。先ず委員長  
の報告を求めます。運輸委員会理事丹  
羽五郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

港則法の一部を改正する法律案  
右  
昭和三十四年四月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

港則法の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律案  
港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第五項を次のように改める。

2 命令の定める船舶は、命令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい、船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長から及び泊すべき場所（以下「びより地」という。）の指定を受けなければならない。

5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、命令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

6 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港のけい留施設の管理者に対し、

当該けい留施設を船舶のけい留の用に供することを制限し、又は禁止することができる。

7 港長及び特定港のけい留施設の管理者は、びより地の指定又はけい留施設の使用に関し船舶との間に行う信号その他の通信について、互に便宜を供與しなければならない。

第六條中「前條第二項の規定によりびより地の指定を受けなければならない船舶」を「前條第二項に規定する命令の定める船舶」に改める。

第十一條中「特定港内」を「港内」に改める。

第十八條中「特定港」を「港」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 何人も、港内又は港の境界外一メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廢油、石炭から、ごみその他これに類する廢物を捨ててはならない。

2 船舶は、特定港内において、前項に規定する廢物を処理しようとするときは、命令の定める標識を附したごみ船であつて港長の指定するものにこれを移し、又は港長の指定する場所にこれを捨てなければならない。

3 港内又は港の境界附近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

4 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廢物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。第二項の規定に違反して港長の指定した場所以外の場所に廢物を捨てたときも同様とする。

第二十五條中「特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。」を「その旨を特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつてはもとよりの海上保安本部、海上保安部若しくは海上保安署の長又は港長に報告しなければならない。」に改める。

第三十五條中「特定港内」を「港内」に改める。

第三十七條の次に次の一條を加える。

（準用規定）  
第三十七條の二 第十條、第二十六條、第二十九條、第三十一條、第三十六條第二項及び第三十七條の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。この場合において、これらに規定する港長の職務は、当該港の所在地を管轄する海上保安本部長がこれを行ふものとする。

第三十八條中「五千円」を「五万円」に改める。

第三十九條中「三千円」を「三万円」に改める。

第四十條中「第八條中第三項、第十條又は第三十七條第一項」を「第八

條第三項又は第十條若しくは第三十七條第一項（第三十七條の二の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。）に改める。

第四十條中「三千円」を「三万円」に改める。

第四十一條中「三千円」を「三万円」に改める。

第四十二條中「千円」を「一万円」に改める。

第四十三條中「千円」を「一万円」に改める。

第四十四條中「千円」を「一万円」に改める。

第四十四條中「千円」を「一万円」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

（丹羽五郎君登壇、拍手）

○丹羽五郎君 只今議題となりました港則法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずこの法律案の要点を申し上げますと、その第一点は、緊要浮標、棧橋、

岩壁、その他船舶の緊要施設の管理者及び港長の事務の範囲を明確にいたし、第二点は、港内における船舶交通の安全と港内の整頓のため必要な廢物の投棄等の取締に関する規定を設けましたこと、第三点は、特定港のみに限つて適用のありました規定のうち、所要の條項を特定港以外の港に適用いたしますこと、第四点は罰金を適当な額に改めることとあります。

次にこの法律案の審議に当りましての主な質疑應答につきまして申し上げますと一委員より、本法案第二十四條第三項は、港内等において石炭等散乱する虞のある物を船舶に積卸ししようとする者に対し、これらの物が水面に脱落するのを防ぐために必要な措置を義務づけているのであるが、本規定の実施は関係業者に過重な負担を與える虞はないかとの質問であつたのであります。政府委員より、石炭等を故意に脱落せしめた者以外については、本規定の運用に當つてはそのよろしきを得たいとの答弁があつたのであります。又一委員より、港内その他の水域におきます水質の汚濁防止につきましては本法案の規定では不十分ではないかとの質問があつたのであります。政府委員より、本件につきま

しては現行法第二十四條の規定により別に法律で定めることといたしたいのであります。昨年七月同法施行以來、種々研究を重ねました結果、諸般の關係からこれに関する單行法の制定は極めて困難な実情にありまして、港則法といたしましては、同條を

改める。

改正し、同法の目的である船舶交通の安全と港内の整頓とを確保するために必要な降物の投棄等の取締規定を設けることとしたのであります。厚生省、地方廳等とも連絡をいたしまして、十分なる措置を講ずることとした。この答弁があつたのであります。

次に討論に入りましたところ、一委員より、本案は妥当なるものと認め原案に賛成するとの発言があつたのであります。かくいたしまして討論を打ち切りまして、採決をいたしましたところ、全会一致これを可決することに決定いたしましたのであります。甚だ簡單でございますが以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第十五、医療法の一部を改正する法律案、日程第十六、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、以上両案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事谷口彌三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

医療法の一部を改正する法律案  
右  
閣会に提出する。  
昭和二十四年四月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

医療法の一部を改正する法律案  
医療法の一部を改正する法律案  
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 公衆又は特定多数人のため  
住診のみによつて診療に従事する  
医師若しくは歯科医師又は出張の  
みによつてその業務に従事する助  
産婦については、第八條、第九條  
及び第三十九條又は第四十一條の  
規定の適用に關し、それぞれその  
住所をもつて診療所又は助産所と  
みなす。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、  
必要があると認めるときは、前項  
に規定する医師、歯科医師又は助  
産婦に對し、必要な報告を命じ、  
又は検査のため診療録、助産録そ  
の他の帳簿書類を提出させること  
ができる。

第二十九條第一項第二号中「命令」  
を「命令又は処分」に改める。  
第三十九條に次の三項を加える。  
4 第一項及び第三項の規定にかか  
らず、厚生大臣が特に必要があ  
ると認めて定める事項は、これを  
廣告することができる。この場合  
において、厚生大臣は、その廣告  
の方法についても、必要な定をす  
ることができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による  
定をするに當つては、あらかじめ、  
医道審議会の意見を聞かなけれ  
ばならない。

6 第一項各号に掲げる事項又は第  
四項の規定に基き厚生大臣が定め  
る事項を廣告する場合において  
も、その内容が虚偽にわたり、又  
はその方法が第四項の規定による  
定に違反してはならない。

4 第一項及び第三項の規定にかか  
らず、厚生大臣が特に必要があ  
ると認めて定める事項は、これを  
廣告することができる。この場合  
において、厚生大臣は、その廣告  
の方法についても、必要な定をす  
ることができる。

5 第一項各号に掲げる事項又は前  
項の規定に基き厚生大臣が定める  
事項を廣告する場合においても、  
その内容が虚偽にわたり、又はそ  
の方法が前項の規定による定に違  
反してはならない。

第四十二條第一号中「第三十九  
條」を「第三十九條第一項から第三  
項まで、若しくは第六項、」に、「第  
四十一條」を「第四十一條第一項  
から第三項まで、若しくは第五項」  
に改める。

第四十三條第一項中「第二十五條」  
を「第五條第二項又は第二十五條」  
に改める。  
第四十四條第二項中「第二十五條  
第一項の規定による報告を」第五條  
第二項若しくは第二十五條第一項の  
規定による報告若しくは提出に改  
め、「又は」の下に「第二十五條第一  
項の規定による」を加える。

附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔審査報告書は都合により第二十  
三号末尾に掲載〕

医療法及び歯科医師法の一部を改  
正する法律案  
右  
閣会に提出する。  
昭和二十四年四月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

医療法及び歯科医師法の一部を改  
正する法律案  
医療法及び歯科医師法の一部を改  
正する法律案

第一條 醫師法(昭和二十三年法律  
第二百一十号)の一部を次のように  
改正する。

第四章中第二十四條の次に次の  
一條を加える。  
第二十四條之二 厚生大臣は、公  
衆衛生上重大な危害を生ずる虞  
がある場合において、その危害  
を防止するため特に必要がある  
と認めるときは、医師に對し  
て、医療又は保健指導に關し必  
要な指示をすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定によ  
る指示をするに當つては、あら  
かじめ、医道審議会の意見を聽  
かなければならない。

第二條 歯科医師法(昭和二十三年  
法律第二百二号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第四章中第二十三條の次に次の  
一條を加える。

第二十三條之二 厚生大臣は、公  
衆衛生上重大な危害を生ずる虞  
がある場合において、その危害  
を防止するため特に必要がある  
と認めるときは、歯科医師に對  
して、歯科医療又は保健指導に  
關し必要な指示をすることがで  
きる。

2 厚生大臣は、前項の規定によ  
る指示をするに當つては、あら  
かじめ医道審議会の意見を聽か  
なければならぬ。

附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔谷口彌三郎君登壇、拍手〕

○谷口彌三郎君 只今上程されました  
医療法の一部を改正する法律案並びに  
医師法及び歯科医師法の一部を改正す  
る法律案に關する厚生委員会における  
審議の経過並びにその結果を簡單に御  
報告申し上げます。

先ず医療法の一部を改正する法律案  
について申し上げます。本法案の提出理  
由を申し上げますと、医療法は「第二國  
会におきまして制定され、現在に至つて  
おるのでございますが、医療、歯科医  
業等に関する廣告につきましては、そ  
れが適正に行われる場合は一般國民が  
診療を受けます場合において有益であ  
ることは勿論であります。半面に、  
これらの廣告を自由放任にいたします  
と、とかく國民保健上著しい弊害を生  
ずる虞があるのであります。この点  
に鑑みまして、医療法におきまして  
は、医療、歯科医療等に関し廣告し得  
る事項を極めて嚴格に制限しておるの  
でございます。併しながらこのような

資格を制限のために、廣告を適當とする事項であつても、これを廣告し得ない場合を生じまして、不都合と存せられず場合が有りますから、厚生大臣が特に必要と認めて定める事項は、これを廣告することができるようになつたのであります。この場合、医道審議会の意見を聞くを要するといふことにいたしました。その適用を防止することにおつては、専ら又現行規定におきましては、専ら往診のみによつて診療に従事する医師等に対しましては、必要に応じて報告を命じ、又帳簿書類の提出などにつきました。根拠規定が有らざらんために、医療行政の円滑な運営を図る關係からいたしまして、この規定を必要として、ここに新たに設けたような次第の大要でございます。

次に本委員会におきまして政府委員との質疑應答の主なるもの二三を申し上げます。本改正法によりまして、往診のみによる診療に従事する医師にその住所を以て診療所とみなすことは、医療機関がないに容易に診療所と認められることは、法による取締りが不十分になりはせぬかとの質問が有りました。それに対しまして、現行の医療法によりましては十分徹底を期し得ないために、この改正をいたしたのであります。若しも届出がなくして診療所を開設したというような場合には、これまでの第八條の規定の違反になるので所定の罰則の適用を受けるとの答弁がございました。次に受胎調節施設所というのが諸所にその廣告を認めますが、これは、やつてよいかと

いふ質問に對しまして、受胎調節の廣告といふことは、人口問題との關係がらいたしまして極めて重大な廣告であつて、特に慎重な研究を要する問題であるといふ答弁であつたのでございまして、以上のような質疑應答が有りました。討論を省略いたしました。採決に入りまして、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのでございまして、

次に医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。本法案は去る四月二十三日、政府委員より提案の理由を聴取いたしました。その概要を申し上げます。医師法及び歯科医師法は第二閣会において制定されまして現行に至つておるのでございまして、現行の医師法及び歯科医師法には、行政廳が医師又は歯科医師の業務に關しまして指示をなし得る根拠規定がないのでございまして、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞れがある場合におきまして、その危害を防止するために特に必要があることを認められる場合には、厚生大臣が医師又は歯科医師に對しまして、その業務に關して必要な指示をなし得ることとするが、医療行政の眞の円滑な運営を期するゆゑであると考えられるのであります。例へば昨年の輸血による病疫感染事件の発生などに鑑みまして、医師及び歯科医師法中の一部を改正し、かような場合に厚生大臣が指示をなし得る根拠規定を新たに設けることにいたしましたのでございまして、かような根拠規定を設けるに當りましては、この規定が不当に濫用され又はこの規定に基く指示が

適正を欠くものとなることは嚴に戒めなければなりませんので、厚生大臣が右の指示をなすに當りましては、必ずしも医道審議会の意見を聴かねばならないことにして、この規定の運用の適正妥當を図ることにいたしましたのでございまして、以上が本法案の提出理由の大要でございます。

本委員会におきましては、四月二十三日及び二十七日の両日に亘りまして慎重に審議いたしました。その質疑應答の主なるもの一二を申し上げます。今後は輸血協會といふのは認めて行くつもりかどうかという質問に對しまして、これは表向きには否認はせぬが、或るべく認めぬようにしたいといふような答弁がございました。又輸血者の性病検査は何日間くらいで行うかといふ質問に對しましては、給血者の性病検査は毎月一回ぐらい行うことにしたいと言つております。又病院に代人を出して、いわゆる人を代えて給血者が来るというような場合が有らばせぬかといふのに對しましては、斡旋業者を成るべく使用せぬようにして、直接制度によつてこれを防止したいとの答弁がございました。以上のような質疑應答の後に、討論を省略いたしました。直ちに採決に入りまして、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を請います。(議員起立)

午後二時零分開議  
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

この際、日程第三、米國對日援助見返資金特別會計法案、日程第四、有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、關稅裁馬特別會計法案、日程第六、企業再建整備法の一部を改正する法律案、いづれも内閣提出、衆議院送付、以上四案を一括して諸議とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大藏委員長櫻内長郎君。  
〔報告報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕  
米國對日援助見返資金特別會計法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて國會法第八十三條により送付する。  
昭和二十四年四月十九日  
衆議院議長 幣原喜重郎  
参議院議長 松平恒雄

- (設置) 第一條 米國對日援助の見返の円資金をもつて、米國對日援助見返資金(以下「援助資金」といふ。)を設け、その歳入歳出を一般會計と区分して整理する。(管理)
- 第二條 この會計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。(資金)
- 第三條 援助資金は、米國對日援助物資に係る貿易特別會計からの繰入金、運用資産の回收、処分等による受入金及び資金運用に因る収益金をもつて充てる。
- 2 前項に規定する貿易特別會計からの繰入金の種類は、米國對日援助物資のアメリカ合衆國通貨による價額を大藏省令で定める換算率により日本國通貨に換算した價額に相當する金額とする。
- 3 貿易特別會計からの繰入金の繰入の時期は、政令で定める。(援助資金の運用又は使用等)
- 第四條 援助資金は、通貨及び財政の安定、輸出の促進その他經濟の再建に必要な用途に充てるため、國債に運用し、若しくは國債の償還に關する費途に使用し、又は公私企業に對する資金に運用し、若しくは公私企業に對する資金に使用することができる。
- 2 前項の規定による運用に基く現金の受拂は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二條第一項の收入及び支出とみなす。

3 第一項の規定による援助資金をもつて國債の償還に關する費途に使用するときは、当該資金をもつて國債を買い入れ、又はこれに必要な金額を國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により援助資金の運用として買い入れた國債は、必要により償却することができる。

5 第三項の規定により買い入れた國債及び前項の規定する國債を償却しようとするときは、当該國債を國債整理基金特別会計の所屬に移し償却するものとする。

6 第一項の規定による運用若しくは使用又は償却については、連合國最高司令官の承認を經なければならぬ。

7 前項の承認を經て行つた運用、使用又は償却については、連合國最高司令官の監督を受け、又、必要な報告を行ふものとする。

第五條 援助資金をもつて國債を償還又は償却したときは、まず一般會計の負担に屬する國債について償還又は償却があつたものとする。

(歳入及び歳出)  
第六條 この會計においては、第三條第一項に規定する貿易特別會計からの繰入金、運用資産の回收、処分等に因る受入金及び資金運用に因る収益金をもつてその歳入とし、第四條第一項の規定による運用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

2 第四條第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入並びに第十三條第二項に規定する短期証券の買入及び賣拂に關する事務の取扱手續料は、この會計の負担とする。

(歳入歳出予定計算書の作製)  
第七條 大藏大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
第八條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(支出残額の繰越)  
第十條 援助資金で毎會計年度において支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)  
第十一條 大藏大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)  
第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書  
二 資金受拂額總計表  
三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の總計表  
五 國債の償還及び償却額總計表  
第六條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定に区分して整理しなければならない。

2 援助資金に余裕があるときは、当該余裕金を大藏省証券、食糧証券、隨通証券その他政府の発行する短期証券をもつて一時保有することができぬ。

(日本銀行の資金運用等に關する事務の取扱)  
第十四條 第四條第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入並びに前條第二項に規定する短期証券の買入及び賣拂に關する事務は、日本銀行に取り扱わせることができる。

(所屬國債及び償却國債の額の決算上の明示)  
第十五條 國債整理基金特別會計は、毎會計年度、第四條第五項の規定により、この會計から所屬換を受けた國債の額及び償却した当該國債の額を國債整理基金特別會計の歳入歳出の決算に附記して明らかにしなければならない。

2 前項の場合における所屬換を受けた國債の額及び償却した國債の額は、当該國債の買入價格をもつて計算するものとする。

(施行規定)  
第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則  
この法律は、この會計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行する。

「審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲げ」  
有價証券の処分の調整等に關する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。  
昭和二十四年四月二十六日  
衆議院議長 幣原喜重郎  
參議院議長 松平恒雄

有價証券の処分の調整等に關する法律の一部を改正する法律案  
有價証券の処分の調整等に關する法律の一部を改正する法律案  
有價証券の処分の調整等に關する法律(昭和二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「第五号」を「第四号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十四條を次のように改める。  
第十四條 總理廳令で定める株式會社は、總理廳令で定める日(以下指定期日)において、株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式(無議決権株を除く。以下同じ)を有するものにつき、その住所及び氏名又は名称並びにその者の有する株式の種類及び数を、指定期日から三十日以内に協議會に報告しなければならない。

前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項につき異動を生じたときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、異動に係る事項を協議會に報告しなければならない。但し、当該株主の所有する株式の数が五千株を下ることとなつたことを協議會に報告した後においては、この限りでない。

第一項の株式會社は、同項の規定により報告のあつた株主(前項但書の規定により、その株主に係る報告事項の異動につき協議會に對する報告をすることを要しなかつた株主を除く)以外の株主で五千株以上の株式を有することとなつたものがあるときは、前項の規定により報告をなす際、当該株主について第一項の事項を報告しなければならない。

第二項の規定は、前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項に異動を生じた場合に、これを適用する。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式會社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に關する事項を協議會に報告しなければならない。

第一項の株式会社は、總理廳令の定めるところにより、株主總會の会日における株式の分布状況の報告書を当該会日後二週間以内に協議会に提出しなければならぬ。

前六項の規定は、總理廳令の定めるところにより、株式会社以外の法人で總理廳令で定めるものについて、これを準用する。

第一項又は前項の株式会社又は法人(以下指定法人という。)が解散したとき又は指定法人でなくなつたときは、政令で定める者は、遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならぬ。

第十四條の二 協議会は、前條の規定による報告事項に關し必要な調査をするため、その職員をして指定法人の役員若しくは職員の出頭を求めて質問させ、又は指定法人に帳簿書類その他必要な物件の提出を求めることができる。

第二十條中「一万円」を「十万円」に改め、同條第四号中「第十四條第一項又は第二項」を「第十四條第一項から第七項まで」に改める。

第二十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十二條中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十四條に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による出頭をせず、質問に答弁せず、虚偽の答弁をし、又は必要な物件を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した帳簿書類その他虚偽の物件を提出した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の有價証券の処分調整等に関する法律第十四條の指定法人で改正後の指定法人であるものが同條の規定によりした報告で、改正後の同法第十四條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定により報告を要する株主又は出資者に係るものは、改正後の同法の規定によりしたものとみなす。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

國營競馬特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十六日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 松平恒雄殿

國營競馬特別会計法案

國會は、國營競馬特別会計法(昭和二十三年法律第五十九号)の全部を改正するこの法律を制定する。

(設置)

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号。以下「法」という。)による國營競馬に關する歳入歳出を一般會計と区分して整理するため、特別會計を設置する。

第二條 この會計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(勘定)

第三條 この會計は、投票券勘定と業務勘定とに区分する。

(投票券勘定の歳入及び歳出)

第四條 投票券勘定においては、法第五條の規定による競馬投票券の発売による収入金、競馬投票券の発売に伴う過誤受入金(以下「過誤受入金」という。)及び預金利息その他の附屬雑収入をもつてその歳入とし、法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下「投票券拂戻金」という。)、法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下「返還金」という。)、競馬投票券の発売による収入金の收納又は投票券拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金(以下「補てん金」という。)、過誤受入金の拂戻金、第十四條第二項の規定による一時借入金(以下「一時借入金」という。)

第五條 前條に規定する業務勘定への繰入金額は、毎會計年度における投票券勘定の歳入の收納済額から当該勘定の投票券拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の拂戻金及び一時借入金の利息の支出済額並びにこれらの經費の支出未済額を控除した金額に相当する金額と、この勘定の支出未済額であつて毎會計年度において時効完成又は除斥期間の経過により支出義務の消滅したものに相當する金額との合計金額とする。

2 前項の繰入金は、当該年度において、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内に、すみやかに行なわれなければならない。但し、前項に規定する支出義務の消滅した支出未済額に係る繰入については、年度末において一括行ふものとする。

3 前項の場合において繰入に關する投票券勘定の歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、翌年度において繰り入れるものとする。

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六條 業務勘定においては、投票券勘定からの繰入金、法第四條第一項の規定による入場料、法第七條の規定による登録料及び免許手数料、競馬用施設の貸付料、競馬に關する刊行物の発売による収入金、競馬用の医療施設から生ずる収入金、法第十八條第一項の規定による特別登録料、積立金から生ずる収入金、第十一條第四項の規定による積立金からの繰入金並びに預金利息その他附屬雑収入をもつてその歳入とし、一般會計への繰入金、事務取扱費、競馬開催諸費、競馬用施設の拡張、改良、維持及び補修費、競馬を行うに必要物件の借入料、法第四條第二項の規定による入場税等交付金、競馬用の医療施設費、競馬用馬匹の購入及び飼育費、競馬に關する調査、研究及び普及費、第十四條第二項の規定による一時借入金の利息並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 地方競馬の監督に要する經費は、この會計の所屬とし、業務勘定の歳出とする。

(一般會計への繰入金)

第七條 前條第一項に規定する一般會計への繰入金額は、毎會計年度における業務勘定の同項に規定する歳入のうち、特別登録料及び積立金からの繰入金以外の歳入の收納済額から当該勘定の同條第一項及び第二項に規定する歳出のうち、事務取扱費、競馬開催諸費(法第十八條第二項の貸金を除く。)、施設の拡張、改良、維持及び補修費、物件の借入料、入場税等交付金、医療施設費、馬匹の購入及び飼育費、調査、研究及び普及費、一時借入金の利息、地方競馬の監督に要する經費並びに附屬諸費の歳出の支出済額及びこれらの歳出の支出未済額を控除した金額とする。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この會計の歳入歳出予算は、投票券及び業務の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならぬ。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行爲要求書  
二 前前年度末における積立金の明細表

三 国庫債務負担行爲で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予定額

(支拂元受高の繰替使用)  
第十條 農林大臣は、投票券勘定に属する投票券拂戻金、返還金及び過誤受入金の拂戻金の現金支拂をさせる場合において必要があると認めるときは、当該勘定の支拂元受高へ歳入の收納済額、一時借入金を受入額及び国庫余裕金の繰替額の現在額をいう。)のうちから必要な資金を当該官吏に交付して、繰り替へ使用させることができる。

2 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内に戻入しなければならない。

(剰余金等の処理)  
第十一條 投票券勘定において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 業務勘定において、毎会計年度における歳入の收納済額から歳出の支出済額及び当該年度における特別登録料の使用残額(当該年度において使用したものがないときは、その金額)の合計額を控除して残余があるときは、これをその

翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する特別登録料の使用残額に相当する金額は、積立金として積み立てるものとする。

4 前項の規定による積立金は、予算の定めるところにより法第十八條第二項の規定による資金に使用されるものとする。

(歳入歳出決算の作成及び提出)  
第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書  
二 当該年度の積立金の明細表(準用規定)

第十三條 新設給調特別会計法(昭和二十二年法律第百四十七号)

第八條の規定は、この会計の一時借入金の利子の繰入について、同法第十條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、準用する。この場合において、同法第八條中「この会計の負担」とあるのは、「この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担」と、同法第十七條中「当該年度内に」とあるのは、「当該年度の出納の完了結まで」と読み替へるものとする。

(余裕金の預入並びに一時借入金及び繰替金)  
第十四條 各勘定において支拂上現

金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 各勘定において支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担で一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替へ使用することができる。

3 前項の規定による一時借入金金は、投票券勘定にあつては当該年度内において借り入れた日から六十日以内に、業務勘定にあつては当該年度内に、国庫余裕金の繰替金は、投票券勘定にあつては繰り替へ使用した日から二十日以内に、業務勘定にあつては投票券勘定からの繰入金の繰入のあつた後直ちに、償還しなければならない。

(一時借入金の借入及び償還の事務)  
第十五條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(積立金の運用)  
第十六條 この会計の積立金は、大蔵省預金部に預け入れて運用することができる。

(収入金及び拂戻金の整理に関する事務等の委託)  
第十七條 政府は、勝馬投票券の発売による収入金及び拂戻金の整理に関する事務の一部並びに当該収入金の拂込及び第十條第一項の規定による資金の現金輸送をその指定する銀行(日本銀行を除く。)に委託して取り扱わせることができる。

(実施規定)  
第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度から適用する。

2 従來の國營競馬の事業に属する權利義務は、この会計の投票券勘定の所屬とする。

3 現に國營競馬の事業の用に供している財産で一般会計所屬のものは、無償でこの会計の所屬に移すことができる。

4 國營競馬特別会計の昭和二十三年年度の歳出予算で繰越を要するものは、この会計の投票券勘定に繰り越して使用することができる。

5 昭和二十三年年度の一般会計への繰入金については、なお、従前の例による。

6 昭和二十三年年度の決算に関しては、なお、従前の例による。

(審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載)  
企業再建整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十六日

衆議院議長 幣原喜重郎  
參議院議長 松平恒雄殿

企業再建整備法の一部を改正する法律案  
企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の但書を加える。

但し、当該特別整理株式会社の新勘定に損失のある場合においては、当該債務の額のうち当該損失の額に相当する額については、この限りでない。

第三十四條の七の次に次の二條を加える。

第三十四條の八 第二会社の新勘定に損失のある特別整理株式会社から資産の出賣を受けた場合において、第十條第二項の規定により譲渡を受けた資産の額が同條第一項の規定により承継した債務の額に不足する場合には、当該第二会社は、その不足額を第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決算期において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、第二会社特別勘定を償却しなければならない。

第三十四條の九 特別整理株式会社が第二会社に対し第十條第二項の規定により譲渡する資産の額以上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ずる特別整理株式会社の利益は、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課す

る場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しな

前條第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償却をなした事業年度開始の日前一年以内で、且つ、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該第二会社に資産を出資した特別整理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち命令で定める金額を限り、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

特別整理株式会社が第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が設けられたときは、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別整理株式会社の事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額（第二会社が二以上あるときは、その合計額とする）に相当する金額については、法人税法第九條第四項及び地方税法による事業税に係るこれに相当する條例の規定は、これを適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

櫻内辰郎君登壇、拍手

○櫻内辰郎君 只今議題となりました米國對日援助見返資金特別會計法案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る四月十三日より四月十八日まで

政府提出案について、更に四月二十一日衆議院送付の修正案について、商工委員会と連合審査をなす等慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず政府提出案の提案理由並びに内容について申し上げます。昭和二十四年四月一日附連合閣議司令部より日本國政府宛の覚書に基づき、米國の對日援助物資見返り資金の受拂を他の會計と区分して明確に整理するため、新たに特別會計を制定せんとするものであります。この會計の資金は、貿易特別會計からの繰入金、即ち米國對日援助物資のドル建價額を一定の換算率により円貨に換算した繰入金、この資金の運用による収益金及び運用資産の回收処分による受入金等でありまして、その用途は通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に資するため、國債の引受又は償還、公私企業に対する資金的援助等をなさんとするものであります。

次に衆議院送付の修正案について申し上げます。政府提出案は、その第四條第六項及び第七項において、この資金の運用に關しては、連合閣最高司令官の承認及び監査を受け、又必要な報告をなすべきことを規定しておりますが、かくのごとく法文中に挿入することとは適當でないもので、これを削除いたしましたものであります。

〔議長退席、副議長登壇〕 さて本案審議に當り各委員より熱心なる質疑がありました。今その一二を申し上げます。一委員より、この特

別會計を新設するに至つた根據について質疑ありたるに對し、政府委員より、米國の海外援助法により、被援助國は、米國から受けた援助中、その贈與に相當する金額を各中央銀行の特別預金とし、これが支出については米國の承認を受けておると同様の趣旨により、連合閣議司令部よりの覚書に基いてこの特別會計を設定した次第でありますとの答弁がありました。又一委員より、見返資金千七百五十億円の運用方針について質疑ありたるに對し、政府委員より未だ確定しておりませんが、先ず鐵道及び通信關係の建設公債二百七十億圓、復命債返還のため交付公債約六百二十五億圓に引當てられ、残額約八百五十億圓は國債の償還、基礎産業に対する援助資金等に振當てられるのではないかと思ひますとの答弁がありました。又一委員より、衆議院の修正案により、第四條第六項及び第七項が削除されたが、政府は如何なる取扱をなすつもりかとの質疑に對し、政府委員より、右の條項が削除されました。總司令部よりの覚書に基き、この條項がある場合と同様の取扱をなすつもりであるとの答弁がありました。

かくて質疑を終局し、四月二十七日討論に入り、小川友三委員、九鬼敏十郎委員より賛成、中西功委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました有價証券の処分等の調整に關する法律の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る四月二十六日より四月二十七日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。今回株主登録制度の範圍が拡張されるに伴い、証券処理調整協議會に對する報告手続の繁雜化が予想されますので、株主全部についての報告を行なつておる現行制度を改め、五千株以上の株主についてのみ登録することとし、本制度の簡素合理化を図ると共に、株式分布状況報告書の提出により、株式民主化の確保に資せんとするものであります。この外、先に閉鎖機關の特殊清算法人の地位より解除されました日本銀行を証券処理調整協議會の協議員から除く等、若干の改正をいたそうとするものであります。

さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十七日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました企業再建整備法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る四月二十六日より四月二十七日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び内容

について申し上げます。先に第二回國會において競馬法を制定し、従來日本競馬會の行なつていた競馬を國營とし、その會計を整理するため、國營競馬特別會計を設定したのであります。然るにこの特別會計においては、國營競馬に關する收支のうち、單に勝馬投票券の發賣に關する事項を整理するに止まらず、一般競馬業務に關する收支は一般會計において取扱うることになつておりました。國營競馬に關する收支の全体を知ることができない不便がありましたので、今回國營競馬に關する收支を一括この會計において整理するた

め、所要の改正をなさんとするものであります。さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十七日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました企業再建整備法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る四月二十六日より四月二十七日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び内容

について申し上げます。先に第二回國會において競馬法を制定し、従來日本競馬會の行なつていた競馬を國營とし、その會計を整理するため、國營競馬特別會計を設定したのであります。然るにこの特別會計においては、國營競馬に關する收支のうち、單に勝馬投票券の發賣に關する事項を整理するに止まらず、一般競馬業務に關する收支は一般會計において取扱うることになつておりました。國營競馬に關する收支の全体を知ることができない不便がありましたので、今回國營競馬に關する收支を一括この會計において整理するた

め、所要の改正をなさんとするものであります。さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十七日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました企業再建整備法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る四月二十六日より四月二十七日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び内容

について申し上げます。先に第二回國會において競馬法を制定し、従來日本競馬會の行なつていた競馬を國營とし、その會計を整理するため、國營競馬特別會計を設定したのであります。然るにこの特別會計においては、國營競馬に關する收支のうち、單に勝馬投票券の發賣に關する事項を整理するに止まらず、一般競馬業務に關する收支は一般會計において取扱うることになつておりました。國營競馬に關する收支の全体を知ることができない不便がありましたので、今回國營競馬に關する收支を一括この會計において整理するた

め、所要の改正をなさんとするものであります。さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十七日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

す。即ち現行法におきましては、特別  
經理株式会社が第二会社に資産を出資  
いたします場合に、新勘定の債務をこ  
れに承継せしめると共に、その債務に  
相当する資産を譲渡しなければならな  
いことになっておりますが、新勘定に  
損失のある会社は債務に相当する資産  
がありませんので、このような場合に  
は、例外として、第二会社に承継せし  
める債務のうち損失に相当する額につ  
いては資産を譲渡しなくてもいいこと  
とし、これに伴う所定の改正をなさ  
んとするものであります。

さて本案審議に当り、各委員より熱  
心なる質疑があり、政府亦これに對し  
懇切なる答弁がございましたが、その詳  
細は速記録により御承知を願いたいと  
存じます。かくて質疑を終局し、四月  
二十七日、討論に入り、採決の結果、  
多数を以て原案通り可決すべきものと  
決定いたしました次第であります。右御報  
告申し上げます。(拍手)

○副議長(松岡善作君) 米國對日援助  
見返資金特別会計法案につき討論の通  
告がござります。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君 私は日本共産党を代表し  
たしまして米國對日援助見返会計法  
案に反対いたします。この見返資金  
特別会計は、経済九原則、單一爲替の  
設定と並んで、我が國經濟にとつて極  
めて重大な意義を持つもので、正に日  
本經濟の方向に画期的のエポックを画  
するものである。周知のように、この  
資金は以前は貿易資金特別会計のうち  
で極めて不明朗に処理されておりましたが、今  
日而言う、いわゆる輸入補給金或いは  
輸出補給金の作用をなしており、これ

は日本經濟にとつて利益でなく、貿易  
の裏相が隠されておる。従つて当時我  
我はこの資金を特別の会計に移し、F  
ル会計との關係を明白にし、貿易資金  
特別会計の眞の膨大なる赤字を白日の  
下にさらし、國民の誰の目にも明白に  
し、貿易政策の根本を改変し、飢饉貿  
易でなく、眞に日本勤勞大衆の生活の  
安定と向上に役立つ貿易とするために  
活用されるべきであると主張した。私は  
昨年この本會議議場において特に機會  
を捉えて、この所信を發表したことは  
すでに御承知の通りであります。だが  
當時の日本の爲政者、保守政界の人々  
は、この我々の言葉に耳を藉さなかつ  
た。而して今回行われたこの特別会計  
は、一見、表面的には我々の主張に合  
つておるように見えるが、実はその内  
容において根本的に相違するのであ  
る。

私は先ず第一に、日本政府が今日の  
この円資金の根本性質を全く誤まつて  
理解しておることを指摘したいと思  
ふ。即ち政府はこの円資金と對日援助  
と称せられるドル資金とを全くごつち  
やにし、恰かもこの円資金がアメリカ  
の資金であるかのように言つておる。  
若しガリオア資金、エロア資金を對日  
援助資金だとすれば、それは日本側に  
引渡されるまでのそのもの自体か、或  
いはそのものが渡された代償としての  
ドル資金を指しておるのである。その  
証拠には、ドル会計にそれは日本の負  
債として残つて行くのである。若しこ  
れをアメリカの納税者の資金と理解す  
るならば、アメリカは買ったものにつ  
いてすでに支拂われたことになり、併  
しそのいうことはなく、この円資金に  
よつては支拂われておらない。又世界  
通貨のABCを知つておる人ならば、  
その性質においてドルと円とは明確に  
区別すべきものである。では、この円  
資金とは何か。これは日本國民經濟、  
即ち円經濟の不可分の一部としての  
資金である。そのことは、この円資金  
がどこから来るか、誰が支拂うかを見  
れば明白である。即ち一千七百五十億  
の円資金は日本の消費者が支拂う金と  
六百十六億の價格調整費、即ち國民の  
税金である。故にこの円資金は、円資  
金である以上は、普通の輸入物資や國  
内生産品、國內で賣拂う円資金と全く  
同じ日本經濟の不可分の一部の資金で  
あつて、この兩者の間に何らの區別は  
ない。故に、若し日本國會及び政府  
が、他の日本經濟や資金等について責  
任を持ち権限を持つておるならば、こ  
の円資金に關しても全くそれと同じ程  
度の責任と権限を持つべきである。  
勿論日本がポツダム宣言や占領管理下  
にあり、關係方面の監督を受けること  
は自明のことであるが、問題は、この  
見返り円資金だけが特別に扱われる理  
由は存在しないという点である。

と云ふところが吉田内閣は、この点を根本  
的に誤まつており、ここから、この資  
金に關して、不当に日本政府の責任と  
権限を軽くしてしまつておる。考へ方  
に陥つておるのである。而してその結  
果として、当初提案された法案自体  
が、會てない特殊な形式を以て現われ  
ることになつたのも決して偶然では  
ない。即ち第四條の六項、七項には、總  
司令部の承認と監督を必要とするとい  
ふ條文があつた。これは日本の國內法

としては未曾有のことである。衆議院  
では、この形式を不可として削除を主  
張した。これこそは吉田内閣のこの問  
題に対する認識の根本が全く間違つて  
いたことを明白に示したのである。私  
はこの点だけでも、吉田内閣は辭職に  
償つておらう。而もこれは決して立法  
技術の問題ではない。衆議院の修正は  
何ら本質を変えていない。それは附帶  
決議を見れば明白である。その上に政  
府も亦、大藏大臣の答弁が示すよう  
に、何らこの修正に當面して根本的に  
考えを改めたわけではない。而もこの  
ことは、單に經濟上の問題に止まらな  
い問題であつて、實はポツダム宣言と  
對日占領統治の根本方針に關する問題  
である。日本がポツダム宣言及び占領  
管理下に入り、且つその管理を日本國  
會を含む日本政府を通じて行い、日本  
經濟に關しては日本政府が責任を持つ  
という連合國の根本方針に對して、吉  
田内閣が如何に認識不足であるか。極  
言すれば、それはポツダム宣言の管理  
方式の違反であると言へる言ひ得る  
のである。私は、ここに吉田内閣の責  
任の重大性があると共に、この法案の  
最も深刻なる問題があると思ふ。而し  
てこのことは、この資金の運用及び使  
用に關して、この國會がどれだけの実  
質的な發言権があるかという点に最も  
よく現われるものである。實際におい  
ても、予算の上で千七百五十億の額が  
通過しているのに、その資金の使途の  
うち我々に明白になつておるのは二百  
七十億に過ぎない。大藏大臣は、敢  
めてそれを國會に諮るとも明言しな  
い。それは丁度千七百五十億円の一括  
委任法案にひとしいのである。この作

用は、この千七百五十億円の資金が日  
本經濟に持つ決定的な作用を考へるな  
らば言はずして明白である。この國會  
の權威や権限をなくすることは、民主  
主義であらうか。一國民自覚が言ひ  
主主義や憲政とは何であるか。それは  
憲政なのか、フアンズムなのか。少く  
ともそれはポツダム宣言の明白な違反  
である。我々はこの意味で第一に反対  
する。

第二は、この特別会計の仕組が間違  
つておる。即ち、この見返りの円資金  
分として帳簿の上に記入するならばと  
かく、現実に貿易會計から繰入れる資  
金の額は、決して千七百五十億円で  
ないものである。最大限千二百五十億  
であるべきである。即ち一般に資金の面  
で言へば、ドル会計における資金の入  
超が貿易會計における黒字となるので  
ある。而して予算算定の三百三十円  
レイトにおける円会計では、三千百三十  
五億の輸入と千八百八十六億の輸出の  
差、約二百五十億円の円における黒字  
である。少くともこの千二百五十億だけ  
が貿易會計から持出し得る金である。  
ところが、その性質においてドルと円  
とをごつちやにする政府は、ここではド  
ル会計と円会計とを全く切り離してお  
る。たとえ今の場合ドル会計に手が届  
かないにしても、ドル会計の赤字が円  
會計の黒字となるごとく計算して、こ  
の兩者の間を内容的に結び付けるべき  
である。然るにこの關連を無視して、  
一概に千七百五十億を貿易會計から持  
出すために、貿易會計に穴があき、今  
日の予算でも四百億を一級會計から繰  
入れなければならなくなつておる。而  
もこの會計の仕組では、政府が輸出

出と騒ぎ廻つて、輸出が増加すればする程、この國民の税金の輸入が増し、税金の負担が大きくなるのである。國家資金に寄生して儲けようとする人ではなく、本當に勤勞大衆の生活を考へる人ならば、このような仕組に賛成することはできない。これが私の反對する第二の理由である。

第三は、單一レート設定、輸入補給金制度及びこの見返資金制度の三者が結び付いて、貿易全体がいよゝゝ國民に耐えがなくなつておることである。貿易のやり方が拙いために、以前の貿易資金特別會計のやり方でも、尙赤字があつた。然るに今度は單一レートの設定と相俟つて、ユーロ、ガリオア物資の輸入は、輸入補給金が設定され、國民の税金で以て補償され、先方には對價が支拂われる。故に日本經濟から見れば、それらは普通の貿易行場になつたのであるが、同様に輸出においても、労働者の低賃金と國民の税金によつてだけ支えられることになつたのである。かくて、以前と比較したら八百三十三億の輸入補給金と四百億の輸入金、合計千二百三十三億の税金がこの特別會計にぶち込まれておる。故に、今の貿易會計では、輸入が殖えれば輸入補給金の税金が殖え、輸出が殖えれば一般會計からの繰入金が増えるという奇妙な状態を現出しておる。國民のために低物價を圖り、税金を少しでも減らそうと思ふ人ならば、このようなやり方には絶対賛成できない。これが私の反對する第三の理由である。

第四は、千七百五十億のこの資金の持つ役割の問題である。この資金が如何に決定的な内容を持つつかについて

は、何も言う必要はない。問題は、この見返資金會計が、日銀改組案と関連して、金融に對する反人民のな、いびつな統制を強化し、日本經濟をこれによつて掌握してしまふことも可能となる。これは今日行われようとする大量減價、低賃金化、國內産業没落の有力な梃子として利用される可能性を與へることは自明である。眞に日本の國民のための國內産業の發展を要望するが故に、我々はこれに反對する。以上が第四の理由である。

以上の結論として、我々は、この資金を特別に會計することに反對しておるのではない。問題は、飽くまでも他のものと同様に、日本國會及び政府の責任と権限において、少くともドル會計と円會計との正しい関連において會計すべきことを要求しておるのである。

最後に、私は繰返して言いたい。會てこの資金が貿易資金特別會計の中で無原則的に処理されておるとき、私たちがこの点につき猛省を促したのに拘わらず、當時の當局者は、みずから自主的に何事もしなかつた。この無氣力、無能の結果が、このような今日の由々しき事態を生んだのである。そうして今日、同じような無氣力と場当たり主義が日本經濟を悲しむべき方向に導きつつあるのである。だが私は、日本の勤勞大衆の良識を疑わない。私のこのささやかな叫びも、必ずや近い將來において全國民の呼号となつて世界に鳴り響くであろうことを確信して、この討論を終ります。(拍手)

○副議長(松嶋著作君) 小川友三君。「小川友三君登壇、拍手」

○小川友三君 米國對日援助見返資金特別會計法案は、理論的には幾多の理論はありますが、理論では國民は飢えてしまふのであります。理論を超越し、實際の政治面より本法案に對して全面的に賛成する所見を申し上げます。

終戦後の日本の食糧の不足は正に言語に絶したのであります。大都會におきましては、道路のわきの草木を摘取つて、これをお粥として食べた事実を、この活きた眼で見ているのであります。又大都會からは近縣へ近縣へ出て参りまして、米なく、馬糞の糞を求めてこれを食事にしたのは現実の事実であります。そして飢と命を凌いでおつたのが、敗戦後の日本の食糧事情の慘状たる状態であつたのであります。「乳なく赤子まさに死せんとす、若き母乳出でずして氣狂わんとす」というのが、日本の終戦直後の食糧事情であつたのであります。その食糧事情を解決して呉れた國はアジア大陸か。遠く、太平洋を越えたアメリカか。アメリカは續々と数百万トンの食糧を送つて呉れまして、「いいぞ」と呼ぶ者あり。窮乏日本の食糧問題を解決して呉れたのであります。占領軍最高司令官マツカサー元帥の限りなき援護、佛教で申しましたならば慈悲、(各論名論)と呼ぶ者あり。我が國は米軍の支持並びに占領軍の理解によりまして、食糧事情はともかくにも、終戦後の今日取れたことを忘れるような感じのする程の食糧が放出せられ、又配給をせられておるのであります。これは神教で申したならば、連合軍の友愛であり、寛容であり、誠意、その中に我々

が生存しておるのであります。本案はガリオア資金、ユーロ資金と異なり、それを基本とする裏に一千七百萬五十億円の巨額に達するものであります。この援助資金を中心とし、日本のインフレはデイスインフレとなり、正常なところの經濟状態に正に軌道に乗つたことは間違いない事実である、私は固く信ずるのであります。この資金は全米國民の税金によつて支出せられておること、我々は感謝し、感激し、子、孫、幾千年の後までも忘れることができない。人から受けた恩義を忘れるような民族は、当然人類の歴史に滅亡したしておるのであります。本資金を獲得するために吉田総理大臣並びに池田蔵相は非常なる努力をせられたであらうといふことを想像し、本壇上より兩大臣並びに閣僚に對しまして感謝の意を表する次第であります。(拍手、笑聲) 又一方、本資金を得るために、會ての片山内閣總理大臣がその基礎を作つたのも事実である、私は認めるのであります。(拍手、笑聲) 又前内閣の芦田内閣におきましても相当の基礎を作つたといふことは、これは公平なる政治家として認める必要があると存じ、敬意を表する次第であります。(有難う)と呼ぶ者あり、笑聲) 米國援助資金につきましては、大英帝國においては國債の償還にこれを利用し、イタリアにおいては産業資金にこれを利用し、フランスにおいても亦産業資金に使用し、戦後のくたびれた經濟を建設するために努力をいたし、我が國におきましても大藏大臣が我々大藏委員会におきまして発表した

通り、健全經濟財政確立のために幾多研究し、その支出に盡力をしておられるのであります。或いはアジア大陸からもこころした援助があつたならば、アメリカに對すると同様に絶大なるところの感謝と敬意を表する次第であります。まだ余り来ておりませんようであり、(笑聲)本法案の成立の上は、池田蔵相の行政手腕により、八千万同胞が皆潤うように、健全財政の確立のために手腕を揮つて頂きたい。かように注文を付け、満腔の敬意を表しまして、本法案に對する賛成の所見を申述べた次第であります。(拍手、笑聲)

○副議長(松嶋著作君) これにて討論通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず米國對日援助見返資金特別會計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○副議長(松嶋著作君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(松嶋著作君) 次に、有價証券の処分、調整等に関する法律の一部を改正する法律案及び企業再建整備法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

○起立者多数

○副議長(松嶋著作君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 次に國幣競馬特別会計法案全部の問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕  
○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられま

○副議長(松嶋喜作君) 池田大蔵大臣より第一爲替レート設定について報告のため発言を求められております。この際許可いたします。池田大蔵大臣。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕  
○國務大臣(池田勇人君) 先般第一爲替レート設定の指令が参りまして、去る二十五日より一ドル三百六十円の爲替相場が決まつたのであります。このことは、対外的には、我が國經濟が國際經濟に参加することであり、對内的には、より自由な合理的な經濟がここに成り立つことを意味するものであります。國家のため慶賀に堪えない次第でございます。併し御承知の通り今年度の予算は、一ドル三百三十円の想定レートによつて編成いたしました關係上、いろいろの問題が起るのであります。私はこの際、爲替レート設定によりまして、予算上、又物價に、又日本物の産業に、どういふ影響があるかということを簡単に御説明いたしたいと思ひます。

先ず予算であります。最も重要な影響を及ぼすものは、御承知の輸入補給金の八百三十三億圓が、只今予定いたしております物資が今の値段で参つた場合におきましては、百五十億圓の不足を來すことに相成るのであります。又貿易会計におきまして

は、約二百八十億圓の單位増になりま

す。即ちスケールがそれだけ増加することに相成るのであります。而して又只今御決議を得ました対日援助見返資金特別会計の千七百五十億圓がどうなるか。こういう問題であります。先ず第一に輸入補給金の百五十億圓の増加は、私に他の機会に申上げて置きましたように、できるだけ物資の選択或いは補給金額を削減いたしました。この百五十億圓は一應今の予算内でやりくりする、こういう計画を立てております。又貿易会計の二百八十億圓増加する分については、只今のところ一應の予定でございますので、増加しなければならぬ情勢になつた場合に補正いたすつもりであります。見返資金の千七百五十億圓につきましては、一應殖やすことなしに、この金額をやつて行きたい。従つてこれを要します。に、予算上は、レートの変更がありましても、只今のところ補正することを考えていないのであります。

次に物價の問題でございます。一割足らずの円安でございますので、輸入物資はそれだけ増加することは当然であります。補給金を出しますものにつきましては、先程申上げた通りであります。補給金を出さない品物につきましては、一割足らずの値上りを覚悟いたさなければなりません。併し私はこの際一般物價水準は動かさな

い考へて進んで行きたいと思ひのであります。個々の物資につきましては、或る程度の値上りは避け得られないと考へております。又産業界に及ぼす影響は、三百三十億圓で決められるよりも非常に有利になつて参ります。我

我が考へております輸出貿易も、これによつて相当程度促進し得られると考へます。又一時今回の予算は非常にデフレイン政策を強行するものであるという議論がございましたが、こういうふうには三百六十圓に決まらずに

と私はデイス・インフレーション政策を裏書するものであると考へておる次第でございます。我が國の輸出貿易は、これによつて相当程度潤いまして、従つてこの際非常に有利になつた輸出に對しまして、特別の税をかける。即ち輸出税を取る必要があるのではないかと議論がございまして、私は単一爲替レート設定の趣旨に鑑みまして、特別の輸出税を取る考へはございせん。一應の法人税、或いは所得税で賄つて行きたいと思ひのであります。以上要します。に、今回のレートの設定は、一般國民が思つたより早く決定を見たのであります。私といたしましては、予算審議が終りましたならば、成るべく早く決定することを望んでおつた次第でございます。今回三百三十圓が三百六十圓に決定を見たことは、いづれにしましても、非常に仕合せのことであると考へておるのでございます。以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 日程第十七、六・三教育制度完全実施に関する決議案(田中耕太郎君外十一名発議)を議題といたします。本件は發議者田中耕太郎君外十一名より委員会審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に対し趣旨説明の發言を許します。田中耕太郎君。

六・三教育制度完全実施に関する決議案  
右の議案を國會議法第五十六條によつて發議する。  
昭和二十四年四月二十七日  
發議者  
田中耕太郎 高良 とみ  
梅津 錦一 若木 勝藏  
小野 光洋 左藤 義詮  
大隈 信幸 梅原 眞隆  
堀越 儀郎 三島 通陽  
山本 勇造 西田 天香  
參議院議長松平恒雄殿

六・三教育制度完全実施に関する決議  
文化國家平和國家建設の基礎である六・三制は、我が國家として万難を排し、國民の多大の犠牲を賙してその實現に努力し來つたところである。しかるにその実施の現状を見るに、或は學校施設の整備において、或は教育要員の充実に於いて極めて寒心すべき状態にあり、國民はこの制度の前途に對して深刻な不安を懷いている。政府はかかる実狀を正視して、六・三制完全実施に必要な予算的措置その他の適當なる方策を速かに確立すべきである。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕  
○田中耕太郎君 發議者の一人といたしまして提案理由の説明を申上げます。先ず決議案を朗讀いたします。

六・三教育制度完全実施に関する決議  
文化國家平和國家建設の基礎である六・三制は、我が國家として万難を排し、國民の多大の犠牲を賙してその實現に努力し來つたところである。しかるにその実施の現状を見るに、或は學校施設の整備において、或は教育要員の充実に於いて極めて寒心すべき状態にあり、國民はこの制度の前途に對して深刻な不安を懷いている。政府はかかる実狀を正視して、六・三制完全実施に必要な予算的措置その他の適當なる方策を速かに確立すべきである。

終戦後、國民生活の物質的方面、特に經濟のあらゆる分野におきまして、それ／＼根本的の改革が實現せられて参つておるのであります。若し國民生活の精神的方面であります教育の分野における改革をいたさないでいたしたしますならば、民主國家、平和國家建設の画龍に点睛を欠いておるものと言わなければならぬのであります。幸いなして第一次吉田内閣は、全國國民の輿論と、米國教育使節團の勸告と、總司令部側の激励や協力によりまして、多大の困難を賙して、一大決意を以て、いわゆる六・三制義務教育制度の実施を断行いたしましたのであります。爾來地方自治体や天下の父兄は、この制度が民主的平和的日本の建設の精神的基礎であるという不動の信念と、異常な熱意の下に、忍び難き犠牲を忍び、その完遂に涙ぐましい協力をいた

して参つたのであります。然るにこの制度の実施以来、國家がそれに必要な施設の充実に支出したしました毎年度の補助額は、如何に國家財政窮乏の際とはいへ、果して全國民の熱意に應ずるに足るものでありましようか。文部省の調査によりますと、本年三月、新制中学の生徒数におきましては五百万人の半数約二百五十万人が教室のない状態にあります。所要教室数におきましては、十三万の半数約六万五千が不足している状態にあります。若しかかる状態に放置いたしますならば、本制度発足の当時におきます國民の熱意は冷却し、意氣は挫折して、平和國家建設に対する列國の期待に副わなくなることを我々は衷心憂慮するものであります。義務教育は國家に對する父兄の義務であります。同時にそれに必要な施設をいたしますことは、父兄に對する國家の義務であります。教育におきましては容れ物よりも中身が大切であることは勿論であります。併し容れ物なしの中身は絶対に考えられないのであります。今や國民中には六・三制が廃止せられ、六・二制に切り替えられるのではないかと、現状においては甚だ無理もない疑惑を抱き、この制度の実施の信念に動搖を感じておる者も相当多いのであります。政府にして若しこの制度の継続完遂の決意に衰がないといたしますならば、専美を以てかかる疑惑や動搖が根拠のないことを立証する必要がありますのであります。(拍手)我々は現下の國家財政の困難と、それに對処しようとする政府の苦衷とに眼を閉ざすものでは決してありません。併しながら我

私は六・三制の完遂が國家再建の最も本質的な條件であるという信念の下に、更に負担が飽和点にまで達しておられます地方財政の深刻な窮乏と、數百萬の第二の國民の運命に對する最も切実な憂慮からして、政府が本決議の重要性を深く認識し、速かに算上その他の必要な万全の対策を講ずることを、政府に對し強く要請するものであります。(拍手)同僚各位におかれましては、この極めて簡単な本決議案が、全國民の要望と、特に第一回國會以来の文教、文部委員会の超黨派的一致の努力の結晶に外ならないことを了解せられまして、本決議案に對し御賛同あらんことを衷心切望して止まない次第であります。以上を以ちまして提案理由の説明を終ります。(拍手)

○副議長(松嶋實作君) 本決議案に對し討論の通告がございます。松野専内君。

〔松野専内君登壇、拍手〕

○松野専内君 只今上程の決議案に對し、私は民主自由党を代表して賛意を表するものであります。

そも、文教は、政府と國民が丸と成つて自主的に責任をとるべきものであると私は考えるのであります。國民の心を以て心とすべき國會は、その責任が格別であります。この際、政府、國民協力して、以て六・三制完遂に最善の努力を拂ねばなりません。經濟の九原則とトツジ氏の線に沿うて、荒療治の下、根本的恢復を図り、以て經濟の安定を求むると共に、國民の納得行くような教育安定策を講ずべきときだと考えます。戦前すでに義務教育延長が叫ばれていた

けれども、諸般の事情上できなかつたのであります。然るに敗戦となつた今日の我が國にこれを実行するのであるだけに、その至難や笑に言語に納するものがあるのであります。戦争のために我が國の富が四兆二千億円も失われたと言われ、國民一人平均五万三千円ずつ浪費されたということになつております。ここに以て非常覚悟の必要があり、而も戦争放棄を憲法上に明記した日本であると共に、ひたすら文化國家建設の念に燃えつつある國民なのであります。米國教育施設團の勸告に基いて、着々六・三制実施に苦難を重ね、忍び難きを忍んでここまで来たのであります。どうしても飽くまで貫徹を期せねばなりません。義務教育に關する陳情、請願は國會に山と積まれております。市町村長初め教育關係からのその書類の件數、通數が、恐らく國會第一と言われ、署名者の數幾百萬を數えておるのを見て、國民の輿論の趨勢が分るのであります。参議院文部委員会におきまして、現地調査の必要を感じ、これが実情を觀察いたしました。六・三制によつて收容せねばならぬ學童は約千八百余方になるのであります。これに必要な學校數は約一万二千校を算するのであります。戦災によつて焼失しました學校約二千校、その復旧未だ半ばにも達しておられます。地方によりましては、新制中学の獨立校舎が僅かに一四割に過ぎないのであります。その多くは他の學校に同居、中には三校集まつて、生徒、先生が一校舎に押込まれておるところもあるものであります。又物置やら小使室、廊下、さては馬小屋までも改造し

ておるような現状であります。又ぞろ青空教室までも出るのではないかと憂えられておるのであります。校舎すでにそうであり、施設も、ラジオのない學校、オルガンの設備のない學校等亦無数であり、かく縛するといふと、実に國民の一大覚悟を要する時期に際したと申さなければなりません。(拍手)

九原則とこの六・三完遂とを並行せしむるためには、大手術を要する病人を前にしたごとき感を持ち、窮通打開策を考へるべきだと信ずるのであります。「正にそらだ」と呼ぶ者あり。戦後、赤字財政打続き、通貨増発となり、インフレが高進し、物資不足、生産力減退に苦しんで来た我が國民にとつて、実に容易ならぬものがあるのであります。どうしても應急自治を考へると共に、政府、國民が一体となつて總動員的勸励にこれ努むべきであると信ずるものであります。教育完遂には經濟の裏付けが必要であり、赤字財政の明るみを見る、これが前提となることによつてのみ完遂し得るものであります。健氣なる學童の中には、勤勞を尊重した教育、いわゆる働きつつ学び、働学併進、全校拳つて壊れた危いガラスのかけらを拾ひ集めて、ガラス製造の資材となし、月に千余円を得つつある學校もあれば、建築用の砂を運んだような美談もあります。竹細工によつて磁器を磨くと共に、小遣い節約と六・三貯金に精進した學校もありました。若しそれ國民全体揃つてこころした爾之勤儉、以て自立自營の經濟力を培養し、經濟の復興を目指し、実践するところのみ、六・三制完遂の途があるとは私は深く信ずるものであります。(拍手)

政府よ、政府はよろしく教育尊重と六・三制遂行の決意を新たにし、國民に對する声明を發し、國民に希望と安心を與え、勤儉の協力を求めるべきであると信ずるものであります。以上を以て私は決議文賛成の意を表した次第であります。(拍手)

○副議長(松嶋實作君) 木内キヤウ君。

〔木内キヤウ君登壇、拍手〕

○木内キヤウ君 人間は希望を失う程みじめなものはありません。世界の平和國家として、美しい日本人として、正しい民主國民として今までの罪を償いたいと、日本の八千万の正しい父や母は、あらゆる努力と犠牲を忍んで明日の日の楽しい夢を描いておりました。現在、明日を背負うところの青少年、青少年は、今現在どんな姿でございませう。犯罪件數は増加するばかりです。窃盜、詐欺、強盜、殺人、恐喝、賭博、放火等々、これを救うのは教育の力より外途なしと信じております。「そらだ」と呼ぶ者あり、拍手)

「六・三制、野球ばかりがうまくなり」といふ川柳が私の耳に入りました。三万八千余人のパンく、一都市がでる數だといふことを聞いております。子供の數はどんく増加しております。小学校の數が、二十二年には一千二百三十余万人の生徒の入る學校が採用であつたのであります。二十五年には一千八百余万人の生徒の入る學校ができなければならなくなつております。よい先生も欲しうございませぬ。疲れ果てた先生では何事もできません。村でも町でも、ない財産で、子供のた

め、將來の日本のためと、本場に涙ぐましい努力で以て、学校の建設に、「そらだ」と呼ぶ者ありし村が破壊するにまで言われてその道に精進しているのが、現在の日本の町、村の純真な父や母の姿でございます。(拍手)努力半ばに希望を失つたときには、どんな結果ができるでしょう。これを考える私は寒氣がいたします。現にその責任にあるところは、精神的、肉体的に自殺をしようとするという感じが起つております。文化國家として日本は再生しなければならぬと宣言された國会の皆さん方、どうぞ今日この決議が立派に花が咲きますように、そして日本の正しい父や母の樂しい夢が現実化するようにと、このことを、民主黨代表とし、又(予算に賛成し)とつたのじや、それは駄目ですよ」と呼ぶ者あり) 國の政府の方々にお願いいたします。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) 河野正夫君。自由党の出席を求めて下さい。その通り「懲罰々々」と呼ぶ者あり) 自由党の出席を求めて下さい。その通り「懲罰々々」と呼ぶ者あり)

○河野正夫君(續) 日本社会党を代表いたしました。本決議案に賛成いたしますのでございます。(漸く一人入つて来たよ)と呼ぶ者あり)

六・三制として知られております新教育制度は、小学校より上は大学に至るまで非常に多くの困難な問題を含んでおりますのでございまして、ここにも、本決議案以外のことにつきまして、多くの同僚諸君の御考察を煩わさなければならないことのでござい

ます。併しながら、特に敗戦後の我が國が、戦前には行ななかつたところの九ヶ年の義務教育を敢て敢行して来たその場合におきまして、中央及び地方の財政の負担はもとより、國民經濟に対する重圧が予想せられておつたにも拘わらず、敢てこれを行なつて来たゆえんのもの、実に戦争の責任とその惨害とに目覚めて、これより平和國家、文化國家として再建せねばならぬという國民の熱意が然らしめたものでありうと私は思ふのであります。(拍手)「そらだ」と呼ぶ者あり) 然るに、先程來お話がありましたように、六・三教育制度は実施当初から幾多の波瀾を含んで参りました。本年度予算におきまして、政府の示された予算案の中には、公共事業費において文部當局が要求した百八億というものは完全に姿を消して、どこにも見えないのであります。一方では文部省予算に計上されておりました小学校、中学校の教員の俸給の費用が削減せられまして、学級当りの教育定数が非常に減少して來たのであります。更に新制中学校の校舎の問題のみでなく、学校の教育の内容に亘つて、六・三制は今や重大なる問題に立つていゝと言わざるを得ないのであります。そも、この六・三教育制度の要諦は、先程來皆様方のお話がありましたように、非常に地方の父兄、府縣會議員、市町村會議員或いは市町村長というより方々、PTAの人々というより方々によつて、國會にも政府にもその諸願が山積しております。第一回國會以來、我々は度々に互つてその諸願を採択し、政府に向つてこれを添致いたしましたのであります。当

然に、政府は民主的な政府であるならば、この國會及び國民の輿論を十分に尊重して、それを予算に盛り込むべきであつたのであります。然るに本年度の予算においてその片鱗さえ認めることができない。これは現政府の如何に非民主的であるかをこの点においても見る事ができるのであります。(然り)と呼ぶ者あり) 私はここに改めて參議院の決意を表明し、政府に向つてその現を要望するに當りまして、「文部大臣辭めろ」と呼ぶ者あり) 三つの観点から、政府並びに同僚議員諸君の御注意を喚起したいと思ふのであります。

その第一は、六・三教育制度の現状を以ていたしますと、憲法に保障せられた新教育制度の眼目であるところの教育の機会均等ということが、殆んど果卵の危うきにあるといふことのであります。御承知の通り、現状を以ていたしますならば、地方財政の不均衡、各地々々における不均衡はもとより、更に都市における子弟の授業に當る父兄たちの家計の能力の不均衡が、公立、私立の學校に非常な甚だしい差別を興えておる。言い換へるならば、學校差が非常にひどくなつておるのであります。更に皆様先刻御承知の通り、來るべき失業乃至は租税の増徴、中小工業の整備によるところの不景氣等々によりまして、學童の父兄の家計は一層苦しくなつて参るのであります。従いまして、この學校に通うことができない。九ヶ年の義務教育制度は布かれたけれど、六年でやめざるを得ない。新制中学校の一年、二年、三年で退學せざるを得ない。退學といふことはあ

りませんが、通學を不可能ならしめるものが事実として現われておるのであります。我々勤勞者の教育の充實と向上とを目標といたします日本社会黨といたしましては、かかる教育の現状を黙視することは忍び得ざるところであります。(本當か)と呼ぶ者あり)

第二に、この本年度の予算などに示された六・三制度に対する政府の態度は、すでに崩壞に瀕しつつあるところの地方財政の窮乏をますます甚だしからしめ、國民經濟への圧迫がますますひどくなるということを申し上げたいのであります。この点については他の議員の方からも言及せられたところがあつたので、詳しくは申し上げません。最後に、第三に特に強調して置きたいと思ふのは、今日におけるこの教育に対する政府の態度は、政治における責任感に対する國民の批判となつて現われるであろう。そして國策の施策に対する信用を低下せしめる虞れはないであらうかといふことのであります。民主自由黨の公約の朝上げといふことがしばしば問題になりました。勿論政黨が不可能事を公約し、民心を釣つて多數を制し、一たび朝に立てば頭から忘れ去つたかのように顧みて他を言ふというよりな態度は、敢て鳴らしてその非を責めなければならぬのは当然であります。ここに私が問題といたしたいのは一党一派の問題ではございません。すでに六・三制は第一次吉田内閣によつて始まり、次に社会黨、民主黨、あらゆる党派の政府もこれを支持して來たのであります。第一回國會以來この議場におきまして、先程申し上げました通り、六・三教育

制度の完遂といふことについては、しばしば超黨派的な意見の一致を見られたものであります。而して地方の議會或いは市町村長というより方々におかれましては、かかる國家の全体の方針を体しつゝ、極めて多大の犠牲を忍んでやつて來たのでございまして、従いましてこれは……

○副議長(松嶋重作君) 五分が経過いたしました。

○河野正夫君(續) 直ぐです。従いましてこれは當然に、この今日においてかかる悲境に陥り、立消えになるかといふような不安を抱かされるのは、何人も思つてもいなかつたところでありませぬ。(分りました)と呼ぶ者あり) 一体六・三制はやるのか、やらないのか、政府は我々に多大の期待と犠牲とを強いて実施したところの六・三制を見殺しにするつもりであらうかといふような不安が、國民の間に拡がつて行つて、延いては、敗戦後幾多の革新をなし來たつたところの日本の政治そのものに対する不信の念を、國民の間に瀰漫せしめるという結果を生むことを私は恐れるのであります。

○副議長(松嶋重作君) 時間が過ぎました。

○河野正夫君(續) その点におきまして多々申し上げたいことがありますが、要するに以上三点におきまして、政府はよろしくこの決議案の趣旨の實現に努めて、特に責任と道義との政治を確立することに努力願いたい、かく信ずるものであります。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) 藤田芳雄君。議長はもつと議員の出席を求めろ」と呼ぶ者あり)

〔藤田芳雄君登壇、拍手〕  
○藤田芳雄君 私は只今上程になりまして六・三教育制度完全実施に對する決議案に、次の五つの点から賛成をいたしたいと存じます。

その第一は、我が國再建の目標たる文化國家建設の上からこれを要求いたします。第二には、義務教育の余りにも悲惨な現実の姿から見まして、この決議案を支持いたします。第三は、地方財政の混乱を防ぐ上から、この決議案の重要性を申し上げたいと思ひます。第四は、全國民の要望に應える点から眺めまして、この決議案は賛成いたさねばならんと存するのであります。この四点に關しましては、同志議員の各位から力説せられ、又これからも力説せられることと存じますので、重複を避けて私は省略いたします。

第五は、九原則による經濟再建の完遂の上からも、この決議案を支持するといふのであります。恐らく九原則による經濟再建に最も大きな痛をなすものは、その障害となるものは、國民の道義の頹落と能率の低下であると存じます。時間がありませんで一々例証は挙げません。過去三年の事情が明瞭にこれを物語つておるのであります。そこで今年度のごとく苦しい予算の中から六・三実施の經費を計上することは、政府が如何に國民の道義高揚に深い關心を持つかを具体的に表現することであり、國民に一大奮起を促す絶好の機会であると思つておるのであります。丁度、親がその食を減らしても自分の子の教育に盡すと同様であります。この深い政府の決意は、國民を感激させ、道義の高揚は勿論、延いては全國民の能率

の一大増進を來す根源となるものでありましよう。この観点からしても、六・三教育制度実施の一日も速かならんことを望まいたしまして、本決議案に賛成する次第であります。(拍手)

○鈴木憲一君登壇、拍手  
○鈴木憲一君 御承知のように予算は國會を通過いたしました。併し六・三の予算は削られたまま目も鼻もなくゼロであります。政府も政党内閣も何となくして予算化しようと思つておりましたが、依然として解決しません。それならば六・三制は中止か又は延期かという、文相も蔵相も六・三制は絶対に變更しないと、こう言つております。一体一文なしで何と申したすよりの奇妙な手があるのかしらと私は思ふのであります。六・三制なるものは、どなたも御承知のごとく、我が國の基本的結論として、國民がひとしく確認した新教育制度であります。それが完成年度に至つて予算上ゼロとなつたのであります。而も本年度の總予算は七千億の龐大な予算でありまして、その中から僅か百分の一程の小少な予算がどうしても取れない。これが國家再建の基本線を進めしめるところの絶対必要な元であるといふことを誰も知つておるのであります。それが、それができない。実に以て奇妙不思議な現象であると私は思ふのであります。このために憲法上の保障も空文化しようとしております。更に一方義務教育を受ける子供を見ますといふと、年々百万から乃至二百万ずつ増加してあります。今年の中級の三年生だけ

でも百万いる。これは理窟でなく現実であります。こういつたような間に延まして、明總理大臣は次のようなことを言つたといつております。「六・三制発足当時の私の氣持は、六・三制を完遂するには五年、十年を要すると思つていた。ところが文部當局がその促進を急いだため、今日において財政的打詰りが起つてゐるのだ」と、こう言つております。實に吾輩なことだと思ひます。目前に迫つておることとを何と観じたのか。認識不足も甚だしい。これでは六・三制完遂を口に出して見ても、多難な現実に押されて匙を投げたしまりのではないかと疑われても仕方があるまいと思ひます。私は多難であればこそ、苦難であればこそ、その苦しみの中において不撓不屈の意思を固め、以て断々乎として敢行すべきときであると深く思つておるのであります。

あります。すでに國民は財源の枯渇に際しまして、到るところにおいて、貧しい中に更に一枚の衣を脱ぎ、ひもじい中に取立て欠食を重ねつつも、我が幼き、小さき者たちに一点の光明が興え得られるならばという見地に立ちまゝして、喜び勇んでその負担に應じつつ、これが國家再建の礎になることを固く誓つて実行しつゝあるのであります。

この事情よりいたしましても、政府は現在六・三制の前途に横わる不安を一掃しまして、速かに予算的措置その他適當なる方策を確立して、文化國家建設の基本線に對し光明を点するようにならざることを望まいたしまして、本決議案に賛成を表明するものであります。(拍手)

國民は現在非常な生活難、社会苦を訴えております。この叫びの甚だしいときにおいてこそ、政府及び國會は、この個々において國民に對して、苦しみの中における教育こそ日本再建の唯一絶対の條件であることを認識させるために、絶好の機会であると考へます。故にこの際、何としても六・三予算を急ぎ成立せしめまして、断乎完遂に突進しなければならぬと思つております。この際におけるこれが我が日本最良の政治でなければならぬと思ふのであります。苦難の眞只中において教育に捧げられた努力は、必ず後になつて報いられることは眞理である。と同時に、その逆も亦眞理であることと、今日この際懸れてはならないので

をそらす一時の方便であつてはならず、決議案の趣旨は随くまでもこれを生かし、速かに必要な予算を確立することが絶対に必要であります。

○岩間正男君登壇、拍手  
○岩間正男君 日本共産党が本決議案に賛成する理由は、それが何よりも人民大衆の切実な目下の要求に基くものだからであります。本決議案の中には、過日、本議場で予算案の通過に賛成した與党並びに與党的な党派の諸君も交つていられます。曾て六・三制の予算を無一文にすることに賛成された諸君が、今日六・三予算を早く出せと叫んでおられる。このような現実に續いて政治の矛盾について、今日我々は余りに安易に慣れ過ぎてゐるのであるからかという反省が持たれるのであります。これは決して誠実な人民大衆を納得せしめることの途ではない。人民はもつと率直な政治に期待してゐるのであります。従つてこの決議案は單なる一片のゼスチュアであつたり、或いは選挙民の攻撃や非難

をそらす一時の方便であつてはならず、決議案の趣旨は随くまでもこれを生かし、速かに必要な予算を確立することが絶対に必要であります。

をそらす一時の方便であつてはならず、決議案の趣旨は随くまでもこれを生かし、速かに必要な予算を確立することが絶対に必要であります。

吉田首相は四五日前の本院の地方財政委員会におきまして、「今は國家財政が窮乏しているのだから、今年十五億、來年十五億といふように、何年かに亘つてこれを完成したい」といふようなことを述べておられます。併しこれ程現実を無視したところの言葉はないのである。今仮に公共事業費から十五億程度のものをむしり取つたとしましても、それは昨年度程度の最低要求額の僅か十六分の一に過ぎないのであります。然るに今年度は六・三制の山であり、どうしても昨年度の二倍程度の建築を行わなければどうにもならぬ段階に達してゐるのでありますから、國庫負担分は従つて全体の三十分の一程度となり、他の三十分の二十九という龐大な額はすべて地方財政及び大衆負担となつて來るわけでありまして、これは過日も問題となつた地方交付金の大削減、それに伴う住民税、住宅税、地租等の大幅引上によつて塗炭の苦しみを嘗めておられますところの地方財政の決して負担し切れるところではないのであります。又すでに限界点に達してゐる人民大衆の賄ひ切れるところでないことも余りに明白であります。寄附が集まらない、財源がないといふことのために、最近では起工が不能となつたり又折角工事中のものを中止して立ち腐れといふようなことが起つておる。その結果、町村長や地方議員の辭職やリコールが最近甚だしく起つてゐる。現に和歌山縣では二十七人の町村長がこ

をそらす一時の方便であつてはならず、決議案の趣旨は随くまでもこれを生かし、速かに必要な予算を確立することが絶対に必要であります。

の六・三問題で諦めて、三人がリコー  
ルされてゐる。又茨城縣では後任に  
なり手が無い。辞めた後になり手がな  
くて、すでに三回も告示を出している  
けれども、未だに候補者が現われない  
というより、未だに実情が現われない  
といふ。又最近岡山縣、福岡縣にお  
きましては、町村長が自殺をしたとい  
うような切実な問題が傳へられてい  
るのであります。青少年の不良化も亦こ  
れと共に甚だしく、昭和二十三年度で  
は全犯罪件数の約五〇％、二十五万件  
が青少年の犯罪である。そうして、そ  
の中には強盗とか殺人とかいうような  
悪質犯罪が混つてゐるのであります。  
このような政治的、社会的な責任を、  
一休現政府はどのようにして果さんと  
するのであるか、伺いたいと思つので  
ある。若し政府が眞に六・三制を継続  
するといふ意思があるのであつたら  
ば、それを可能にするだけの最低の予  
算を計上しなければならぬ。それ  
を、ほんの間に合せでごまかし、他を  
すべて人民の犠牲に押し付けるような  
態度は、徒らに事態を混乱に導き、死  
に瀕した子供の命をこの上にも弄ぶよ  
うな結果になるのであります。

元來六・三制は一昨年第一次吉田内  
閣によつて発足を見たものである。そ  
のときの予算が僅か八億であつたとい  
うこと、このことが、この不用意、見通  
しのなさが、その後のすべての混乱の  
原因であるといふことを、私は、はつ  
きり指摘することができると思つので  
あります。(拍手)然るに今日では発足  
當時に比べて、すでに数倍の困難  
に直面してゐる。このような現状にお  
いて、政府は無謀にも六・三制の予算

を無一文に削減してしまつたのであ  
る。六・三制は生き物である。いわば  
生後まだ二ヶ年しか経つていないとこ  
ろの赤ん坊である。それに乳はやれ  
ない、清物は清せられないといふので、  
五年計画だ、十年待つて呉れれば、肝  
腎の赤ん坊が死んでしまふのである。  
予算がないとか財政が窮乏してゐると  
か言つておられますが、併し人民は今  
日ではよく知つてゐるのである。政府  
が六・三制にたつた十五億しか出さな  
かつたところの昭和二十二年におき  
まして、一方、一肥料会社昭和電工の  
ために殆んど呉れるようにして出した  
金が二十六億であつたといふことを、  
知らない者は一人もないのでありま  
す。このようにして政府が資本擁護の  
ために約一千三百億の支出を復金を通  
じてなした同じ期間の二ヶ年間ににお  
きまして、六・三制のために日本政府が  
支出したところの予算は、僅かに六十  
五億であるといふこと、このことは  
我々の歴史と共に銘記されなければな  
らないのである。再び而もこの過ちを  
このようにしまして、未曾有のあの政  
治的腐敗が起つた、この過ちを再び現  
政府は繰返してはならないのである。  
本年度の價格差補給金、貿易補給金二  
千四十億といふ膨大な予算の中から、  
この膨大な支出を整理すれば、僅かに三  
百億や四百億は出せるのであります。  
血の出るようにして自分の出した税金  
を、子供の教育のために使つて呉れ  
て、この人民大衆の切実なる要求、そ  
うして、当然である要求を、一休誰が  
今日拒み得るのであるかといふこと  
を私は考へる。(拍手)而も六・三制の  
実施は、連合軍の勧告により、戦争放

棄によつて、世界に公約した平和と文  
化の具体的な要求を実現しようとする  
民族の深い決意にかかつておるのであ  
ります。我が日本共産党は、この決議  
案の趣旨を徹底的に活かすことを要求  
し、そのこのために進んで本決議案  
に賛成するものであります。(拍手)  
○副議長(松嶋重作君) これにて討論  
通告者の発言は全部終了いたしました  
。討論は終局したものと認めます。  
これより採決をいたします。本決議案  
に賛成の諸君の起立を請います。  
〔議員起立〕  
○副議長(松嶋重作君) 議員起立と認  
めます。よつて本決議案は全会一致を  
以て可決せられました。

只今の決議に對し、文部大臣より発  
言を求められました。高瀬文部大臣。  
〔國務大臣高瀬文部大臣登壇、拍  
手〕  
○國務大臣(高瀬文部大臣) 只今の御  
決議に對しまして、政府の所見を申  
述べたいと思つて、六・三制の完  
全実施が、我が國の民主化及び再建  
のために最も重要な基礎をなすもの  
でありますことは、只今の御決議に明  
瞭に指摘されました通りであります。  
然るにその実施以來二年、予期のよう  
な十分の成果を挙げる事ができず、  
殊にその施設における欠陥が極めて深  
刻な状況にありますことは、誠に憂慮  
に堪えないところであり、政府と  
いたしましては、只今の御決議を十分  
に尊重し、今後一段と努力を傾けまし  
て、これに必要な予算の獲得並びにそ  
の他六・三制完遂のために必要なら  
ゆる方策を講じまして、「額を不示せ」と  
呼ぶ者あり) 本日の御決議の趣旨に従

い、御期待に副うように最善の努力を  
いたす決意であります。(決意を表明  
しろ)と呼ぶ者あり、拍手)  
○副議長(松嶋重作君) 参事をして報  
告いたさせます。  
〔青木参事朗読〕  
本日委員長から左の報告書を提出し  
た。  
農業協同組合自治監査法を廃止する  
法律案可決報告書  
農業協同組合法の一部を改正する法  
律案可決報告書  
罹災都市借地借家臨時処理法第二十  
五條の二の災害及び同條の規定を適  
用する地区を定める法律案可決報告  
書  
○副議長(松嶋重作君) この際、日程  
に追加して、農業協同組合自治監査法  
を廃止する法律案、農業協同組合法  
の一部を改正する法律案、いずれも内閣  
提出法案を一括して議題とすることに  
御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○副議長(松嶋重作君) 御異議ないと  
認めます。先ず委員長の報告を求めま  
す。農林委員長補見義男君。

〔報告報告書は都合により第二十  
三号末尾に掲載〕  
農業協同組合自治監査法を廃止す  
る法律案  
右  
國會に提出する。  
昭和二十四年四月二十日  
内閣總理大臣 吉田 茂

農業協同組合自治監査法を廃止す  
る法律案  
第一條 農業協同組合自治監査法  
(昭和十三年法律第十五号)は、廢  
止する。  
第二條 農業協同組合監査連合會  
は、解散する。  
第三條 農業協同組合監査連合會の  
清算終了の登記が完了するまで  
は、農業協同組合自治監査法は、  
第一條の規定にかかわらず、なお  
その効力を有する。  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
2 この法律施行前にした行為に對  
する罰則の適用については、この  
法律施行後でも、なお従前の例に  
よる。  
3 事業者団体法(昭和二十三年法  
律第九十一号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第六條第一項第二号ヲ次のよ  
うに改める。  
ア 削除

〔報告報告書は都合により第二十  
三号末尾に掲載〕  
農業協同組合法の一部を改正する  
法律案  
右  
國會に提出する。  
昭和二十四年四月二十三日  
内閣總理大臣 吉田 茂

農業協同組合法の一部を改正する  
法律案  
第一條 農業協同組合自治監査法  
(昭和十三年法律第十五号)は、廢  
止する。  
第二條 農業協同組合監査連合會  
は、解散する。  
第三條 農業協同組合監査連合會の  
清算終了の登記が完了するまで  
は、農業協同組合自治監査法は、  
第一條の規定にかかわらず、なお  
その効力を有する。  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
2 この法律施行前にした行為に對  
する罰則の適用については、この  
法律施行後でも、なお従前の例に  
よる。  
3 事業者団体法(昭和二十三年法  
律第九十一号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第六條第一項第二号ヲ次のよ  
うに改める。  
ア 削除

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二 組合の行い事業と實質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、当該組合の理事、監事、専事又は会計主任になつてはならない。

第六十四條第一項第五号中「第九十五條第二項」を「第九十五條の二」に改める。

第八十六條第三項を次のように改める。

裁判所が組合を解散した場合における解散の登記は、当該裁判所の囑託によつてこれをする。

第九十五條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二 組合が第十條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、行政廳の申立により、当該組合の解散を命ずることが出来る。

前項の規定による事件は、当該組合の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

第一百一條の次に次の一條を加える。

附則  
1. この法律は、公布の日から施行する。  
2. この法律施行の際現に組合の理事、監事、専事又は会計主任である者については、第四十二條の二の規定は、公布の日から起算して一箇月間は適用しない。

○補見委員若登、拍手  
○補見委員若登、拍手  
先ず最初に農業協同組合自治監査法を廃止する法律案について御報告申し上げます。農業協同組合自治監査法は昭和十三年に制定せられたものでございますが、この法律の趣旨は、農業協同組合がその堅実なる発達を遂げるために、行政廳による監査とは別個に、いわゆる自治監査を行ふ目的を以て、監査連合会を設立し、この連合会の監査機能の活用によつて、お互いの事業面及び特に経理面の堅実化を図ることとしたのでありまして、爾來相當の効果を挙げたのでございます。併しながら現行法におきましては、農業協同組合に対して、行政官廳から連合会への加入強制命令が発し得るような規定がございまして、或いは又連合会が一方的に監査をなし得る規定があり、而も罰則を伴うような、いわゆる強制的な内容を持つておりまして、これらの強制的措置は、農業協同組合の完全自主性尊重の建前とは全く相反する次第でございますし、かたゞ農業協同組合法施行後、の状況におきましては、各協同組合の連合会利用状況も甚だ不振の実情もございまして、今回現行法を廃止せんとする次第であります。本法律案提案の趣旨は以上の通りでございますが、一面において農業協同組合の現状は、公職追放その他いろいろの關係からいたしまして、事業面、更に経理面において、從來のごとき健全な人財が少く、或る意味におきましては、現在はその最大の危機とも言われておるようなときでありまして、外部からも或いは又内部からも監査機能の充実が痛感されておる実情でありますので、委員会の審議に際しましては、現行法の廃止それ自体は別段異論はないのでございまして、その点をどうするかといふことが論議の対象となつたのであります。而して政府当局は、この点につきまして、法律の範囲内における行政廳の監査の外に、自治的には縣或いは全國區域の協同組合指導連合会を活用して、経営指導を中心としつつ、その監督的役割を果たせると共に、組合役員たる監事の監督機能充実のための特別措置について十分の努力を拂いたつたこととございまして、この政府の今後の努力に多大の期待をかけたつ、委員会といたしましては、討論採決の結果、全会一致を以て本法律案は可決すべきものと決定した次第であります。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。本改正法律案の改正事項は二つでございます。即ち第一点は、農業協同組合と實質的に競争関係にある事業を営んだり或いは又これに従事しておる者は、当該協同組合の役員たる理事及び監事、或いは又主要職員たる専事及び会計主任等になることを禁止する旨の規定を新たに設けんとすることであり、改正の第二点は、現行法では、組合が法律所定の事業以外の事業を行つたときは、行政廳は当該組合の解散を命じ得ることになつておりますが、この行政廳による解散命令を停止いたしましたので、その代りに裁判所が行政廳の申立によつて解散を命ずることができるようになりまして、改正せんとするものであります。

而して以上の改正は、いわゆる農民組織十六原則として、昨年十二月極東委員會の決定に基いて、同委員會からマツカサ元帥に指示されましたところによるものであります。御承知の上、いわゆる農民組織十六原則は我が國の農民に対して團體結成の自由を保障すること、農民の正当なる権利の伸張を確保すること、農業活動における不当の制限や不利益から農民を擁護すること等を内容としたものでございまして、その十六項目のうち、第八項の「農業協同組合は行政命令によつて解散されるべきではない。協同組合が法律、定款、規約に違反した場合における救済手段は、法廷を通じてのみ講ぜられるべく、政府の命令或いは行政処分によつて講ぜられるはならない」との点、及び第十三項の「協同組合の活動と實質的に競争関係に立つがごとき活動に従事している者は組合に就職できない」といふ、以上の二項目につきまして、今回具体的にその実現方を日本政府に対し指示があり、その指示に基いて本改正案が提案された次第であります。委員會といたしましては、農民組織十六原則は、眞に民主的な農村の実現を期待する上において、そして又農業増進という重大要請下における農業活動に遺憾なからしむるため、本改正法律案關係の二項目の外、その他のすべての項目についての具體的実現を切に希望しておるところでありますから、そのことの一日も速かならんことを念願し、而して又現に政府の採られておるいろいろの施策のうち、十六原則に背馳しておる施策の改善を強く期待し、更に又眞に農業協同組合の健全な発達を期するために必要な基礎付けについての政府今後の最善の努力を期待いたしまして、討論採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。（議員起立）

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月十六日

衆議院議長 幣原喜重郎

參議院議長 松平恒雄殿

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災 害	地 区
昭和二十四年二月二十日秋田縣能代市におこつた火災	秋田縣のうち能代市

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔閣部常務登壇、拍手〕

○閣部常務者 只今上程に相成りました

官報号外

昭和二十四年四月二十九日

參議院會議第二十号

伊予大島に船だまり築設の請願外二十四件

五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の法務委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。

罹災都市借地借家臨時処理法は、元來罹災都市の急速なる復興を図ることを目的としたしまして、罹災都市における借地権に關し特別を認められた法律であります。その後これを改正いたしまして、第二十五條の二の規定を加えて、戰災のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害等の災害の場合にも、同法を適用して、借地権につき特別を設け、その復興の促進に資することとしたものであります。つきましては、去る二月二十日秋田縣能代市に發生した火災につきまして、同地に右臨時処理法を適用しようとするのが本法案の内容でございます。法務委員会におきましては、右のような、一般の災害につきましては、かかる戰災に対する臨時処理法を以て処理することが妥當なりや否やにつきまして、各委員より熱心な質疑が行われ、若しかかる災害に對する特別が常に必要であるならば、別に恒久的な法律を制定することが必要なのではないかという意見が出たのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることといたします。かくて討論は省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。(議員起立)

○副議長(松嶋善作君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋善作君) この際、日程第十八号より第三十九号までの請願及び日程第四十号より第四十二号までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋善作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員会理事尾形六郎兵衛君。

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの

第十三号 伊予大島に船だまり築設の請願

第二十六号 政治漁港船入主築設に關する請願

第五十三号 野田漁港築設に關する請願

第五十五号 越喜來灣崎浜船だまり築設に關する請願

第九十九号 通山漁港築設に關する請願

第二百二十七号 羽幌漁港修築促進に關する請願

第二百五十六号 假屋漁港製品加工場の完備等に關する請願

第二百五十七号 名護屋漁港修築に關する請願

第二百六十五号 第二水産講習所を農林省所管の水産資料大學に昇格の請願

第二百九十四号 和田漁港船だまり築設に關する請願

第三百八十七号 かき養殖業者の動力船用燃料リンク制復活に關する請願

第三百九十六号 水橋町漁港改修工事施行に關する請願

第四百三十七号 漁業災害補償制度設定に關する請願

第四百四十八号 ウトロ漁港修築に關する請願

第四百四十九号 久慈漁港修築に關する請願

第四百七十三号 漁船保險に關する請願

第四百七十六号 沿岸漁業用資金融通に關する請願

第四百七十七号 漁業用リンク物資の割当等完全実施に關する請願

第五百十七号 漁港、船だまり修築費國庫補助増額等に關する請願

第五百七十七号 漁港法制定に關する請願

第五百七十九号 長江漁港船だまり築設に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月二十二日

水産委員長 木下 辰雄

參議院議長 松平恒雄殿

水産委員会請願審査特別報告第一号

伊予大島に船だまり築設の請願

第十三号 愛媛縣北宇和郡新洲村長 木下梅治郎外十四名提出

政治漁港船入主築設に關する請願

第二十六号 北海道利尻郡仙法志村長 井田定勝外五百十名提出

野田漁港築設に關する請願

第五十三号 岩手縣九戸郡野田村長 川原文作外八百四十二名提出

越喜來灣崎浜船だまり築設に關する請願

第五十五号 岩手縣氣仙郡越喜來村長 能谷留之助外二名提出

通山漁港築設に關する請願

第九十九号 宮崎縣兒湯郡川南村長 岩切秋雄外十五名提出

羽幌漁港修築促進に關する請願

第二百二十七号 北海道苫前郡羽幌町長 渡部賢次郎外一名提出

假屋漁港製品加工場の完備等に關する請願

第二百五十六号 佐賀縣東松浦郡植賀村大字仮屋六一仮屋漁業会長 久保佐太郎提出

名護屋漁港修築に關する請願

第二百五十七号 佐賀縣東松浦郡名護屋村大字名護屋八二五名護屋漁業会長 山崎三一郎提出

第二水産講習所を農林省所管の水産資料大學に昇格の請願

第二百六十五号 山口縣下關市長 松尾守治提出

和田漁港船だまり築設に関する請願  
第二百九十四号 福井縣大飯郡 和田村和田村漁業会長理事 瀧甚左衛門提出

かき養殖業者の動力船用燃油リソク制復活に関する請願  
第三百八十七号 廣島市宇品町 神保通一三〇六廣島縣養蠟水産組合長 森澤雄三提出

水橋町漁港改修工事施行に関する請願  
第三百九十六号 富山縣中新川郡水橋町長 角田又一外一名提出

漁業災害補償制度設定に関する請願  
第四百三十七号 岩手縣盛岡市岩手縣議會議長 村上順平外一名提出

ウトロ漁港修築に関する請願  
第四百四十八号 北海道斜里郡斜里町長 米澤鶴松外一名提出

久慈漁港修築に関する請願  
第四百四十九号 茨城縣久慈郡久慈町長 三代利七外二名提出

漁船保険に関する請願  
第四百七十三号 廣島市宇品町 三七西日本水産振興会内 林興一郎提出

沿岸漁業用資金融通に関する請願  
第四百七十六号 廣島市宇品町 三七西日本水産振興会内 林興一郎提出

漁業用リソク物資の割当等完全実施に関する請願

第四百七十七号 廣島市宇品町 三七西日本水産振興会内 林興一郎提出  
第五百十七号 名古屋市熱田区 森後町二ノ三愛知縣水産業会 専務理事 駒澤昌提出  
長江漁港船だまり築設に関する請願  
第五百七十九号 京都府與謝郡 養老村養老漁業会長 北仲金三郎提出  
右二十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。  
昭和二十四年四月二十二日  
水産委員長 木下 辰雄  
参議院議長 松平 恒雄

意見書案  
泊漁港船入ま築設に関する請願  
請願者 北海道利尻郡仙法志村 長 井田定勝外五百十名  
右の請願は  
北海道利尻郡仙法志村の政治船入まは昭和十一年度國費で小漁港として築設されたが、しゅんせつが不充分であり、また常に西風を受けるので、漁船の入港收容に不便が多いから、本村の使命であるにしろの「わく取り」や沖合漁田の開発のために防波堤を含むそり合築設工事を國費で施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案  
野田漁港築設に関する請願  
請願者 岩手縣九戸郡野田村 長 川原文作外八百四十二名  
右の請願は  
岩手縣下の三陸沿岸の宮古港以北には良港が無いから、漁業者は眼前には良港を控えながら充分の活躍ができず、また、風浪の際の避難にも不便を感じているから、沿岸中最も漁場に富み、天興の地形を有している野田港に避難港を兼ねた漁港の施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案  
越喜來濱崎浜船だまり築設に関する請願  
請願者 岩手縣氣仙郡越喜來村 長 熊谷留之助外二名  
右の請願は  
越喜來濱の崎浜部落は、小壁漁場を始めとし、多数の定置漁場を有し縣の南部における沿岸漁業の中心地であるが、漁港施設がないため、生産及び無費の節減に不利不便を感じているが、地元の貧弱な力ではどうてもこの工事の完成は不可能であるから、急速に國庫補助をもつて本部落の船だまり築設工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案  
通山漁港築設に関する請願  
請願者 宮崎縣兒湯郡川南村 長 岩切秋雄外十五名  
右の請願は  
豊富な水源資源を開発して、現下の窮乏な水産問題を打開することとは、日本再建のため極めて重要である。通山漁港の築設については、地方産業の振興と將來の発展性より既に現在実地調査までに至つてゐるのであるから、すみやかに設置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案  
瀬崎漁港に船だまり築設の請願  
請願者 京都府舞鶴市千歲漁業 会会長理事 秋安利勝  
右の請願は  
瀬崎港は舞鶴港口の要衝に位置し、新興の漁業根拠地として有望な地にある。昭和二十三年度始めて船だまりとして発足して以來、二箇年継続

事業として防波堤、延長三十メートルを築設し、日本海における轉石防波堤としての好評を得たのである、ついでには漁業生産力の増強と漁船の保全及び生命の保護上船だまり施設の重要性を察せられ、昭和二十四年度において、防波堤の延長、並びに船揚場等の施設を完備してすみやかに船だまりとしての目的を果し得るよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

事業として防波堤、延長三十メートルを築設し、日本海における轉石防波堤としての好評を得たのである、ついでには漁業生産力の増強と漁船の保全及び生命の保護上船だまり施設の重要性を察せられ、昭和二十四年度において、防波堤の延長、並びに船揚場等の施設を完備してすみやかに船だまりとしての目的を果し得るよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

羽幌漁港修築促進に関する請願  
請願者 北海道苫前郡羽幌町  
長 渡部賢次郎外一名

右の請願は  
北海道天塩郡の羽幌町は海陸物産の  
豊前な地であり、これら産物輸送のために  
漁港の修築が必要であつて、一部の  
工事には既に施行されているが、未完成  
のため利用度が失われているから、  
すみやかに羽幌漁港の修築工事を完  
成せられたいとの趣旨であつて、参議  
院は、願意の大体は妥当なものなり  
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実  
現に努力せられたい。ここに國会法  
第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
假屋漁港製氷加工場の完備等に関  
する請願  
請願者 佐賀縣東松浦郡植賀村  
大字假屋六一假屋漁業会長  
久保佐太郎

右の請願は  
假屋漁港は、支海地方におけるいわ  
しの大量漁獲地で、「假屋いわし」と  
して有名である。しかるに漁具、加  
工品の乾燥場が不完備のため、漁獲  
物の完全製品化ができず、折角の漁  
獲物が腐敗して、收支のバランスが  
取れず、又一方きん着網の乾燥場が  
狭く、貴重な漁具、特に綿漁網の腐  
蝕による損失が多いため、漁業経営  
者がその経営を中止あるいは縮小す  
る等、漁業の発展と生産増強に重大

な支障を與えるから、製品加工場並  
びに網干場を完備せられたいとの趣  
旨であつて、参議院は、願意の大体は  
妥当なものなりと思ふ。よつて内閣  
は鋭意これが実現に努力せられたい。  
ここに國会法第八十一條により  
別冊を送付する。

官報号外 昭和二十四年四月二十九日 参議院会議録第二十号 伊予大島に船だまり築設の請願外二十四件

右の請願は  
名護屋港は、佐賀縣における支海側  
最大の漁業根拠地であり、各種の漁  
業方法によつて、漁獲高は大量に上  
つているが、海岸に平坦地がないた  
め、網干場は通風が極めて悪く、高  
價な漁網を腐蝕させているから、網  
干場を設置すると共に、防波堤、漁  
業用道路、排水管等の諸施設を完備  
せられたいとの趣旨であつて、参議院  
は、願意の大体は妥当なものなりと  
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現  
に努力せられたい。ここに國会法第  
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
名護屋漁港修築に関する請願  
請願者 佐賀縣東松浦郡名護屋  
村大字名護屋八二五名護屋漁  
業会長 山崎三一郎

右の請願は  
第二水産講習所を農林省所管の水  
産資料大学に昇格の請願  
請願者 山口縣下関市長 松尾  
守治

右の請願は  
わが國水産業の事実上の中心地であ  
る下関市の現状並びに將來より推し  
て、独立せる水産資料大学の設置は  
必然的の要求であるが、独立の機構  
を有する水産資料大学であつて始め  
て、今日のように多岐多様な水産開  
発の重要面に適應する使命と責務と  
を果し得るのである。故に水産業界  
に直結し研究実習上各般の便宜と機  
会とを得るとともに、研究実習の成  
果を直ちに実せん面に應用して文教  
と實際とを一体化するため、第二水  
産講習所を農林省所管の水産資料大  
学に昇格せられ、設備の充実を圖ら  
れたいとの趣旨であつて、参議院は、  
願意の大体は妥当なものなりと思  
ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に  
努力せられたい。ここに國会法第八  
十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
第二水産講習所を農林省所管の水  
産資料大学に昇格の請願  
請願者 山口縣下関市長 松尾  
守治

右の請願は  
福井縣下第二位の漁村である和田村  
の漁港は、自然の好條件に恵まれた  
良港で、多数の漁船を有し、年産五  
十萬貫の新鮮魚介を得ているが、内  
海の外海との貫通を始め、人工的施  
設を欠いており、非常な不便不利を  
きたしている。当村漁業会では、數

年前から、各種施設工事の計画を樹  
立しているが、最も必要な漁業基地  
としての船だまり場工事は、ばく大  
な経費を要し、当村の財政では負担  
し得ないから、これに對し國庫補助  
をせられたいとの趣旨であつて、参議  
院は、願意の大体は妥当なものなり  
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実  
現に努力せられたい。ここに國会法  
第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
福井縣下第二位の漁村である和田村  
の漁港は、自然の好條件に恵まれた  
良港で、多数の漁船を有し、年産五  
十萬貫の新鮮魚介を得ているが、内  
海の外海との貫通を始め、人工的施  
設を欠いており、非常な不便不利を  
きたしている。当村漁業会では、數

右の請願は  
かき養殖業者の動力船用燃油リン  
ク制復活に関する請願  
請願者 廣島市宇品町神保通り  
一三〇六廣島縣養殖水産組合  
組長 森澤雄三

右の請願は  
さきに高級鮮魚介類の統制が解除さ  
れて以來、かき養殖業者に對する動  
力船用燃油のリンク制が廢止された  
が、海況その他の關係上遠距離の漁  
場をもち、その輸送のためには動力  
船の利用にまたねばならない養殖  
業者にとつては、動力船用燃油の必  
要は当り前である。その上かきは内  
外共に需要が激増しており、これの  
生産は食糧、貿易政策上重要である  
から、かき養殖業者の動力船用燃油  
リンク制を復活せられたいとの趣旨で  
あつて、参議院は、願意の大体は妥  
当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭  
意これが実現に努力せられたい。こ  
こに國会法第八十一條により別冊を  
送付する。

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
水橋町漁港改修工事施行に関する  
請願  
請願者 富山縣中新川郡水橋町  
長 角田又一外一名

右の請願は  
富山縣中新川郡の物資集散地として水  
陸交通の主要ポストを占めていた水  
橋町漁港は、富山灣上における最良  
の地点であり、河川水も豊富であ  
るので、縣においても本港開港を支  
援されて、既に河口のしゅんせつ、  
船だまり場の設置を見たのである  
が、漁港施設がいまだに不十分なた  
め同町の水産業の発展を阻害して  
いるから、二箇年計画によつて、水橋  
町漁港施設の拡充工事を施行されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意  
の大体は妥当なものなりと思ふ。よ  
つて内閣は鋭意これが実現に努力せ  
られたい。ここに國会法第八十一條  
により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
漁業災害補償制度設定に関する請  
願  
請願者 岩手縣盛岡市岩手縣議  
會議長 村上順平外一名

右の請願は  
政府はさきに水産業協同組合法を公  
布し、今又漁業法の改正を中心とする  
漁業制度の根本的改革を実施する由  
であるが、いかにこれらの制度を變

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
漁業災害補償制度設定に関する請  
願  
請願者 岩手縣盛岡市岩手縣議  
會議長 村上順平外一名

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿  
意見書案  
漁業災害補償制度設定に関する請  
願  
請願者 岩手縣盛岡市岩手縣議  
會議長 村上順平外一名

車しても、漁業経済の本質的弱点を是正するのなければ漁業経済の安定は望めないから、新漁業制度の一環として、漁業災害補償制度（不漁共済制度の法制化を中心とし漁業保険の効果を十分に發揮し得るもの）を實現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ウトロ漁港修築に関する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町 長 米澤鶴松外一名

右の請願は カムチャツカ、北千島等の有力な漁場を失つた日本にとつて、オホツク海知床半島周辺は、水産資源の開発を図る上に特に有望である、しかし網走港根室港間約八十里の間は港がなく、又知床半島突端海域は海霧の発生多く且つ急潮であつて、航行困難な処であるから、ウトロ港を修築せられて、知床半島開港の基点とされるとともに、これと併行して斜里ウトロ間の道路の整備引揚漁民の導入等を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業保険に関する請願

請願者 廣島市宇品町三七四日 本水産振興会内 林興一郎

右の請願は 現下の漁船保険の現状から、應急対策としては、組合が未拂保険金を支拂うのに充分な金額を一般会計から漁船再保険特別会計に移り入れ、恒

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

久瀨漁港修築に関する請願

請願者 茨城県久瀨郡久瀨町 長 三代利七外二名

久瀨漁港の修築工事は、遠洋漁業の根據地としての新計画のもとに、昭和二十一年度より國庫の補助によつて施行せられてはいるが、何分新規の築港であり加ふるに、物價の高騰、資材の入手難等、極めて困難な現狀に直面してはいる。しかして、食糧事情急迫の折柄漁獲物の増産は最も緊要であるから、本港修築工事が急速に完成できるより、昭和二十四年度において相当額の予算を承認されるときに、これに対する資材の配給並びに國庫補助をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

沿岸漁業用資金融通に関する請願

請願者 廣島市宇品町三七四日 本水産振興会内 林興一郎

右の請願は 漁村の金融ひつ迫に際して沿岸漁民は①の配給資材を買い資金がなく、増産もできない現状であるが、わが國の食糧増産において魚獲の九割を占める沿岸漁業の増産は、食糧問題解決のきざであると思はれるから、漁業の必要資金をより多くしかもより容易に融通できるより、すみやかに全面的漁業手形制度の実施その他漁業資金の供給につき考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業用リンク物資の割当等完全実施に関する請願

請願者 廣島市宇品町三七四日 本水産振興会内 林興一郎

右の請願は 政府の公約した漁業用燃油、加配米、リンク物資等の割当量の僅少や時期遅れ不履行等に対して責任を明かにせられ、同時にこれ等のリンク物資を公約通りすみやかに完全実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長江漁港船だまり築設に関する請願

請願者 京都府與謝郡養老村養老漁業会長 北仲金三郎

計らわれたい。更に、漁業関係の物品税、事業税、取引高税その他種類の課税負担に困窮しているから、これらにつき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産年産五十万貫と称せられる京都府與謝郡養老村の中心地である長江漁港は、常に波浪が高く、けい船出等も困難な場合が多いが、近來発達した定置漁業、巻網漁業に必要な機作業場もなく、多量の陸揚鮮魚の加工設備も不十分であるので、完全な港灣施設を必要とするが、應急策として、地元では船だまり場、防波堤等の築造を計画しているが、経費が乏しく規模も狭小であるから、これらを國庫の助成によつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

水産委員会請願審査特別報告第一号

漁港法制定に関する請願  
第五百七十七号 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 井出正孝外二名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。  
昭和二十四年四月二十二日  
水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿  
意見書  
漁港法制定に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 井出正孝外二名

漁港は漁業の基本的公共施設であり、その整備如何は漁業生産の成否を決するものであるから、強力な漁港施設を樹立して、全国沿岸に施設の整備拡充を図るため、漁港の指定、種類、施設、管理及び監督関係等を明確に規定する漁港法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年四月二十二日  
水産委員長 木下 辰雄  
参議院議長松平恒雄殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

丸山漁港修築に関する陳情  
第九十三号 水産業金融対策に  
関する陳情  
第二百三十号 日立漁港修築に  
関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十四年四月二十二日  
水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿  
意見書  
丸山漁港修築に関する陳情  
陳情者 兵庫縣三原郡河那賀村  
長 木場久次郎外二名

丸山港は、瀬戸内海の南関門である鳴門海峡の北方に在る漁獲豊富な好漁場である。しかるに本港施設の不

完全は、保有漁船の一割未満を收容するに足りず、季節風に際しては、残余の漁船はやむを得ず遠く隣港、撫養港に退避しなければならぬため出漁回数並びに漁獲高を低減しており、また本港避難船中においてさへ、風波による船舶の損傷、沈没は毎年数隻に達している実状である。しかして本港は荒天の際の避難港として好位置を占めており、その上近時観光客の増加等にも本港の利用は大きいから、すみやかに本港を修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書  
日立漁港修築に関する陳情  
陳情者 茨城縣日立市長 高嶋秀吉外二名

右の陳情は、日立港は茨城縣北部海岸線の中央に位置する天然の漁港であつて、その漁獲量は市場の相場を混乱させた程であるが、岸に良港なく陸に最善の荷揚設備がないため、折角の漁獲物もその鮮度を低下させている現状である。一方交通路としては南北両方面に通ずる常磐線と國道陸前浜街道のみで不慮の際における船舶交通路としての本港は重要なものである。しかしして、昭和二十一年度船だまりとして旧名倉港の修築工事が認められ、その後引き続き同工事を施行中であるが、昭和二十四年度においては本格的な工事を期待していただにもかかわらず、予算が削減されたこと、多額の事業費を投じていながらその効果を発揮できないことになり遺憾にたえないから、予算の復活増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

日立漁港修築に関する陳情  
第二百三十号 茨城縣日立市長 高嶋秀吉外二名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。  
昭和二十四年四月二十二日  
水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿  
意見書  
丸山漁港修築に関する陳情  
陳情者 兵庫縣三原郡河那賀村  
長 木場久次郎外二名

丸山港は、瀬戸内海の南関門である鳴門海峡の北方に在る漁獲豊富な好漁場である。しかるに本港施設の不

完全は、保有漁船の一割未満を收容するに足りず、季節風に際しては、残余の漁船はやむを得ず遠く隣港、撫養港に退避しなければならぬため出漁回数並びに漁獲高を低減しており、また本港避難船中においてさへ、風波による船舶の損傷、沈没は毎年数隻に達している実状である。しかして本港は荒天の際の避難港として好位置を占めており、その上近時観光客の増加等にも本港の利用は大きいから、すみやかに本港を修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書  
日立漁港修築に関する陳情  
陳情者 茨城縣日立市長 高嶋秀吉外二名

右の陳情は、日立港は茨城縣北部海岸線の中央に位置する天然の漁港であつて、その漁獲量は市場の相場を混乱させた程であるが、岸に良港なく陸に最善の荷揚設備がないため、折角の漁獲物もその鮮度を低下させている現状である。一方交通路としては南北両方面に通ずる常磐線と國道陸前浜街道のみで不慮の際における船舶交通路としての本港は重要なものである。しかしして、昭和二十一年度船だまりとして旧名倉港の修築工事が認められ、その後引き続き同工事を施行中であるが、昭和二十四年度においては本格的な工事を期待していただにもかかわらず、予算が削減されたこと、多額の事業費を投じていながらその効果を発揮できないことになり遺憾にたえないから、予算の復活増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

国会法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十四年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣吉田茂殿

〔尾形六郎兵衛君登壇、拍手〕  
○尾形六郎兵衛君 只今議題となりました請願第十三号外二一件、陳情第一号外二件に關しまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

そのうち漁港並びに船だまりの件に關して先ず御報告いたします。漁港、船だまりは愛媛縣伊予大島、北海道政治、岩手縣野田及び越喜來、京都府瀬崎、宮崎縣道山、北海道羽幌、佐賀縣假屋及び名護屋、福井縣和田、富山縣水橋、北海道ウトロ、茨城縣日立、京都府長江、兵庫縣丸山、茨城縣日立、以上十六ヶ所の漁港の築設或いは修築の請願及び陳情であります。委員会におきましては、四月八日、四月二十一日の両日に亘り、紹介議員より説明を求め、又政府委員からこれに關する意見を十分聴取いたしまして慎重審議の結果、いずれも重要適切なる案件と存じまして、委員会においてはこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、請願第二百六十五号は、山口縣にあります第二水産講習所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

所を農林省所管の水産單科大学に昇格して貰いたいという請願でありまして、これは第一水産講習所が今回農林省所管の水産單科大学に昇格することに決定したのでありますから、歴史は新しいが資格において劣らない第二水産講習

習所をも当然大学に昇格すべきであるといふのが全委員の一致した意見でありまして、これを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第四百七十六号、陳情第九十三号は、共に水産金融に関するものでありまして、本委員会においては、第四國會において特に水産金融問題につき審議の結果、決議案を本會議に上程し、全会一致を以て本會議を通過いたしましたような次第でありまして、委員会においては、この請願、陳情も極めて妥當なものとしてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に、請願第三百八十七号、かき養殖業者の動力船用燃料リントク制復活に関する請願、第四百七十七号、漁業用リントク物資の割当等完全実施に関する請願の兩案は、関連性がありますので一括審議いたしました。いずれも願意妥當と認め、これを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に請願第四百三十七号は、漁業災害補償制度設定に関する請願で、これは第四國會において水産金融に関する決議案上程の際、漁業災害補償制度及び漁業信用保証制度を政府において至急制定して水産金融の裏付にすべきであるという決議案の趣旨に對して、大蔵、農林兩大臣は、この趣旨を十分に尊重せられて、この二つの制度を至急実現したいとの言明がありました。たような次第で、この請願の趣旨もここにあり得るから、委員会においてこれを採択し、議院の會議に

付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

次に請願第四百七十三号、漁船保険に関する請願、これは保険金の支拂に支障を來すために漁業者の困惑は目に余るものがあるので、政府は漁船再保険特別會計に對し毎年度相当額を一般會計より繰入れて漁船保険の運営を円滑にして貰いたいというのであります。第三國會以來、各府縣全部から同様の請願がありまして、すでに採択されておる問題であります。未だ政府において何らの処置を講じないので、ここに重ねて請願するといふのであります。委員会においては願意極めて妥當としてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしましたのであります。

次に請願第五百十七号、漁港、船だまり修築費國庫補助増額等に関する請願、これは漁港、船だまりの重要性は言うまでもないが、  
〔副議長退席、議長着席〕  
物價の高騰のため修築費が地元負担に堪え得ない実情にある。又漁港の公共性から修築工事に対する國庫補助率を増額して貰いたいというのがその主たる願意でありまして、この請願も妥當と認めて、これを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

最後に請願第五百七十七号、漁港法制定に関する請願であります。その趣旨は、我が國における漁港、船だまりが非常に不完全であるために、漁業の発達を妨げ、その漁船の遭難は毎年莫大な數に達しておるのである。よつて速かに漁港法を制定して、第一に、

全國を通ずる漁港計画を立て、これに基いて漁港修築事業を実施し、漁港施設の整備充実を一定期間内に完成すること、第二に、漁港修築事業の國家負担額を増加し、殊に漁港の基本施設に關しては全額を國家負担とすること。第三に、民主的機構の下に漁港利用関係者等の積極的協力を得て漁港の維持管理制度を立て、以て漁港施設の保全とその利用の円滑適正を期することにしたいという趣旨でありまして、本委員会におきましては願意極めて適切妥當として、これを採択いたしました。議院の會議に付することに決定をいたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、漁港法制定に関する請願の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。  
〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、漁港法制定に関する請願の外は内閣に送付することに決しました。  
これにて本日の議事日程は全部終了いたしました。委員会の議案審査の状況に應ずるため暫時休憩いたします。

午後三時五十九分休憩  
午後五時八分開議  
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。  
この際、日程に追加して、國會議法第

三十九條但書の規定による國會の議決に關する件(國立博物館評議員會の評議員)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。本月二十一日、内閣總理大臣から、國立博物館評議員會の評議員に團伊能忠雄を充てる件について本院の議決を求め参りました。本件は、内閣總理大臣の申出通り國立博物館評議員會の評議員に團伊能忠雄を充てることに賛成の諸君の起立を請います。  
〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本件は議決せられました。参事をして報告いたさせます。  
〔宮坂参事朗読〕  
本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案  
運輸委員会に付託  
酒税法等の一部を改正する法律案  
揮発油税法案  
國民金融公庫法案  
大藏委員会に付託  
本日委員長から左の報告書を提出した。

國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書  
酒税法等の一部を改正する法律案可決報告書  
揮発油税法案可決報告書  
國民金融公庫法案可決報告書  
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。  
〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕  
國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十八日  
衆議院議長 幣原喜重郎  
参議院議長 松平恒雄  
國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案  
國有鐵道運賃法(昭和二十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一号を次のように改める。

一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえる部分は一円五銭とする。  
第六條の見出しを(特別急行、急行及び準急行料金)に改め、同條中「急行料金及び準急行料金」を「特別急行料金、急行料金及び準急行料金」に改める。  
別表第一及び第二を次のように改める。

一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえる部分は一円五銭とする。  
第六條の見出しを(特別急行、急行及び準急行料金)に改め、同條中「急行料金及び準急行料金」を「特別急行料金、急行料金及び準急行料金」に改める。  
別表第一及び第二を次のように改める。

別表第二 第六條の規定による急行料金表

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キ	400円	800円	1,200円
	1200キ	600	1,200	1,800
急行料金	1201キ	800	1,600	2,400
	600キ	200	400	600
準急行料金	1200キ	300	600	900
	1201キ	400	800	1,200
急行料金	150キ	50	100	150
	600キ	100	200	300
準急行料金	1200キ	150	300	450
	1201キ	200	400	600

別表第一 第四條の規定による軌路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森	160円	480円	1,360円
函高	30	90	
森野	100	300	
仁方	5		
宮島	10		
大下	10		

附則

この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会におけるところの審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、この法案の提案理由を要約して申し上げますと、昭和二十四年度の予算編成に当つては、經濟九原則に従い、特別会計の独立採算を絶対要件としましたので、従前のごとく収入の不足を一般会計よりの繰入等を以て補填するわけに行かないということになりましたため、今年度の不足額約二百三十億圓を運賃値上げによる増収で補うこととし、政府の原案は、即ち旅客運賃の六割値上げ、貨物運賃はそのまま据置といたしまして、又定期券の六ヶ月、三ヶ月を廃止するという案であります。この法案は國民經濟に重大なる関係がありますので、当委員会におきましては数回に亘つて審議をいたしましたのであります。先ず第一に、運賃を定めまするその基準につきまして、即ち經濟の九原則、又運賃法の規定する原則として、運賃は公正妥當なものであること、原價を償ふものであること、産業の発達に資すること、及び貨物價の安定に資することの四点より検討を加へ、更に又今回國鉄が公社組織として発足するに當り、この際、独立採算制の基礎を確立すべきものであり、又海陸運賃の調整をも図るべきものであり、又一面において國民經濟に及ぼす影響、これらの見地から十分に

検討を加へたのであります。更に又國民の輿論を聴く必要から、証人喚問の形式におきまして公聽会を開きまして意見を求めましたところ、いずれも旅客運賃のみ値上げするという政府原案は妥當ではない、貨物運賃と均衡を保つべきものであるという結論に達したのであります。その結果、委員会におきましては、適当に修正するより各方面に對しまして國會の権能を以てあらゆる努力を拂つたのであります。が、何分經濟安定に重点を置くという現在の國情におきましては、事情止むを得ざるものとして、將來必ず是正する機会のあることを期待をいたさねばならぬという事態に立至つたのであります。(おかしい事態だと呼ぶ者あり) 以下、本委員会におけるところの質疑應答に現われられたる点を総合いたしました御報告申し上げます。先ず第一に問題になりましたのは、予算と法案とは並行して提出されるべきものであります。然るにも拘わらず、その予算がすでに去る二十日において決定されたにも拘わらず、この法案が数日遅れて出されたということにつきまして、運輸当局の失態であるというこの一点であります。更に又諸君も御承知の通り、昨年の議會において、旅客運賃は二倍半、貨物運賃におきましては三倍値上をしたその結果、現在の旅客運賃におきましては即ち原價に比較して約九〇%、や均均衡を保つておるといふ状態であり得るけれども、貨物運賃におきましては原價に比較して僅かに四三%、即ち原價の半分にも足らざる現状であります。従つて今日荷物を運べば運ぶ程損失が増加するという

現状でありますから、到底この現状のままでは独立採算制の確立は不可能であるという点であります。そこで、このまま推移いたしますと、二十四年度におきましては國鉄は二百三十億圓の赤字を生ずる見込でありますから、この不足額を補うために旅客運賃のみ値上しようとするのが今回の政府原案でありまして、政府の答弁によりますと、貨物運賃を値上げすれば物價に影響することであり、併し委員会においては、原價を下廻つておる貨物運賃の見地からしましては、独立採算制の見地からしましては、不合理と認めますので、むしろ貨物運賃を値上げすべきであるとの意見が強く主張されたのであります。そこで仔細にこれを検討して見ますと、現行貨物運賃の七割程度を引上げますと、丁度戦前即ち昭和十一年におけるところの物價に對する運賃の負担割合が四・六一%でありまして、これを現在の物價に比較して七割上げると、やはり四・六一%で、この均衡が保てるという状態であり得ます。これによりまして海陸運賃の調整も行ふことができるとし、又一面非常に悲惨な状態に陥らんとしております。機帆船をも救うことができることなるのであります。そうしますと、その結果、物價に對し如何なる影響を與えるかと申しますと、現在、現行價格に對する運賃比率は平均二・六七に過ぎませんし、更に又鐵道運賃にかかる總貨物價格に對する運賃比率も、これは勿論推定であります。が、〇・七七の低率でありまして、主食の米のごときは一%の負担しか、かからぬ状態であり

ありますので、七割値上げしても物價に與えるところの影響はさしたることはないものであります。併しながら重要貨物のうちの石炭、鉄鉱は多少運賃が高くなるのであります。これに對しては價格操作の途があると思ふのであります。そこで委員会におきましては、審議の結果、貨物運賃を七割値上げして、旅客運賃は現行のまま据置とし、六ヶ月定期の廃止は止むを得ないが、三ヶ月定期は存置するようになり、又長距離運賃を採用する修正案を用意いたしました。が、前述の通り經濟安定に重点を置く現在の國情において何ともいたし方なく、止むなき情勢になりましたことは誠に遺憾の極みであります。が、この点御了承を願ひたいと存じます。尙、関係各方面におきましては、將來適當の時期に是正する意思のあることを表明されておることを附け加えて申し上げて置きます。

かくて質疑は終りまして、討論に入りまして、先ず丹羽委員より、本案は跛行的運賃である、従つて反對したいという意見の開陳があつたのであります。更に又小野委員より、本案は止むを得ないとするも、政府に對し次の事項を強く要望して賛意を表せられられたのであります。即ち將來、運賃改正の場合には、予算案に先行して提出するか、又は少くとも並行して提出すること、國有鐵道の轉換期を迎へるに當り、運賃の調整に即應する運賃体系の整備に努むること、更に又海陸輸送分野における運賃調整を試みる等総合計画を樹立するよう努むることの発言があつたのであります。又内村委員よりは、左の点を指摘されました。本案

に反対の意見を表明されたのでありま  
す。即ち國民大衆の負担を増大するこ  
と、旅客運賃と貨物運賃と不釣合なる  
こと、國有鐵道の赤字は一般予算の補  
正にてなすべきものなること、運賃値  
上よりも経営の合理化を第一に考慮す  
べきものなることの諸点であります。  
又橋本委員よりは、本案については不  
満の点が多々あるも、事情止むを得な  
いものとして賛成の意見の発言があつ  
たのであります。かくて討論を終結し  
たしまして、採決の結果、多數を以て  
本案を可決すべきものと決定いたしま  
した。右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松平恒雄君) 本案につき討論  
の通告がござります。順次発言を許し  
ます。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 私は日本社会党を代表  
いたしまして、只今齟齬となりました  
國有鐵道運賃法の一部を改正する法律  
案に対して反対を表明するもので  
あります。

理由の第一点は、本改正案がただ一  
方的に國民大衆の負担を増加するもの  
であるという点であります。政府の説  
明によりますと、國鉄特別会計の融  
立採算を二十四年度において執行する  
ため、十二万人の整理、経費の節約、  
不用物品の拂下げをして、且つ又尙約二  
百三十億の赤字が残るものとして、こ  
の赤字を旅客運賃の六割値上によつて  
補填しようとしたておるのでありま  
す。旅客運賃は貨物運賃に比較いたし  
まして國民大衆が直接日常負担するも  
のであります。特に定期券などはそ  
の割引率の引下げが、直接家計に非常  
に影響を及ぼすものであることは堪え

難き事案であります。本年度予算案の  
國民生活に及ぼす影響につきまして  
は、主食、通信費、調味料、衣料等の  
値上りによつて、生計費は五割の高騰  
があると政府みずから発表いたしてお  
るのであります。更に目下重たい税金  
と大量の失業など、國民の堪へ難い生  
活苦は重加されておるところでありま  
して、この際、耐乏生活の名の下に買  
金の値上は少しも予定されておらず、  
その矢先において、かかる一方的なる  
旅客運賃のみを六割値上するといふこ  
とは、誠に勤勞國民の生活に對して堪  
え難い処置であると断ぜざるを得ない  
のであります。

第二の理由といたしましては、一

方、旅客運賃と貨物運賃とにおきまし  
て見ますと、旅客運賃は昭和十一年  
に比較いたしまして原價百五倍に對し  
て五十倍の値上り、貨物運賃は原價二  
百十五倍に對しして七十七倍の値上  
りであり、貨物運賃の方が却つて原價割れ  
が甚だしいのであります。且つ又貨物  
運賃が主要物價に占める比率は平均二  
割である。これに對しまして昭和十一  
年は四割に上つておるのであります。  
即ち物價中に含まれる貨物運賃の割合  
は、十一年に比較いたしまして却つて  
低位でありまして、實質におきまして  
は或る程度値上りは物價に殆んど影  
響せずと、政府の資料においても発表  
されておるところであります。そのた  
めに、旅客運賃の値上りを減少し、貨  
物運賃の若干の値上げで、これを負担  
せしめるとの輿論は一般的となつてお  
るのであります。且つ又このようにな  
るのも既定の事案であります。併しな

がら日本社会党は更に夫のごとき理由  
から、現段階におきましては、旅客貨  
物の運賃共にその値上りに對しましては  
全面的に反対し、次のごとき措置を採  
らんことを要求するものであります。  
その理由と申しますのは、國鉄會  
計と本予算との關係についてでありま  
す。國鉄會計の赤字は公共性のため  
赤字でありまして、低物價政策のため  
に低い運賃率が採られることにおいて  
起るごころの赤字であります。併しな  
がら今後九原則に關りて尙も低物價政  
策を採られねばならぬ以上、当然國鉄  
自身の責任ではないごころの赤字  
二百三十億は、一般會計より補充せら  
るべき性質のものであります。即ち二  
十四年度予算におきまして、他の大  
資本における補助金は美に二千二十億  
に上つておるのであります。更にそ  
の中で更に五百億円の余裕があるご  
うごころは、先に参議院予算委員会に  
おきましても修正動議が提出せられま  
した経緯からも明らかであります。そ  
れ故、最も重要な一國の動脈である  
ごころの國鉄におきまして、他の基  
礎産業と同様な價格差調整の措置が  
採らるべきごころは当然であると確信い  
たすものであります。更にこの措置は  
國鉄融立採算の本旨とは決して矛盾す  
るものではないと確信するものであり  
ます。何故であるかと申しますれば、  
他の安定産業におきまして、明ら  
かに融立採算でありまして、私的資本  
であります。それでさへ約二千億の巨  
大な價格差補助金を支給せられてい  
るのでありますから、この点コーポ  
レーションとしての國鉄におきまして  
も、低物價政策のためには、このイン

フレの間は当然支給されるべきものであ

ると考へるからであります。それは一  
時的なものであり、戦前の黒字でも明  
らかでありますように、インフレ安  
定後は何ら永続的なものでは決してな  
いのであります。インフレの一時的影  
響によつて二百三十億の赤字が出され  
たからと言つて、早急に融立採算制を  
唱へ、一方的な大減價や運賃値上げ  
により勤勞大衆にその負担を轉嫁させ  
るごころは絶対に不合理であり、断乎反対  
せざるを得ないのであります。それで  
ありますから、本改正案は美に二十  
四年度本予算に繋がるものであるとい  
ふ点から、本予算におきまして、大衆  
の負担とならない財源によつてこれを  
補填し、修正し、組替へるべきもので  
あるといふことを強く主張したことも  
そのためであります。

第四の理由といたしましては、國鉄  
會計の合理化と民主化の点を要求する  
ものであります。元來、國鉄特別會計  
の赤字は、前に述べましたようにイン  
フレの一時的影響によるごころが非常に  
大であります。故に、將來インフレ  
が安定せられた場合におきましては、  
当然黒字が予想せられております。特  
に國鉄經營協議会におきまして決定  
せられましたごころに、國鉄の電化が  
進展せられたごころは、その經營の  
合理化と融立採算の確立が完全になる  
といふごころは自明の理でございます。  
こればかりでなく、当面の問題といた  
しまして、國鉄經營の合理化につきま  
しては、幾多の改革すべき点ござい  
ます。例へば石炭を例にとつて見ます  
と、最近炭質カローリーの低下によ  
りまして、年に二百八十万吨も余計

に使用しておるのであります。その

上、一般重要産業には炭價一トン当り  
一千円で引渡しておるものを、國鉄に  
は美に三千七百円で引渡されておりま  
す。かかる点を急速に改革するのみで  
も僅に二百三十億の赤字は殆んど減額  
されるのであります。それを一方的に  
運賃値上に求めて大衆負担を増加する  
ごころは、非常なる片手落ちであるし、  
且つ安易な方法を探つておると言わざ  
るを得ないのであります。かかる点よ  
りいたしまして、先ずこれらの合理化  
にこそ全力を注ぐべきであると思つて  
あります。

最後に定期パスの三ヶ月、六ヶ月際  
止による一ヶ月限定につきましては、  
特に勤勞大衆、學生諸君の甚だしい負  
担加重となる点を考慮すべきでありま  
す。この点につきましては、絶対に皆  
横方におきまして阻止をして頂くこと  
を要請いたしたのであります。即ち  
公聴會その他によりまして、學生諸君  
の詳しい陳情におきまして、或いは  
父兄の負担は苦しい生活のその中に更  
に加重せられて、且つ又不規則な勤勞  
收入中のその半額を交通費に使われる  
などは、次代を担うごころの大切な青  
少年の文教に對して誠に憂慮すべき懸  
念をもたらし得るごころであると思つて  
あります。且つ又日本鐵道同盟の大阪地  
区の調査におきまして、一時間半以  
上の通勤者は全体の七〇%に達してお  
り、これらの通勤者にとつて定期券の  
値上と一ヶ月限定は極めて大きな生活  
苦を増加するものであることは、皆様の  
体験によつても明らかであると懸い  
ます。かかる点につきまして、即ち定期  
パス一ヶ月限定に對しましては、特に

三六八

に使用しておるのであります。その  
上、一般重要産業には炭價一トン当り  
一千円で引渡しておるものを、國鉄に  
は美に三千七百円で引渡されておりま  
す。かかる点を急速に改革するのみで  
も僅に二百三十億の赤字は殆んど減額  
されるのであります。それを一方的に  
運賃値上に求めて大衆負担を増加する  
ごころは、非常なる片手落ちであるし、  
且つ安易な方法を探つておると言わざ  
るを得ないのであります。かかる点よ  
りいたしまして、先ずこれらの合理化  
にこそ全力を注ぐべきであると思つて  
あります。

幣派を超えて強力に反対をして頂きたいのであります。このように政府は勤労大衆の生活を次々に加重、窮乏にする施策を果行せんとし、一方國鉄自体の公共性にも、一國産業、文化の興隆に對しては、不合理な打撃を與へようとしておる点に斷乎反対を表明いたしまして、私の反対の理由とする次第であります。(拍手)

○議員(松平恒雄君) 丹羽五郎君

○丹羽五郎君 私は無所屬議院會を代表いたしまして本案に反対をするものであります。

國鉄特別會計二十四年度予算は、經濟九原則の要請に基きまして、總合予算均衡の見地から、過剩人員の整理、諸経費の削減、保有財産の賣却等の措置によりまして、独立採算制の確立を企図しておることは理解ができるのであります。が、これらの措置を講じて行きまして尚且つ生ずる二百三十億の赤字に對して、旅客運賃の値上げを以て補填せんとすることに絶對反対をせざるを得ないのであります。國鉄現行貨物運賃が輸送原價に對する割合は四三%の低率であるのに対し、旅客運賃は八八%であるのであります。貨物と旅客の運賃が著しく跛行的に決定されておるのにも拘わらず、政府案のごとく旅客運賃を更に六割引上げる場合には、旅客運賃は更に一七八%の大幅に上る次第であります。兩者の不均衡は更に著しくなりまして、國鉄經營に根本を潰すのみならず、一般大衆の負担を増大し、生活、資金に著しい影響を及ぼすのであります。今これを法律的に見地より見ますと、旅客運賃及び料

金の決定は、國有鐵道運賃法第一條に定める原則によらなければならぬのであります。法律には、第一は公正妥當なるものであること、第二に原價を償ふものであること、第三に産業の發達に資すること、第四に資金及び物價の安定に資するものであることを定めおるものであります。今仮に物價の安定に資することがありといたしましても、他の條件に反するものであります。運賃法の改正をなすに於て運賃率の変更をなすのは法律違反と断ぜざるを得ないのであります。次に政府は旅客運賃の六割値上げは物價に影響なしと見ておるが、實際問題として費を含むものであります。これは即ち使用者側が負担をいたしておるのか又は生産費に含まれるものであります。これは貨金の一部を構成するから、間接ではあつても物價に對して非常なる悪影響を與えるものと断ぜざるを得ないのであります。政府は歳入歳出の総枠について修正を許さねないとして、枠内にて收支の均衡を保ちつつ合理的に調整することとは何ら差支えないものと解釈すると、過日運輸大臣は運輸委員會において御答弁があつたのであります。然るに政府は、貨物及び旅客の運賃率の著しい不均衡を認め、且つこの不均衡から生ずる海運運賃との不調和を承知しつつ、これに對して何らの措置をなさず、旅客運賃のみ的大幅引上を強行しようとするのは、一般大衆に對する負担を増大せしめると共に、海陸運賃の調整を欠き、海運の再建を阻害するものと断ぜざるを得ないのであります。私は以上におきまして、本案に對

し反対を表明するものであります。(拍手)

○議員(松平恒雄君) 兼岩傳一君

○兼岩傳一君 國鉄旅客運賃値上の政府の説明によりますと、独立採算の立場から、二百三十億の赤字を穴埋めするためであるけれども、貨物運賃の値上をするに物價に響くので、これは掘置いて、旅客運賃だけを六割値上しようとするものであります。私は日本共産黨を代表いたしまして、次の三つの点から本案に反対するものであります。

第一は、委員長報告にもありましたように、例えば昨年の第三、四半期におきまして、旅客は七%の赤字である、ところが貨物は四六%の欠損を示している。即ち旅客運賃は現在でもすでに割高であるのに、それなのに貨物運賃を掘置いて、旅客運賃を一挙に六割上げようとするのは、凡そ國民大衆を納得させ得ないという点であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)それから、第二は、旅客運賃の大幅値上げがインフレを促進しないという説明であります。これは過去の事実において完全に見誤りでありました通り、旅客運賃の値上げはこれから物價に大きく響いて参ります。これは今後の事実が証明するであろうという点であります。それから第三は、独立採算の建前から旅客運賃の値上げが止むを得ないという説明であります。これは偽論であり、政府は、当然ななきければならぬ老朽したあの鐵道の諸施設を本當に科学的に復興し得ないで、徒らに廢使をいたしております。これは技術的に

見れば徒らなる勞働力の浪費でありまして、これがあらゆる面に影響いたしまして、國鉄の大きな損失を発生する原因になつております。又國鉄の財政の運営において極めて不合理な点が多いのであります。例えば國鉄の工事請負の面、或いは不用品の拂下げの面、或いは戦時中買収いたしました私鉄の採算の面、こつこつたるの面、不合理から、いろ／＼の起らなくてよいところの赤字が発生して來る原因がここにあるのであります。政府は、建設面から見た不合理及び整理運賃の面から見た不合理を解決しないで、これを大衆の負担に轉嫁しようとしております。例えば、これによつて千葉から東京への六ヶ月の定期は八百円から一萬九千八百八十円に、約二倍半に成ります。又遠距離運賃がやめられまして、東京から京都への三等は三百六十円から六百円に、二倍近く値上げされるのであります。のみならず五百三十二億円の人員費を三割一分削減してこれを三百六十六億圓に圧縮し、これに伴つて大量の首切りをしようとしております。即ちこれは一方では運賃の値上げによつて大衆から搾取するといふ一面、もう一つの面は國鉄労働者を失業に追込むといふ、いわば搾取と失業の二重の面で勤勞國民大衆を犠牲にしようとするところの殘酷極まる吉田内閣の政策の現われであると見なければならぬのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)私は以上三つの理由で國有鐵道運賃法の一部改正案に反対するものであります。(拍手)

○議員(松平恒雄君) これにて討論通告者の發言は全部終了いたしました。

討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔參事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議員(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔參事投票を計算〕

○議員(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票總數百十票、白色票即ち本案を可とするもの六十六票、青色票即ち本案を否とするもの四十四票、よつて本案は可決せられました。(拍手)

- 〔參照〕
- |            |        |
|------------|--------|
| 賛成者(白色票)氏名 | 六十六名   |
| 小野 哲君      | 加賀 操君  |
| 柏木 康治君     | 河井 鞠八君 |
| 小宮山常吉君     | 西郷吉之助君 |
| 新谷寅三郎君     | 鈴木 直人君 |
| 竹下 豊次君     | 高田 寛君  |
| 高橋龍太郎君     | 中川 以良君 |
| 野田 健作君     | 早川 愼一君 |
| 松井 道夫君     | 赤木 正雄君 |
| 飯田精太郎君     | 岡本 愛祐君 |
| 木下 辰雄君     | 大屋 晋三君 |
| 山田 佐一君     | 中山 壽彦君 |
| 島津 忠彦君     | 下條 康實君 |

大野木秀次郎君	遠山 丙市君
田村 文吉君	松崎 喜作君
徳川 頼貞君	一松 政二君
田口政五郎君	岡出喜久治君
國 伊能君	山内 卓郎君
結城 安次君	植竹 春彦君
藤井 新一君	加藤常太郎君
川村 松助君	淺岡 信夫君
池田宇右衛門君	荒井 八郎君
西川甚五郎君	大島 定吉君
黒田 英雄君	寺尾 豊君
柴田 政次君	板谷 順助君
今泉 政亨君	松野 喜内君
大隅 憲二君	深水 六郎君
平岡 市三君	城 義臣君
中川 幸平君	重宗 雄三君
橋本萬右衛門君	淺井 一郎君
左藤 義詮君	小串 清一君
平沼彌太郎君	尾形六郎兵衛君
櫻内 辰郎君	大隈 信幸君
門屋 盛一君	林屋龜次郎君
反対者(青色票)氏名	四十四名
小川 友三君	小杉 イチ君
山崎 恒君	楠見 義男君
藤野 繁雄君	北條 秀一君
深川タヱ君	内村 清次君
村尾 重雄君	河野 正夫君
羽生 三七君	カニエ邦彦君
吉川末次郎君	天田 勝正君
細川 嘉六君	中野 重治君
中西 功君	岩間 正男君
兼岩 傳一君	千葉 信君
堀 眞榮君	池田 恒雄君
太田 敏兄君	金子 洋文君
小泉 秀吉君	千田 正君
岡井 淳一君	藤田 芳雄君
羽仁 五郎君	伊藤 修君
岩崎正三郎君	河崎 ナツ君
栗山 良夫君	川上 喜君

丹羽 五郎君 原 虎一君  
島 清君 佐々木良作君  
波多野 鼎君 三木 治朗君  
木下 源吾君 岡田 宗司君  
小川 久義君 岡村文四郎君

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、揮発油税法案、酒税法案等の一部を改正する法律案、国民金融公庫法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
□異議なしと呼ぶ者あり  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕  
揮発油税法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十四年四月十六日  
衆議院議長 幣原喜重郎  
参議院議長 松平恒雄殿

揮発油税法案  
揮発油税法  
(課税物件)  
第一條 揮発油には、この法律により揮発油税を課する。  
(定義)  
第二條 この法律において「揮発油」とは、攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

第六十一号)に定める保稅地域をいふ。  
(課税標準)  
第三條 揮発油税の課税標準は、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販賣するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定める数量を控除した数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。  
2 前項の小賣業者販賣價格に關し必要な事項は、政令で定める。  
(税率)  
第四條 揮発油税の税率は、前條第一項に規定する金額の百分の百とする。  
(徴收)  
第五條 揮発油税は、製造場又は保稅地域から揮発油を引き取るとき、引取人から徴收する。但し、政令の定めるところにより揮発油税額に相当する担保を提供したときは、三月以内その徴收を猶予することができる。

2 この法律において「保稅地域」とは、關稅法(明治三十二年法律第六十一号)に定める保稅地域をいふ。  
第六十一号)に定める保稅地域をいふ。  
(課税標準)  
第三條 揮発油税の課税標準は、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販賣するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定める数量を控除した数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。  
2 前項の小賣業者販賣價格に關し必要な事項は、政令で定める。  
(税率)  
第四條 揮発油税の税率は、前條第一項に規定する金額の百分の百とする。  
(徴收)  
第五條 揮発油税は、製造場又は保稅地域から揮発油を引き取るとき、引取人から徴收する。但し、政令の定めるところにより揮発油税額に相当する担保を提供したときは、三月以内その徴收を猶予することができる。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。  
2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。  
(未納税引取)  
第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は積置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。  
2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。  
3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により損失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。  
(輸出品の免稅)  
第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。  
(輸出品の処分禁止)  
第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。  
2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。  
(担保の提供)  
第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。  
2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。  
(燈油の免稅)  
第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。  
2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。  
(戻移入品の不課税)  
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴收しない。

(未納税品の引取及び引渡の禁止)  
第十三條 第五條第一項但書、第七條第一項、第八條第一項又は第十一條第一項に該当する場合を除く外、揮発油税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。  
(未納税品の消費禁止)

第十四條 製造場又は保税地域においては、揮発油税を納付しなければ、揮発油を消費してはならない。  
第十五條 第五條第一項但書の場合を除き、揮発油税を納付する前に揮発油に炭化水素油以外の物を混和したときは、第二條第一項の規定にかかわらず、その混和により生じた物を揮発油とみなす。

(揮発油とみなす場合)  
第十六條 揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者(第十二條に規定する揮発油を引き取つた者を除く)は、政令の定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵、販賣又は購入に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。  
(収税官吏の質問検査権)

第十七條 収税官吏は、揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者(以下本條において引取人という)に對して質問し、又はこれらの者につき左に掲げる物件を検査することができぬ。  
一 製造者又は引取人の所持する揮発油  
二 揮発油の製造、貯蔵、販賣又は購入に関する一切の帳簿書類  
三 揮発油の製造、貯蔵又は販賣上必要な建築物、機械、器具、容器、原料その他の物件  
(罰則)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲渡した者  
二 第十三條の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者  
三 第十四條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者  
四 詐偽その他不正の行爲により揮発油税を免れた者

第十九條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。  
一 第十六條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は帳簿を隠匿した者  
二 第十七條の規定による収税官吏の質問に對し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
第二十條 第十八條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十二條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十八條第一項又は第十九條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。  
附則  
一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
二 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、揮発油の製造者又は販賣業者が、一人一キロリットル以上の揮発油を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、揮発油税を課する。この場合において、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。  
税額二万円をこえるとき  
昭和二十四年六月及び七月  
税額五万円をこえるとき  
同年六月から八月まで  
税額十万円をこえるとき  
同年六月から九月まで  
三 前項に規定する揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量に對して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。  
四 第二項に規定する揮発油の所持者は、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行の日以後一月以内に、政府に申告しなければならぬ。  
五 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律(明治四十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第二條及び第三條中「織物消費税法、」の下に「揮発油税法、」を加える。  
〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕  
酒税法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和三十四年四月二十八日  
衆議院議長 幣原喜重郎  
參議院議長 松平恒雄

酒税法等の一部を改正する法律案  
酒税法等の一部を改正する法律案

目次  
第一條 酒税法の一部改正  
第二條 清涼飲料税法の一部改正  
第三條 物品税法の一部改正  
第四條 取引高税法の一部改正  
第五條 租税特別措置法の一部改正  
第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部改正

附則  
第一條 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第八條第二項中「看做ス」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ殊ニアルコール又ハ燒酎ヲ加ヘタルモノ亦同ジ」を加える。  
第十一條に次の一項を加える。  
果実酒ニ命令ノ定ムル所ニ依リアルコール又ハ燒酎ヲ加ヘタルモノハ之ヲ果實酒ト看做ス  
第十八條第四号中「酒類ノ製造」の下に「又ハ販賣業」を加える。  
第二十一條中「相續シタル者」を「營ム者ニ付相續ノ開始アリタル場合ニ於テ引續キ其ノ製造業又ハ酒類販賣業ヲ營ム相續人」に改める。  
第二十七條第一項を次のように改める。  
酒税ノ税率左ノ如シ

昭和三十四年四月二十九日  
參議院會議第二十号 揮発油税法外二件

官報号外 昭和二十四年四月二十九日

三〇一

一 清酒	特級	一石ニ付	三万五千四百円
	第一級	一石ニ付	二万五千七百円
	第二級	一石ニ付	一万八千円
二 合成清酒	第一級及第二級	一石ニ付	一万七千七百円
三 濁酒		一石ニ付	二万五千円
四 白酒		一石ニ付	六万五千円
五 味淋	甲類	一石ニ付	一万八千三百円
	乙類	一石ニ付	一万七千五百円
六 燒酎	甲類	一石ニ付	一万三千九百二十円
	乙類	一石ニ付	一万三千二百二十円
七 麥酒	第一級	一石ニ付	十八万円
	第二級	一石ニ付	十六万三千円
八 果實酒	第一級	一石ニ付	三万二千円
	第二級	一石ニ付	三万二千円
九 雜酒	第一級	一石ニ付	三万二千円
	第二級	一石ニ付	三万二千円
第三級		一石ニ付	二万二千円
第四級		一石ニ付	一万七千円

同條第二項中「超エアルコール分五十度ヲ超エザル」を「超エル」に改め、  
「及第二十七條ノ二」を削る。

一 清酒	特級	一石ニ付	四万九千四百円
	第一級	一石ニ付	三万九千円
	第二級	一石ニ付	三万四千二百円
二 合成清酒	第一級	一石ニ付	二万六千九百円
	第二級	一石ニ付	一万七千三百円
三 濁酒	第一級	一石ニ付	四万三千九百円
	第二級	一石ニ付	九千五百円
四 白酒	第一級	一石ニ付	六万六千四百円
	第二級	一石ニ付	二万四千円
五 味淋	第一級	一石ニ付	四万五千円
	第二級	一石ニ付	三万五千円
六 燒酎	第一級	一石ニ付	三万四千円
	第二級	一石ニ付	三万四千円
七 麥酒	第一級	一石ニ付	四万五千円
	第二級	一石ニ付	三万五千円
八 果實酒	第一級	一石ニ付	三万四千円
	第二級	一石ニ付	三万四千円
九 雜酒	第一級	一石ニ付	三万四千円
	第二級	一石ニ付	三万四千円
第三級		一石ニ付	二万四千円
第四級		一石ニ付	五千四百円

同條第三項を削る。  
同條第四項中「級別」の下に「類別及種別」を加える。  
第二十七條ノ二を次のように改める。  
第二十七條ノ二 臨時物産供給調整法ニ基キ配給スル酒類以外ノ酒類ニシテ政府ノ指定スル酒類販賣業者(指定販賣業者ト稱ス以下同シ)ガ販賣スルモノ及酒類製造者ガ指定販賣業者以外ノ者(製造者ヲ除ク)ニ販賣スルモノ並ニ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第二十七條ニ規定スル酒稅ノ外左ノ酒稅ヲ課ス

第三十七條ノ四及び第三十七條ノ五を削る。  
第三十三條を次のように改める。  
第三十三條 第二十七條ニ規定スル酒稅ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取リタル石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス  
第二十七條ノ二ニ規定スル酒稅ハ指定販賣業者ガ販賣シタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ指定販賣業者ヨリ、酒類製造者ガ販賣シタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ、保稅地域ヨリ引取リタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス  
第三十四條ノ二を次のように改める。  
第三十四條ノ二 酒類ガ製造場ヨリ指定販賣業者ノ販賣場(指定販賣場ト稱ス以下同シ)ニ移出セラレタル後二月以内ニ指定販賣場ニ移入セラレザルトキハ當該酒類ハ指定販賣業者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク  
自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル數量ヲ超エル酒類ガ製造場ニ於テ飲用セラレタルトキハ酒類製造者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ酒類ガ指定販賣場ニ於テ飲用セラレタル場合ニ付テハ指用ス但シ酒類製造者トアルハ指定販賣業者トス  
 自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル數量ヲ超ユル數量ノ酒類ガ販賣ニ依ラズシテ製造場ヨリ他ノ製造場又ハ指定販賣場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキハ當該酒類ハ酒類製造者ガ第二十七條ノニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス  
 前項ノ規定ハ酒類ガ販賣ニ依ラズシテ指定販賣場ヨリ他ノ指定販賣場又ハ製造場以外ノ場所ニ移出セラレタル場合ニ付テハ指用ス但シ酒類製造者トアルハ酒類販賣業者トス  
 第三十五條第一項中「級別」の下に「類別、種別」を加え、同項及び第三項中「(第二十七條ノニ規定スル酒類ニ付テハ數量及價格)」を削る。  
 第三十五條ノ二を次のように改める。  
 第三十五條ノ二 酒類ノ製造者又ハ指定販賣業者第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別及命令ヲ以テ定ムルアルコトノ分毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類ノ製造者ハ販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廢止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ  
 前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テハ指用ス

第三十五條ノ三を削る。  
 第三十六條第二項中「、第三十五條ノ二第一項但書」を削る。  
 第三十八條第一項を次のように改める。  
 酒類ノ製造場又ハ指定販賣場ヨリ販賣ノ爲移出シタル酒類ヲ同一製造場若ハ指定販賣場ニ戻入シ又ハ酒類ノ製造場若ハ指定販賣場ニ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場又ハ指定販賣場ヨリ移出スルモ更ニ當該酒類ニ課セラレタル酒稅額ニ相當スル酒稅ノ徵收ヲ爲サズ  
 同條第二項中「本文を削り、同項の次に次の一項を加える。  
 第一項ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課セラレタル酒類ヲ臨時物賣給調整法ニ基キ配給スル酒類トシテ販賣シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條ノ規定ニ依リ課セラレタル酒稅額ニ相當スル金額ヲ販賣シタル月分以降ノ酒稅額ヨリ控除ス  
 第五十三條を次のように改める。  
 第五十三條 本法ニ於テ認ムル場合ノ外免許ヲ受ケザル者ノ製造シタル酒類、酒母、醗又ハ醗ハ之ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ズ  
 第六十條から第六十二條までを次のように改める。  
 第六十條 免許ヲ受ケズシテ酒類、酒母又ハ醗ヲ製造シタル者

ハ五年以下ノ懲役又ハ五十萬圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前項ノ犯罪ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者ハ亦前項ノ同ジ  
 前二項ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル酒類、酒母又ハ醗ニ對スル酒稅相當額ノ十倍ガ五十萬圓ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十萬圓ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得  
 第一項又ハ第二項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、副産物、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトラ問ハズ之ヲ沒收ス  
 第一項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收シ、同項又ハ第二項ノ酒母又ハ醗ハ之ヲ酒樽ト看做シ直ニ酒稅ヲ徵收ス  
 第六十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十萬圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第三十五條第一項若ハ第二項又ハ第三十五條ノ二第一項ノ規定ニ依リ申告書ヲ提出セズシテ酒稅ヲ其ノ納付スベキ期日迄ニ納付セザル者  
 二 詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒稅ノ免除ヲ得又ハ其ノ免除ヲ圖リタル者  
 三 前號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒稅ヲ逃脱シ又ハ其ノ逃脱ヲ圖リタル者  
 前項ノ犯罪ニ係ル酒類ニ對スル酒稅相當額ノ十倍ガ五十萬圓ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬圓ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收ス  
 第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第六十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ原料、機械、器具又ハ容器ヲ通商シタル者  
 二 免許ヲ受ケズシテ醗ヲ製造シタル者  
 三 第五十三條ノ規定ニ違反シタル者  
 四 免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販賣業ヲ爲シタル者  
 前項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトラ問ハズ之ヲ沒收ス  
 第一項第三號ノ酒類、酒母又ハ醗ニ付テハ第六十條第五項ノ例ニ依リ犯人ヨリ直ニ其等ノ酒稅ヲ徵收ス  
 第六十三條を削り、第六十三條ノ二を第六十三條とし、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條の次に次の一條を加える。  
 第六十三條ノ二 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項、第六十二條第一項又ハ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得  
 第六十四條第一項中第一号及び第二号を削り、第四号中「、第三十五條ノ二第一項」を又ハ第三十五條ノ二第一項に改め、又ハ第六十五條ノ二第一項に改め、又ハ第六

三十五條ノ三第一項」を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ繰り上げる。  
 同條第二項を削り、第三項中「第一號及第八號」を「第六號」に改め、第四項中「第五號及第六號」を「第三號及第四號」に改め、第五項中「第七號」を「第五號」に改める。  
 第六十五條第五号中「第五十八條」の下に「第一項」を加える。  
 第六十六條を次のように改める。  
 第六十六條 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項又ハ第六十二條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第六十七條中「、第六十一條、第六十三條乃至第六十五條」を乃至第六十三條、第六十四條、第六十五條」に改める。  
 第二條 清涼飲料稅法(大正十五年法律第十六號)の一部を次のように改正する。  
 第二條中「五千三百圓」を「四千五百圓」に、「九千五百圓」を「八千圓」に、「三千五百圓」を「三千圓」に改める。  
 第三條に次の但書を加える。  
 但シ保稅地域ヨリ引取ル清涼飲料ニ付テハ引取タル石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第五條に次の一号を加える。  
三 清涼飲料ノ製造ヲ廢止シタル場合ニ於テ製造場内ニ現存スルトキ

第六條第一項但書を次のように改める。

但シ前條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シタル清涼飲料又ハ同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタル清涼飲料ニ付申告書ヲ提出スベシ

同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
清涼飲料ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ引取ノ際前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

第七條を次のように改める。  
第七條 清涼飲料税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ル清涼飲料ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ清涼飲料税ヲ徴收ス  
前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料税ニ付其ノ税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内其ノ税金ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七條の次に次の一條を加える。  
第七條ノ二 製造場ヨリ移出シタル清涼飲料ヲ同一製造場ニ戻入シ又ハ清涼飲料ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料ヲ

製造場ヨリ移出スルモ更ニ清涼飲料税ノ徴收ヲ爲サズ  
第八條に次の一項を加える。  
政府ハ第一項ノ清涼飲料ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料税額ニ相當スル擔保ヲ提供ヲ命ズルコトヲ得  
第十二條中「又ハ販賣者」を「若ハ販賣者ニ對シテ質問ヲ爲シ、其レニ「製造又ハ」を製造者ハ」に改める。  
附則の前に次の一條を加える。  
第二十四條 本法ニ於テ保税地域トハ關稅法ニ定ムル保税地域ヲ謂フ

第三條 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項第一種第四号に次の但書を加える。  
但シ第七十二號ニ掲グルモノヲ除ク  
同項第一種第十号中「第四十一號」を第三十七號に改め、同種第二十二号を次のように改める。  
二十二 蓄音器用ノレコーフ及針  
同項第一種第二十六号中「礦油ストーブ」を「液体燃料ストーブ」に改め、第二十九号を削り、同種第三十号中「瓦斯器具」を「瓦斯器具及液体燃料器具」に改め、同種第二十九號とし、同種第三十一号及び同種第三十二号を一号ずつ繰り上げ、同種第三十三号から同種第三十五号までを削り、同種第三十六号を第三十二号とし、以

下同種第四十七号までを四号ずつ繰り上げ、同種丁類中第四十八号の前に次の四号を加える。  
四十四 照明器具  
四十五 靴及トランク類並ニ行李  
四十六 飾物、玩具、搖籃  
四十七 遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品  
四十七 運動具  
同項第一種第七十一号の次に次の一号を加える。  
七十二 小型乗用自動車、乗用自動車三輪車及自動車  
同項第一種第七十二号を第七十三号とし、同種第七十三号及び第七十四号を一号ずつ繰り下げ、同種第七十五号を削る。  
同項第二種第四号の次に次の一号を加える。  
五 綠茶  
第二條第一項第二種第四号の次に次の一号を加える。  
五 綠茶 一貫ニ付 五十圓  
同條第二項中「ステープルファイバー」ノミヲ原料トスルメリヤスを「ステープルファイバー、若ハ命令ヲ以テ定ムルモノノミヲ原料トスルメリヤス」に改める。  
第六條に次の一項を加える。  
第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ販賣ヲ業トスル者ニシテ原料、勞務、資金等ヲ供給シテ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造ヲ委託スルモノハ之

ヲ受託者ノ製造シタル物品ノ製造者ト看做シ当該物品ハ之ヲ委託者ノ製造シタルモノト看做ス  
第七條第一号中「食用又ハ食用ニ供セラレタルトキ」を「使用又ハ消費セラレタルトキ」に改める。  
第九條第一項中「第一種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品」に改め、同條第二項を次のように改める。  
第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ニ付其ノ小賣業又ハ製造ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依ル控除ヲ受クルト困難ナル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ課セラレタル物品税ニ相當スル金額ヲ還付スルコトヲ得  
第十五條中製造セントスル者」の下に「(第六條ニ規定スル物品ノ製造ヲ委託セントスル者ヲ含ム)」を加える。  
第十六條第一項出「販賣者」の下に「(帳簿ヲ備ヘ)を加える。  
第四條 取引高稅法(昭和二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。  
取引高稅法目次中「第三章 納付及び申告を」第三章 申告及び納付」に改め、第四章を削り、第五章を第四章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

第二條第一項中「六 金銭貸付業」の下に「(質屋業を除く。)」を、「二十五 旅館業」の下に「(簡易旅館業を除く。)」を加え、「三十五 理容業(理髮業を除く。)」を「三十五 削除」に改める。  
第七條第七号中「主要食糧をいふ」の下に「以下同じ。」を加え、「(外食券食堂を含む。)」を「(外食券食堂を営む者を含む。)」に改め、同條第八号を次のように改める。  
八 蕎麥及び鮮魚介の販賣及び取次  
同條第九号を第十五号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同條第八号の次に次の六号を加える。  
九 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いて配給されるみそ、しょう油、牛乳、加工水産物その他の食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販賣  
十 外食券食堂を営む者のなす物品の販賣で命令で定めるもの  
十一 主要食糧及び蕎麥に係る植物の種苗の販賣及び取次  
十二 葬儀の請負  
十三 共済事業を目的とする組合が組合員の共済のためになす金銭貸付  
十四 臨時物資需給調整法に基く命令により法律による協同組合の組合員がその所屬する組合に對しなす物品の販賣及び法律による協同組合がその組合員に對しなす販賣で臨時物資需給調整法に基く命令

により当該組合がその組合員のために割り当てられた物品に係るもの

第十條から第十八條までを次のように改める。

(取引金額の領収とみなす場合)

第十條 交互計算、相殺、代物弁済又は更改契約により取引の対価の決済をなす場合においては、それぞれ相殺をなすべき期間(当該期間が六月をこえるときは六月)満了の日、相殺をなすに適した時、代物を受領した時又は更改契約の成立した時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。

2 取引の対価の決済のため対価を領収すべき者が手形を振り出し、又は受け取つた場合においては、当該手形を振り出した時又は受け取つた時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。

3 混同により取引の対価を領収すべき権利が消滅した場合においては、混同があつた時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。(免稅處)

第十一條 營業者の第十三條に規定する毎月の取引金額が三万円に満たないときは、取引高税を課さない。

營業者が二以上の營業所を有するときは、前項の金額は、各營業所の取引金額を合算したも

(稅率)  
第十二條 取引高税の稅率は、第九條の規定による取引金額の百分の一とする。

第三章 申告及び納付

(申告)

第十三條 取引高税の納稅義務者は、毎月の取引金額及び稅額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならぬ。

2 取引高税の納稅義務者が、營業を廃止したときは、營業を廃止した日から十日以内に、前項に規定する申告書を提出しなければならぬ。

3 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前二項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、營業所が二以上あるときは、各營業所ごとに、これを適用する。(申告の修正)

第十四條 前項の規定による申告書を提出した者は、前條の規定による申告書の提出後その申告に係る取引金額及び稅額について脱漏があることを発見したときは、直ちに修正すべき事項を記載した申告書を提出しなければならぬ。

2 前項の規定は、第十九條の規定による取引金額又は稅額の更正又は決定があつた者が更正又

は決定に係る取引金額又は稅額について脱漏があることを発見した場合における取引金額又は稅額の修正について、これを準用する。

(納付)

第十五條 取引高税の納稅義務者は、第十三條第一項から第四項までの規定による申告書に記載された稅額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2 前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第二項の規定による取引金額又は稅額の修正があつた場合において、その修正により増加する稅額に相当する取引高税は、その申告書の修正又は取引金額若しくは稅額の修正の日、これを納付しなければならない。

3 第十三條の規定による申告書の提出期限後取引金額及び稅額の申告書の提出があつた場合は、当該申告書の修正があつた場合において、その申告書に記載された稅額の取引高税又はその修正により増加する稅額に相当する取引高税は、その申告書提出の日、これを納付しなければならない。

4 納稅義務者が前二項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一號)第九條の規定により、これを督促する。

第十六條から第十八條まで 削除

第十九條第一項中「第十四條又は第十七條の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係るものを第十五條の規定により取引高税を納付する際提出された申告書に記載された」に改め、同條第二項中「第十四條又は第十七條の規定による」を「第十五條の規定により取引高税を納付する際提出すべき」に改め、「又はすでに納付した稅額が政府の調査したところと異るとき」及び「すでに納付した稅額があるときは、その額を控除する。」を削る。

第二十一條第二項を削る。

第二十五條第一項中「第十三條第三項又は第四項の規定(第十五條第二項又は第十七條第二項において準用する場合を含む。）」の適用があつた場合においては、領収があつたときとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきとき。」を削る。

第二十七條第一項中「第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事実又は申告書を提出しなかつた事実若しくは」を「申告書を提出しなかつた事実又は」に改める。

第二十八條第一項中「第二十一條第一項に規定する追徵稅額」を「第十五條第二項及び第三項の規定により納付すべき取引高税」に改め、同條第二項、第五項及び第六項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及び第三項」を「前二項」に改め、同條第七項中「第三項」を

「第四項」に改め、「第六項において準用する場合を含む。」を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第七項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前四項の規定は、政府が第二十一條の規定による追徵稅額を徵收する場合について、これを準用する。

第二十九條第一項中「前條第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一條第一項」を「第十五條第二項又は第三項の規定により取引高税の納付があつた場合又は第二十一條」に、「第十四條第一項又は第十七條第一項」を「第十三條」に、「第十四條又は第十七條」を「第十四條」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に、「第一項に規定」を「前項に規定」に改め、同項を第二項とする。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除  
第三十五條第一項第三号を削る。  
第三十六條から第三十八條までを次のように改める。  
第三十六條及び第三十七條 削除  
(納稅地)  
第三十八條 取引高税は、營業者の營業所(營業所のない者につ

いては、住所又は居所の所在地を、その納税地とする。  
第四十一條から第四十三條までを次のように改める。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出しないで取引高税を納付しなかつた者

三 第三十四條の規定による申告をしないうで取引高税を免れようとした者

三 詐偽その他不正の行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2 前項の犯罪行爲により納付しなかつた、又は免れ、若しくは免れようとした取引高税の税額の二十倍が五十万円をこえるときは、情狀に因り前項の罰金は、五十万円をこえ当該税額の二十倍以下とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。

第四十二條 削除

第四十三條 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出せず、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十四條中第一号を削り、第二号中「第三号」を「第二号」に、第

三号中「第三十二條又は第三十三條を」第三十二條に改め、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第四十七條中「第四十二條の場合において懲役刑に処するときは、」を懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、に改める。

第四十八條中「第四十二條、」を削る。

第五條 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「登録税」の下に「砂糖消費税」を加える。

第二條に次の一号を加える。

四 租税の納付に充てられた金融機關に対する納税準備預金で命令で定めるものの利子

第五條中「については、命令の定めるところにより、その十分の五に相当する金額を」を「から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額を法定準備金その他の積立金に繰り入れたときは、当該繰入金については、命令の定めるところにより、に改める。

第五條の二第一号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その指示のあつた日から一年以内」に、同條第二号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その命令その他の措置又は認可のあつた日から一年以内」に、同條第三号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その決

定指令又は職権の行使のあつた日から一年以内」に、同條第四号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その承認のあつた日から一年以内」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前四号に規定するもの外、法令又は法令に基く命令により法人がその所有する資産（商品、製品、原料品、半製品その他これらに準ずるものを除く）を買収若しくは收用され、又は他に譲渡せしめられた場合における当該買収、收用又は譲渡に因り生じた益金でその義務の発生した日又はその命令のあつた日から一年以内に生じたもの

第十一條を次のように改める。

第十一條 砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖で輸入するもの（關税法第四條の規定により外國とみなす地域から輸入するものを含む）については、砂糖消費税を課さない。但し、關税法第七十六條第一項又は第七十六條ノ二第一項に該当する場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる砂糖（同項但書に該当する場合を除く）を原料として製造した砂糖消費税法第三條に掲げる砂糖、糖みつ又は糖水については、砂糖消費税を課さない。

3 砂糖消費税法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖については、砂糖消費税法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に

規定する砂糖消費税の免除又は交付金の交付に関する規定は、これを適用しない。

第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

・題名を次のように改める。  
昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納税の特例に関する法律

第三項を次のように改める。

3 昭和二十四年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、適用しない。

4 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならぬ。

第一期 昭和二十四年六月一日から同月三十日限り  
第二期 昭和二十四年十月一日から同月三十一日限り  
第三期 昭和二十五年一月一日から同月三十一日限り

5 昭和二十四年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による十月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期にお

いて、政府に納付しなければならぬ。

6 昭和二十四年に限り、所得税法第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一條第二号の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納税期の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算し、又は減算した金額による。

7 昭和二十四年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは「第二期」と、「第四期」とあるのは「第三期」とそれぞれ読み替へるものとする。

8 昭和二十四年に限り、所得税法中「第三十條」又は「第三十條第一項又は第二項」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納税の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一條」又は「第三十一條各号」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納税の特例に関する法律第六項」とそれぞれ読み替へるものとする。

9 この法律の施行に關し必要な所得税法施行規則（昭和二十二年政令第十号）の特例は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から一月以内で政令で定める日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税、清涼飲料税、物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。
- 3 この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者又は同法第六條の改正規定により第一種若しくは第二種（第一種第九十一号に掲げる物品を除く。第四項において以下同じ。）の物品の製造者とみなされる者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならぬ。
- 4 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実又は第一種若しくは第二種の物品の製造の委託をする事実をあわせ記載して提出しなければならぬ。
- 5 第三項の規定により申告した者は、この法律施行の日において、物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。
- 6 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、物品税法第一條の改正規定により物品税を

- 課することとなつた第一種の物品の製造者又は販賣者が、同條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品で総価格十万円以上のものを所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合において、この法律施行の日における物品を製造場外に移出したものとみなし、物品税法第二條第一項の税率として、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。
- 税額二万円を 昭和二十四年六月及び七月  
こえるとき  
税額五万円を 同年六月から  
こえるとき 八月まで  
税額十万円を 同年六月から  
こえるとき 九月まで
- 7 前項の製造者又は販賣者は、その所持する同項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に所轄税務署に申告しなければならぬ。
- 8 第六項に規定する物品を物品税法第十二條第一項又は同法第十三條第一項に規定する用に供するため所持する場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、第六項の規定にかかわらず、当該物品は、その承認を受けたときにおいて同法第十二條第一項又は同法第十三條の規定による承認を受けて移出したものとみなす。
- 9 前項の承認を受けよとする者は、この法律施行後一月以内にその旨並びにその所持する第六項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を記載した申告書を所轄税務署に提出しなければならぬ。
- 10 この法律の施行前に納付すべきであつた取引高税については、なお従前の例による。
- 11 この法律施行前に、改正前の取引高税法第十四條並びに第十五條第一項及び第二項の規定により申告及び納付すべきであつた昭和二十四年三月及び四月の取引の取引金額に対する取引高税は、昭和二十四年五月十日までに申告及び納付しなければならぬ。
- 12 政府は、この法律施行の際、營業者が消引されぬ取引高税印紙又は取引高税証紙を所持する場合は、命令の定めるところにより、その取引高税印紙又は取引高税証紙の額面額に相当する金額を還付する。但し、命令の定めるところにより、改正後の取引高税法第十五條の規定により取引高税を納付する際提出する申告書に添付して、納付すべき取引高税の納付に代へることができる。
- 13 この法律施行の際、營業者が所持する改正前の取引高税法第三十條第一項に規定する取引高税印紙購入通帳は、命令の定めるところにより、政府に返還しなければならぬ。
- 14 改正前の取引高税法第三十七條の規定による交付金の交付については、昭和二十四年七月三十一日までは、なお従前の例による。

- 15 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。
- 第二條第一項但書及び同條第二項中「及び取引高税法第一條第一項に規定する取引高税印紙」を削る。
- 第三條中「及び取引高税印紙」を削る。
- 附則第一項の次に次の四項を加える。
- 2 第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間収入印紙に代えて、取引高税印紙をもつて政令で定める租税その他の國の歳入金を納付することができる。
- 3 前項に規定する取引高税印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。
- 4 取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣さばきものとする。
- 5 前項の規定による取引高税印紙の賣さばきの管理及び手続に關する事項は、通信大臣が、これを定める。
- 附則第二項を第六項とし、以下四項ずつ繰り下げる。
- 16 この法律による租税特別措置法第五條の改正規定は、額面をこえる價額で発行した株式の拂込最終期日（昭和二十四年五月一日以後のもの）から、同法第五條の二の改正規定は、法人の昭和二十四年四月一日以後に終了する事業年度分から、適用する。
- 17 この法律施行前に、砂糖消費税

- 法第五條第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第五條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。
- 18 この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖を使用して製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。
- 19 前項に該当する場合を除く外、この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行後三月以内に砂糖、糖みつ、糖水、れん乳又は育児食の製造の用に供されたものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。
- 20 砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料として、この法律施行後三月以内はれん乳若しくは育児食を製造した場合又は砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二

種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料として製造した菓子、糖果若しくは果実みつ及びこれに類する物品を、この法律施行後三月以内に輸出した場合における砂糖消費税法第十二條ノ二の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

21 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕  
國民金融公庫法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十八日  
参議院議長 幣原喜重郎  
衆議院議長 松平恒雄殿

國民金融公庫法案  
國民金融公庫法

目次  
第一章 總則(第一條—第九條)  
第二章 國民金融審議會(第十條)  
第三章 役員及び職員(第十一條—第十七條)  
第四章 業務(第十八條—第二十二條)  
第五章 會計(第二十一條—第二十七條)  
第六章 監督(第二十八條—第三十條)  
第七章 罰則(第三十一條—第三十三條)

第八章 雜則(第三十四條—第四十九條)

附則 第一章 總則

(目的)  
第一條 國民金融公庫は、庶民金融及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする國民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする。

(法人格)  
第二條 國民金融公庫(以下「公庫」といふ)は、公法上の法人とする。

第三條 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。  
第四條 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。但し、その数は、東京都、北海道及び福岡縣においては二、その他の府縣においては一をこえることができない。

(業務の代理)  
第四條 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、他の金融機関にその業務の一部を代理させることができる。

2 公庫は、前項の規定により金融機関にその業務の一部を代理せよとするとときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

(資本金)  
第五條 公庫の資本金は、十三億円とする。但し、國會の議決を経て、これを増加することができる。

2 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。

3 政府の出資に係る資金は、第二十三條の規定による場合、國會の議決を経た金額の範囲内で業務上必要な不動産を取得する場合、庶民金融から承継した日本銀行からの借入金返済する場合及び國會の議決を経て新設に充てる場合を除く外、第十八條の規定による小口貸付の業務に充てなければならない。

(登記)  
第六條 公庫は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)  
第七條 公庫には、所得税及び法人税を課さない。

(名称の制限)  
第八條 公庫でない者は、國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)  
第九條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公庫に準用する。  
第二章 國民金融審議會  
第十條 國民金融審議會(以下「審議會」といふ)は、第十三條第一項

の規定による推薦並びに第十八條第一項、第十九條第二項、第二十二條、第二十四條及び第二十九條第二項の規定による議決をする外、大蔵大臣の諮問に應じ、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べ、審議會は、必要があると認めるときは、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べることができる。

2 審議會は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。  
一 經濟安定本部財政金融局及び大蔵省銀行局を代表する者各一人  
二 商業、工業、農業及び金融界を代表する者四人  
三 國民大衆の利益を代表する者  
四 國家又は地方公共団体の公務員以外のもの三人

4 前項に掲げる委員は、通貨発行審議會の推薦に基き、内閣の承認を得て大蔵大臣が任命する。

5 委員を任命する場合において、その委員の選定に當つては、各地域における利益が適當に代表されるように相當の考慮を拂わなければならない。

6 委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により定める。  
7 委員の任期は、二年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、第三項第二号の委員の半数及び同項第三号の委員のうち一人については、それぞれ一年とする。

8 委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、大蔵大臣は、通貨発行審議會の議を経て、これを解任することができる。

9 委員が欠員となつたときは、二月以内に補充の委員を任命しなければならない。補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 委員は、再任されることができぬ。

11 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公庫の用務のために費された時間に対する相應の日當及び会合出席のため、又は公庫の用務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

12 審議會は、少くとも年に四回開かなければならない。  
13 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員  
(役員)  
第十一條 公庫に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事四人及び監事二人を置く。  
(役員職務)  
第十二條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。  
2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁及び副總裁を輔佐して公庫の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員任期)

第十三條 總裁及び監事は、審議会の推薦に基き、内閣の承認を得て大蔵大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十四條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

2 總裁、副總裁、理事及び監事は、再任されることが出来る。

3 總裁、副總裁、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十五條 公庫と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 總裁、副總裁及び理事は、公庫の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は

裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員地位)

第十七條 公庫の役員及び職員(常時公庫に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇よりされる者以外のものをいふ。以下同じ。)は、國家公務員とする。

第四章 業務

(業務の範囲)

第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、大蔵大臣が審議会の議を経て定める計画及び指示に従ひ、生産資金の小口貸付の業務を行ふ。

2 前項に規定する「生産資金の小口貸付」とは、獨立して事業を遂行する意思を有し、且つ、適切な事業計画を持つ者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、小口の事業資金を供給することをいひ、生活困難者に対する救済資金の供給を意味するものと解釈してはならない。

(業務方法書)

第十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可をしよらなければならない。

3 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業務に關

する準則を記載しなければならない。

(事業計画及び資金計画)

第二十條 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するよう、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを大蔵大臣に提出し、審議会の議を経て行ふ。その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第五章 会計

(予算及び決算)

第二十一條 公庫の予算及び決算に關しては、公團等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(利益金の処分)

第二十二條 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十三條 公庫は、その業務上の余裕金をもつて、公債若しくは復興金融債券を保有し、又はこれを大蔵省預金部へ預け入れて運用することができる。

(債権の條件変更等)

第二十四條 公庫から資金の貸付を受けた者が災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、公庫は、審議会の議を経て、貸付條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。

(資金の交付)

第二十五條 公庫は、第四條第一項の規定により業務を代理する金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(不動産の取得)

第二十六條 公庫は、國會の議決を経て金額をこえて、業務上必要な不動産を取得することができない。但し、第四十四條第一項の規定により庶民金庫及び恩給金庫から不動産を譲り受けた場合は、この限りでない。

(会計帳簿)

第二十七條 公庫は、大蔵大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第六章 監督

(監督)

第二十八條 公庫は、大蔵大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任)

第二十九條 大蔵大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四、心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公庫の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任しようとするときは、大蔵大臣は、あらかじめ審議会の議を鮮なければならない。

(報告及び検査)

第三十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は職員をしてその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

第三十一條 公庫の役員又は職員が前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の場合においては、その違反行爲をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合

において、その認可を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定に基く政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三 第十八條第一項の規定に違反して生業資金の小口貸付の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第三十三條 第八條の規定に違反して國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雜則  
(他の法令の適用)  
第三十四條 訴訟法(明治二十三年法律第五号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公庫を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(共済組合)  
第三十五條 公庫の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「國民金融公庫」と、「各省各廳の長」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号)を適用する。

用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「國民金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「國民金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。  
第三十六條 國庫は、公庫に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。  
(健康保険等との關係)  
第三十七條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。  
(災害補償)  
第三十八條 公庫の役員及び職員は、その災害補償については、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定を適用する。

規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第四十條 國庫は、公庫がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。  
(釋過的規定)  
第四十一條 大蔵大臣は、通貨発行審議會の推薦に基き、第十條第三項各号に該当する者並びに庶民金融及び恩給金庫を代表する者のうちから、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理せしめる。

第四十二條 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、資本金の拂込の請求をしなければならぬ。

第四十三條 資本金の拂込があつた日において、設立委員は、その事務を公庫の總裁に引き継がなければならぬ。

總裁が前項の事務の引継を受けたる日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

公庫は、設立の登記をすることにより成立する。

庶民金融庫及び恩給金庫は、公庫成立のときに解散するものとし、その権利義務は、公庫が承継する。

大蔵大臣は、庶民金融庫及び恩給金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

前項の登記については、登録税を課さない。

公庫は、前條第一項の規定により、庶民金融庫及び恩給金庫から承継した債權債務のうち左に掲げるものに係るものについては、特別勘定を設けてこれを整理し、政令の定めるところにより、公庫の運営の健全性を害しない範囲においてなるべくすみやかに、これを整理しなければならない。

庶民金融庫法(昭和十三年法律第五十八号)第十七條第二号の規定による資金の融通、同條第三号の規定による損失補償及び同條第四号の規定による預金の受入(同條第五号の規定によるこれらの業務に附帯する事業を含む。)並びに同法第十七條ノ二の規定による預金の受入及び資金の貸付

恩給金庫法(昭和十三年法律第五十七号)第十八條各号に掲げる業務

庶民金融庫法第十八條又は恩給金庫法第二十二條の規定により余裕金の運用として保有する有價証券であつて第二十三條に規定するもの以外のものの保有

前項の規定により特別勘定として整理する債權債務については、その整理を完了するまでは、公庫は、第十八條第一項の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。

公庫は、前條第一項の規定により恩給金庫の權利義務を承継する場合において、この法律施行地内にある事務所のこの法律施行地外にある事務所に対する貸又は借があるときは、その貸又は借を第一項の特別勘定に属させなければならない。

第四十六條 第四十四條第一項の規定による庶民金融庫及び恩給金庫から公庫への有價証券の移轉については、有價証券移轉税を課さない。

第四十七條 公庫は、金融機關再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十六條の八第一項の規定及び第四十一條の二から第四十一條の五までの規定の適用に関しては、庶民金融庫及び恩給金庫の事業の譲受につき、これらの規定に定める譲渡金融機關からその事業の全部の譲渡を受けた金融機關とみなす。

第四十八條 この法律に規定するものの外、公庫の設立、公庫による庶民金融庫及び恩給金庫の業務の引継並びに庶民金融庫及び恩給金庫の解散に關し、必要な事項は、政令で定める。

第四十九條 第八條の規定は、この法律施行の際現に國民金融公庫又はこれに類する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

失業保険) 第三十九條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の

第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

労働者災害補償保険法(昭和十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公庫の事業は、國の直營事業とみなす。

第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

失業保険) 第三十九條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の

第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

失業保険) 第三十九條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の

第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

失業保険) 第三十九條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の

附則

I この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第十六項まで（附則第十二項を除く。）の規定は、公庫成立の日から施行する。

2 恩給金庫法及び庶民金庫法は、廃止する。

3 恩給金庫法中恩給債券に関する規定は、前項の規定にかかわらず、第四十四條第一項の規定により公庫に承継される恩給債券について、なおその効力を有する。

4 恩給金庫法及び庶民金庫法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第六條ノ二を次のように改める。

第六條ノ二 削除  
第十九條第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号ノ三を第二号ノ四とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 國民金融公庫自己ノ爲ニスル登記又ハ登録  
同條第七号中「恩給金庫」、「庶民金庫」、「恩給金庫法」及び「庶民金庫法」を削り、同條第十八号中「庶民金庫」を削る。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第五條第五号ノ三を次のように改める。

五ノ三 國民金融公庫ノ發スル證書、帳簿  
同條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二 削除  
第七 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項但書及び第七十五條第四項を削る。  
無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第四号中「若ハ庶民金庫」を削る。  
無盡会社は、無盡業法第十條の改正規定にかかわらず、第四十五條第一項の規定による公庫の特別勘定の整理の完了するまでは、従来の庶民金庫への預け金に相当する営業上の資金を公庫への預け金に運用することができる。

無盡関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。  
附則別表甲号六及び七を次のように改める。

六 削除  
七 削除  
前項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。  
第一條第一項中「日本銀行法」の下に「及び國民金融公庫法」を加える。

取引高税法（昭和二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。  
第二條第二項中「恩給金庫、庶民金庫、復興金融公庫」を「復興金融公庫、國民金融公庫」に改める。

地方税法（昭和二十三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。  
第十三條第十二号を次のように改める。

十二 國民金融公庫及び復興金融公庫の事業  
公庫等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「庶民金庫」を「國民金融公庫」に改める。  
公庫等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の規定に基づいて成立した庶民金庫の昭和二十四年度の予算のうち、公庫の成立の日の前日までに執行されなかつたものは、公庫の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

櫻内辰郎君登壇  
櫻内辰郎君 只今議題となりました揮発油税法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る四月二十一日より四月二十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。

去る四月二十一日より四月二十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。

去る四月二十一日より四月二十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。

去る四月二十一日より四月二十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。

で、これに対して小賣業者販賣價格の十割の税率により課税しようとするものであります。さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十八日討論に入りましたが、格別の発言もなく、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る四月二十一日より四月二十八日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。

政府は本年度予算の編成に当りまして、経済再建のための財政需要の増大に對して、極力租稅收入を確保するため、差当り概ね現行の稅制をそのまま踏襲することとしたのであります。即ち稅制全般に亘る改正及び國民租稅負担の合理化につきまして

は、追つて根本的に再檢討することとし、今回は酒稅、取引高稅等につき、当面必要と認められる若干の改正を行おうとするものであります。今本案の大意について申し上げます。先ず酒稅であります。酒類は現在配給酒と特別價格酒とに分れ、特別價格酒に対しては高稅率を適用してゐるのであります。が、今回その配給方法を変更し、家庭

用の配給はこれを廢止して、勞務者及び農村等に対し最小限度の配給を行ふに止め、極力その數量を壓縮し、残りは全部自由販賣することとし、その價格は、配給酒は現在の配給價格程度に、自由販賣酒は原則として現在の特別價格酒と配給酒との價格の中間程度になるように稅率を定めることとなつております。

次に清涼飲料稅につきましては、昨年七月相當大幅の稅率の引上げを行いました。が、その後の課稅の状況を見ますと、稅率が高過ぎるため生産を阻害してゐる嫌いがありますので、これが稅率の引下げを行うこととなつておるのであります。

次に取引高稅につきましては、世上最も非難の多かつた印紙稅の制度を廢止して、申告納稅の制度に改めますと共に、非課稅範圍を擴張し、又一定額以下の零細な取引額についてはこれを非課稅とすることになつておるのであります。

次に物品稅につきましては、小型乗用自動車等若干の物品に対して新たに課稅する半面、照明器具等若干の物品の稅率を一段階引下げることとなつております。尚、綠茶は、消費の性質及び課稅の實情に鑑み、従来の從價課稅を從量課稅に改めて、稅負担を若干軽減することとなつております。

次に租稅特別措置法の一部を改正して、額面超過金に対する法人稅及び輸入砂糖に対する砂糖消費稅の非課稅措置を講ずると共に、新たに納稅準備金の制度を設け、その利子に対して所得稅を免除することとなつております。

最後に所得稅の予定申告書の提出及び納期につきましては、昭和二十四年

に限り、その第一期は六月となつてい  
るのでありますが、今回第二期を十  
月、第三期を翌年一月の三期とし、そ  
れぞれ年額の三分の一ずつ納付するこ  
となつております。

さて本案審議に当り、各委員より熱  
心なる質疑があり、政府亦これに対し  
懇切なる答弁がありました。その詳  
細は速記録によつて御承知を願ひま  
す。かくて質疑を終局し、四月二十八  
日討論に入り、小川友三委員、油井賢  
太郎委員より賛成、天田勝正委員、中  
西功委員、川上嘉委員より反対の意見  
が述べられ、採決の結果、多数を以て  
原案通り可決すべきものと決定いたし  
た次第であります。右御報告申上げま  
す。

次に、只今議題となりました國民金  
融公庫法案の大蔵委員会における審議  
の経過並びに結果を御報告いたしま  
す。

去る四月二十二日より四月二十八日  
まで慎重に審議いたしました。質疑應答  
の後、討論に入り、採決の結果、全会一  
致を以て原案通り可決すべきものと決  
定いたしました次第であります。先ず本案  
の提案理由及び内容について申上げま  
す。この法律案は、金融機関再建整備  
法による最終処理の結果、庶民金庫は  
その資本金の全額、恩給金庫はその資  
本金の九割を切り捨てられました。こ  
の際、両金庫の機能を統合し  
て、國民金融公庫を設立し、銀行その他  
一般の金融機関から資金融通の困難な

國民大衆に対して、必要な事業資金を  
供給せんとするものであります。即ち  
國民金融公庫は、昭和二十四年度にお  
いて十三億円の政府出資を予定し、業  
務としては、生活困窮者に対する救済  
資金ではなく、生活再建のため緊要な  
事業資金の小口貸付を行うものであり  
ます。又業務の民主的運営を確保する  
ため、國民金融審議会が設置され、國  
民各層の代表者よりなる委員を以て構  
成し、その運営に万全を期せんとする  
ものであります。更にこの公庫の特殊  
性に鑑み、その役員及び職員は國家公  
務員として取扱われ、その予算、決算  
については國會の議決を経ることと  
し、その経理的確を期するものであ  
ります。

さて本案審議に当り、各委員より熱  
心なる質疑があり、政府亦これに対し  
懇切なる答弁がありました。詳細は速  
記録により御承知を願ひたいと存じま  
す。かくて質疑を終局し、四月二十八  
日討論に入り、採決の結果、全会一致  
を以て原案通り可決すべきものと決定  
いたしました次第であります。右御報告申  
上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな  
ければ、これより三案の採決をいたし  
ます。先ず揮発油税法案、酒税法等の  
一部を改正する法律案全部の問題に供  
します。兩案に賛成の諸君の起立を請  
ひます。

〔起立者多数〕  
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま  
す。よつて兩案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に國民金融公  
庫法案全部の問題に供します。本案に  
賛成の諸君の起立を請ひます。  
〔議員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め  
ます。よつて本案は全会一致を以て可  
決せられました。

次會の議事日程は決定次第公報を以  
て御通知いたします。本日はこれにて  
散會いたします。  
午後六時七分散會

○本日の會議に付した事件  
一、常任委員辭任及び補欠の件  
一、選挙法改正に関する特別委員會  
設置の件

- 一、日程第一 健康保險法の一部を  
改正する法律案
- 一、日程第二 厚生年金保險法等の  
一部を改正する法律案
- 一、日程第七 特別都市計画法の一  
部を改正する法律案
- 一、日程第八 訴訟費用等臨時措置  
法の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 公判前の証人等に対  
する旅費、日当、宿泊料等支給法  
案
- 一、日程第十 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案
- 一、日程第十一 司法警察職員等指  
定應急措置法等の一部を改正する  
法律案
- 一、日程第十二 会社等臨時措置法  
等を廃止する政令の一部を改正す  
る法律案

- 一、日程第十三 郵便法等の一部を  
改正する法律案
- 一、日程第十四 港則法の一部を改  
正する法律案
- 一、日程第十五 医療法の一部を改  
正する法律案
- 一、日程第十六 医師法及び歯科医  
師法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十七 米國對日援助見返資  
金特別會計法案
- 一、日程第十八 有價証券の処分の調  
整等に関する法律の一部を改正す  
る法律案
- 一、日程第十九 國營馬特別會計法  
案
- 一、日程第二十 企業再建整備法の一  
部を改正する法律案
- 一、單一爲替レイト設定について大  
藏大臣の報告
- 一、日程第二十七 六・三教育制度完  
全実施に関する決議案
- 一、農業協同組合自治監査法を廃止  
する法律案
- 一、農業協同組合法の一部を改正す  
る法律案
- 一、罹災都市借地借家臨時処理法第  
五條の二の災害及び同條の規定を  
適用する地区を定める法律案
- 一、日程第二十八乃至日程第三十九の  
諸議案及び日程第四十乃至日程第四  
十二の陳情
- 一、國會法第三十九條但書の規定に  
よる國會の議決に関する件(國立  
博物館評議員會の評議員)

出席者は左の通り。  
議長 松平 恒雄君  
副議長 松嶋 喜作君

- 議員  
小川 友三君 阿竹齋次郎君  
井上なつゝ君 宇都宮 登君  
梅原 眞隆君 江熊 哲翁君  
小野 哲君 加賀 操君  
柏木 康治君 鎌田 逸郎君  
河井 彌八君 來馬 琢道君  
高良 とみ君 小杉 い子君  
小宮山常吉君 西郷吉之助君  
新谷寅三郎君 鈴木 直人君  
竹下 豊次君 高瀬莊太郎君  
高田 寛君 高橋龍太郎君  
田中耕太郎君 中川 以良君  
野田 俊作君 早川 慎一君  
東浦 庄治君 久松 定武君  
松井 道夫君 松村眞一郎君  
三島 通陽君 宮城タマヨ君  
矢野 西雄君 山崎 恒君  
赤木 正雄君 飯田精太郎君  
大山 安君 奥 むめお君  
岡部 常君 岡本 繁新君  
尾崎 行輝君 木下 辰雄君  
楠見 義男君 大屋 晋三君  
山田 佐一君 中山 壽彦君  
島津 忠彦君 下條 康廣君  
宿谷 榮一君 大野木秀次郎君

遠山 丙市君	田村 文吉君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
寺尾 博君	玉屋 喜章君	平野 善治郎君	村尾 重雄君
徳川 頼貞君	一松 政二君	岩木 哲夫君	河野 正夫君
藤野 繁雄君	帆足 計君	羽生 三七君	山田 節男君
北條 秀一君	出口政五郎君	林屋龜次郎君	中井 光次君
岡田喜久治君	園 伊能君	稻垣平太郎君	カニエ邦彦君
山内 卓郎君	山本 勇造君	和出 博雄君	森下 政一君
結城 安次君	渡邊 甚吉君	青山 正一君	島田 千壽君
植竹 春彦君	藤井 新一君	吉川末次郎君	天田 勝正君
北村 一男君	加藤常太郎君	板野 勝次君	細川 嘉六君
西川 昌夫君	川村 松助君	中野 重治君	中西 功君
浅岡 信夫君	池田宇右衛門君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
堀 末治君	荒井 八郎君	水橋 藤作君	千葉 信君
西川甚五郎君	大島 定吉君	堀 眞容君	原口忠次郎君
黒田 英雄君	寺尾 豊君	藤枝 昭信君	椎井 康雄君
柴田 政次君	小杉 繁安君	池田 恒雄君	太田 敏兄君
板谷 順助君	今泉 政喜君	金子 洋文君	小泉 秀吉君
松野 喜内君	深川タマエ君	千田 正君	岡井 淳一君
木内キヤウ君	大隅 憲二君	藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
深水 六郎君	平岡 市三君	伊藤 修君	岩崎正三郎君
城 義臣君	藤森 眞治君	河崎 ナツ君	栗山 良夫君
石川 一衛君	仲子 隆君	川上 嘉君	丹羽 五郎君
中川 幸平君	重宗 雄三君	原 虎一君	下條 恭兵君
西山 亀七君	橋本萬石衛門君	島 清君	三好 始君
佐々木鹿藏君	境野 清雄君	米倉 龍也君	佐々木良作君
淺井 一郎君	廣瀬與兵衛君	波多野 鼎君	三木 治朗君
左藤 義詮君	小串 清一君	木下 源吾君	岡田 宗司君
平沼彌太郎君	尾形六郎兵衛君	小川 久義君	鈴木 憲一君
木内 四郎君	鬼丸 義齋君	岡村文四郎君	岡村文四郎君
櫻内 辰郎君	谷口彌三郎君	國務大臣	
油井賢太郎君	石川 準吉君	大藏大臣	池田 勇人君
星 一君	小畑 哲夫君	國務大臣	殖田 俊吉君
入交 太誠君	小林 勝馬君	文部大臣	高瀬莊太郎君
内村 清次君	梅津 錦一君	厚生大臣	林 讓治君

大隈 信幸君	門屋 盛一君	運輸大臣	大屋 晋三君
平野 善治郎君	村尾 重雄君	通信大臣	小澤佐重彦君
岩木 哲夫君	河野 正夫君	労働大臣	鈴木 正文君
羽生 三七君	山田 節男君	政府委員	
林屋龜次郎君	中井 光次君	法務事務官	高橋 一郎君
稻垣平太郎君	カニエ邦彦君	(検務局長)	
和出 博雄君	森下 政一君	大蔵事務次官	田口政五郎君
青山 正一君	島田 千壽君	大蔵事務官(大臣官房次長)	河野 通一君
吉川末次郎君	天田 勝正君	文部事務官(学校教育局長)	日高第四郎君
板野 勝次君	細川 嘉六君	厚生事務次官	淺岡 信夫君
中野 重治君	中西 功君	厚生事務官(保険局長)	宮崎 太一君
岩間 正男君	兼岩 傳一君	農林事務次官	池田宇右衛門君
水橋 藤作君	千葉 信君	運輸事務官(大臣官房長)	芥川 治君
堀 眞容君	原口忠次郎君	運輸事務官(局長業務局長)	藤谷 虎芳君
藤枝 昭信君	椎井 康雄君	建設政務次官	赤木 正雄君
池田 恒雄君	太田 敏兄君		
金子 洋文君	小泉 秀吉君		
千田 正君	岡井 淳一君		
藤田 芳雄君	羽仁 五郎君		
伊藤 修君	岩崎正三郎君		
河崎 ナツ君	栗山 良夫君		
川上 嘉君	丹羽 五郎君		
原 虎一君	下條 恭兵君		
島 清君	三好 始君		
米倉 龍也君	佐々木良作君		
波多野 鼎君	三木 治朗君		
木下 源吾君	岡田 宗司君		
小川 久義君	鈴木 憲一君		
岡村文四郎君			

〔第十七号参照〕  
 審査報告書  
 郵便爲替に関する約定に加入することについて承認を求めらるるの件  
 右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月十八日  
 外務委員長 佐藤 尙武  
 参議院議長松平恒雄殿  
 多数意見者署名  
 野田 俊作 伊東 隆治  
 浅井 一郎 伊達源一郎

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 この約定は、昨年六月加入した万国郵便條約に含まれていないものであり、近く爲替レートの設定が予想される事態になり、相当の範囲にわたる海外との現金、有價証券、貴重物品、爲替の送受、振替、代金引換制度の利用が要望される見込みとなつたので、この約定へ加入するという趣旨であり、総司令部の了解も取付けている案件であるので、この約定への加入は適當と認める。

二、事件の利害得失  
 この約定への加入によつて郵便業務に関する國際的交流が促進される利益がある。

三、費用  
 万国郵便條約加入の際、決定された万国郵便連合の経費分担のみを以て足り、個々の約定への加入に当つては、別に費用は要しない。

審査報告書  
 價格表記の書状及び箱物に関する約定に加入することについて承認を求めらるるの件  
 右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月十八日  
 外務委員長 佐藤 尙武  
 参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名  
 野田 俊作 伊東 隆治  
 浅井 一郎 伊達源一郎

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 この約定は、昨年六月加入した万国郵便條約に含まれていないものであり、近く爲替レートの設定が予想される事態になり、相当の範囲にわたる海外との現金、有價証券、貴重物品、爲替の送受、振替、代金引換制度の利用が要望される見込みとなつたので、この約定へ加入するという趣旨であり、総司令部の了解も取付けている案件であるので、この約定への加入は適當と認める。

二、事件の利害得失  
 この約定への加入によつて郵便業務に関する國際的交流が促進される利益がある。

三、費用  
 万国郵便條約加入の際、決定された万国郵便連合の経費分担のみを以て足り、個々の約定への加入に当つては、別に費用は要しない。

審査報告書  
 馬籠法を廃止する法律案  
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月十八日  
 農林委員長 楠見 義男  
 参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

平沼彌太郎 石川 雅吉  
赤澤 與仁 加賀 肇  
藤野 繁雄 羽生 三七  
門田 定藏 板野 勝次  
徳川 宗敬 北村 一男  
山崎 恒

要領書

一、委員会の決定の理由

現行馬蹄法は大正十年の制定にかかり、その目的とするところは、主として、(一)軍馬徴発の便宜に供するとともに、(二)馬産改良及び馬の取引改善に資することにあつたが、現在においては、(一)の点は全くその理由がなくなり、(二)の点も本制度によつて寄與するところ少く、且つ民間の自主にまつべき段階に達しているため、今現行法を廃止しようとするもので、その趣旨は妥當なりと認め、委員会は全会一致をもつて原案を可決すべきものと認めた。

三、事件の利害得失

現行法廃止に伴う馬の現在頭数把握については、別途毎年政府において行つて農業センサスによつて確保できるから、従来のように繁雑な馬籍簿調整の手續が省かれ、地方自治体の負担も著しく軽減される。ただ本件を通じて問題とされることは、最近、政府は馬に関する行政措置をつぎつぎに縮減しようとしているが、この傾向は他面、農業經營上あるいは輸送上重要な馬に対する生産確保、改良、防疫等に対する助長施設の漸減となつて現実にあらわれつつあり、このことは誠に憂慮に堪えない。今後特に留意を要するところである。

三、費用

この法律の実施に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

日本國憲法第八條の規定による議決案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十日

内閣委員長 河井 彌八  
参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

カニエ邦彦 河崎 ナツ  
町村 敬貴 荒井 八郎  
中川 幸平 藤森 眞治  
佐々木鹿蔵 城 義臣  
三好 始

要領書

一、委員会の決定の理由

皇室經濟法施行法の規定による天皇及び皇族の贈與の金額については、本年度においては、これらの法律に定められた國會の議決を要しない一定額百二十万円の他に、尙見舞又は奨励のための賜與は、日本國憲法第八條の規定に基づき予め國會の議決を経る必要があるが實際の必要の度毎に國會の議決を経ることは、事実上困難であるため一定額百二十万円の限り一括して國會の議決を経ようとするのであつて適當と認める。なお、昨年度においても同様の主旨で百八十万円の議決を経ているものである。

三、事件の利害得失

天皇並びに皇族より國民に対して見舞金、奨励金を贈與されることは、我が國の國民感情より見ても有意義であるが、前年度の実績に徴し又その後の物價情勢に照しても本議決を必要とする。

三、費用

この議決のために、別に費用を要しない。

審査報告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十日  
内閣委員長 河井 彌八  
参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

カニエ邦彦 河崎 ナツ  
町村 敬貴 荒井 八郎  
中川 幸平 藤森 眞治  
佐々木鹿蔵 城 義臣  
三好 始

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は内廷費の定額二千万円、皇族費の定額三十六万四千円と定められてあるのを最近の物價水準に照らし実情にそわなくなつたので内廷費の定額を二千八百万円、皇族費の定額を六十五万円に増額しようとするものであつて適當と改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて皇室經濟の運営並びに皇族の品位保持等の点について、物價の状況その他の諸般の事情に適應し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、要する費用は九百五十二万三千円である。

昭和二十四年四月十六日

内閣總理大臣 吉田 茂  
参議院議長 松平 恒雄

審査報告書

皇室經濟法第四條第一項及び第六條第一項の定額の変更に関し、昭和二十四年三月十六日開催に係る皇室

經濟會議において、左記の通り決議を了したので、同法第四條第三項及び第六條第九項の規定によつて、これを提出する。

昭和二十四年四月二十日  
内閣委員長 河井 彌八  
参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

カニエ邦彦 河崎 ナツ  
町村 敬貴 荒井 八郎  
中川 幸平 藤森 眞治  
佐々木鹿蔵 城 義臣  
三好 始

要領書

一、委員会の決定の理由

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

二、事件の利害得失

農業災害補償法第十二條第一項の規定による補償金の一部は、食糧農産物の共同貯金の一部は、食糧管理特別会計が負担し、同條第三項の規定により同特別会計はその負担分を消費者に轉嫁することとなつて、昭和二十三年度および二十四年度の共同貯金にかかる負担分については消費者に轉嫁することとなり、本案はそのために必要な臨時的措施として、前記第十二條第三項の規定の適用を除外しようとするもので、その趣旨は妥當なりと認め、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認めた。ただし、右可決に當つては、今回の臨時

三、費用

本件に伴い、一般会計から食糧管理特別会計に繰入れる額を要する金額は昭和二十三年度約十億六千万円、二十四年度約十三億三千万円であるが、二十三年度分のうち五億円は既に第四國會において予算上および法律上の措置が講ぜられており、残額小計約二十八億九千万円について今期國會において予算上の措置がとられて、又法的措置としてはさきに本院において議決を見た一大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金金に関する法律において講ぜられて

審査報告書

昭和二十四年度一般会計予算  
一、昭和二十四年度特別会計予算  
一、昭和二十四年度政府関係機関

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十日

予算委員長 黒川 武雄

参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

- 油井賢太郎 岩男 仁藏
- 岡田喜八郎 小串 清一
- 西川甚五郎 橋本萬右衛門
- 平岡 市三 久松 定武
- 尾形六郎兵衛 小林 勝馬
- 櫻内 辰郎 仲子 隆
- 松村真一郎 一松 政二
- 深水 六郎 西郷吉之助
- 新谷寅三郎 伊達源一郎
- 玉置吉之丞 飯田精太郎
- 田村 文吉 藤森 眞治
- 安達 良助 深川タマエ
- 小川 友三

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十四年度一般会計予算、昭和二十四年度特別会計予算及び昭和二十四年度政府関係機関予算は、総合的予算の均衡、行政整理等による経費の積極的節減、国際経済参加体制の確立を前提として編成せられ、九原則を厳密に履行して日本経済の自立を促進せしめようとするものであつて、失業対策、價格調整費等について若干の不備な点はあるが、概ね適切な処置と認めらる。

二、事件の利害得失

これによつて経済の自立化を促進することができる。

三、費用

本案による昭和二十四年度予算額は、一般会計においては歳入七千四百九十九億三千四百六十五万一千円、歳出七千四百六十六億六千七百五十九万一千円、特別会計においては歳入二兆五千五百四十三億三千五百四十四万四千円、歳出二兆三千五百六十億九百二十四万六千円、政府関係機関予算においては收支共一兆三千四百四十億三千二百万円である。



定價 一部 四円五十銭  
 送料実費

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町  
 電話 九段五三一  
 振替東京一九〇〇 圖書課